

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり



豊岡市老人福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 (2024~2026年度)

2024年3月
豊岡市

はじめに

急速に進む少子高齢化は今後も続くと見られ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、本市の高齢化率は40%を超える見通しです。

今後さらに、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加し、求められるサービスも多様化してまいります。

このような中、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することにより、介護職員の不足が顕在化し、介護人材の確保・定着が重要な課題となってきています。

本市においても都市部に比べ高齢化が大きく進行しており、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保・定着化、介護現場の生産性の向上を図るための目標や具体的な施策を計画に定め、着実に実行することが、地域包括ケアシステムの深化・推進に重要となります。

本市としても本計画の重点施策に「介護人材の確保と定着」を新たに加え、高齢者が安心して暮らせるまちづくりや、介護保険サービスの提供体制を確保するなど介護保険事業の円滑な運営を図るため、「豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

計画の基本理念『みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり』の実現に向けて、市民の皆さまが健康で過ごせるよう、また、介護や支援が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で少しでも長く暮らし続けられるよう、市民の皆さま、医療機関の皆さま、介護・障害福祉関係者の皆さまとともに、協働しながら、着実に計画を推進してまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。



豊岡市長

関 貫 久 仁 郎

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	他計画との関係	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定体制	4
第2章	高齢者を取り巻く現状や課題	5
第1節	高齢者の現状と推計	6
1	人口、高齢者数の推移	6
(1)	人口・高齢者数・高齢化率の推移	6
(2)	日常生活圏域別高齢者数の推移	7
2	人口、高齢者数の推計	8
(1)	人口・高齢者数・高齢化率の推計	8
第2節	介護保険事業の現状と推計	11
1	要支援・要介護認定者数、認定率の推移	11
(1)	認定者数と認定率の推移	11
(2)	要支援・要介護度別認定者数の推移	11
2	居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移	12
(1)	居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移	12
3	介護保険施設入所率の推移	12
(1)	介護保険施設入所率の推移	12
4	要支援・要介護認定者数の推計	13
(1)	要支援・要介護認定者数の推計	13
①	第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推計	13
第3章	計画の基本的な考え方	15
1	計画の基本理念	16
2	計画の基本目標	17
3	計画の基本目標と施策の体系図	18
第4章	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	21
1	地域で支え合うまちづくり	22
(1)	地域の見守り・支え合い体制の構築	22
(2)	社会福祉協議会活動	23
(3)	民生委員・児童委員の活動	25
(4)	ボランティア・市民活動センターの活動	26
(5)	学校教育などにおける福祉教育	28
2	社会参加のまちづくり	29
(1)	老人クラブ	29
(2)	高齢者大学・高齢者教室	30
(3)	スポーツ・レクリエーション	31
(4)	シルバー人材センター	32

(5) サロン・カフェ	33
3 高齢者が生活しやすいまちづくり	34
(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備	34
(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備	35
(3) 高齢者の虐待防止	36
4 安全で快適な生活環境づくり	37
(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）	37
① 外出支援サービス助成事業	37
② 住宅改造費助成事業	38
③ 緊急通報システム整備事業	39
④ 救急医療情報キット配布事業	40
⑤ 訪問理美容サービス事業	41
⑥ 生きがい活動支援通所事業	42
⑦ 長寿祝福事業	43
⑧ 要援護世帯雪下ろし援助事業	44
(3) 施設サービス及び支援施設等	45
① 養護老人ホーム（老人保護措置事業）	45
② 軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業	46
③ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業	47
④ 老人福祉センター管理運営事業	49
⑤ 生活管理指導短期宿泊事業	50
第5章 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	51
1 地域支援事業の体系図	52
2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	54
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	54
① 予防給付基準サービス事業（第1号事業指定事業）	54
a. 予防給付基準訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）	54
b. 予防給付基準通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）	55
② 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」	56
③ 支え合いサービス事業	57
a. 支え合い通所介護事業	57
b. 支え合い生活支援サービス事業	58
④ 介護予防ケアマネジメント事業	59
(2) 一般介護予防事業	60
① 介護予防把握事業	60
② 介護予防普及啓発事業	61
③ 地域介護予防活動支援事業	64
a. 健康まちづくり指導員養成事業	64
b. 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」	65
④ 地域リハビリテーション活動支援事業	66
3 包括的支援事業の推進～地域支援事業～	67

(1) 地域包括支援センター運営事業.....	67
①総合相談支援事業.....	67
②権利擁護事業.....	68
③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業.....	69
④地域包括支援センターの運営と機能の充実.....	70
⑤地域ケア会議推進事業.....	72
(2) 在宅医療と介護の連携推進.....	74
(3) 生活支援体制整備事業.....	75
(4) 認知症総合支援事業.....	77
①普及啓発・本人発信支援.....	78
②予防.....	82
③早期発見・早期対応.....	83
④医療・ケア・介護サービス・介護者への支援.....	87
⑤認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援.....	90
a. 若年性認知症の人と家族への支援.....	90
(5) 任意事業.....	92
①家族介護支援事業.....	92
②家族介護用品支給事業.....	93
③成年後見制度利用支援事業.....	94
④介護サービス相談員派遣事業.....	95
⑤住宅改修支援事業.....	96
⑥食の自立支援事業.....	97
⑦介護給付等適正化事業.....	98
4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施.....	99
(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施.....	99
第6章 高齢者が安心して暮らせるまちづくり.....	101
第1節 日常生活圏域と事業展開.....	102
1 日常生活圏域と事業展開.....	102
第2節 介護保険サービスの充実.....	103
1 介護保険サービス体系表.....	103
2 居宅サービス.....	104
(1) 訪問介護.....	104
(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護.....	105
(3) 訪問看護・介護予防訪問看護.....	106
(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション.....	108
(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導.....	109
(6) 通所介護.....	110
(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション.....	111
(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護.....	112
(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護.....	113
(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与.....	114

(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入.....	115
(12) 住宅改修・介護予防住宅改修.....	116
(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護.....	117
3 地域密着型サービス.....	118
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護.....	118
(2) 夜間対応型訪問介護.....	119
(3) 地域密着型通所介護.....	120
(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護.....	121
(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護.....	122
(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護.....	123
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護.....	124
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....	125
(9) 看護小規模多機能型居宅介護.....	126
4 居宅介護支援・介護予防支援.....	127
5 介護保険施設サービス.....	128
(1) 介護老人福祉施設.....	128
(2) 介護老人保健施設.....	129
(3) 介護療養型医療施設.....	130
(4) 介護医療院.....	131
6 サービス事業量の計画値.....	132
(1) 介護サービス見込量.....	132
(2) 介護予防サービス見込量.....	133
7 その他のサービス.....	134
(1) 特定入所者介護サービス費.....	134
(2) 高額介護サービス費.....	134
(3) 高額医療合算介護サービス費.....	134
8 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数等.....	134
第3節 第1号被保険者の保険料の確保.....	135
1 介護保険事業の負担割合.....	135
(1) 保険給付費.....	135
(2) 地域支援事業費.....	135
①介護予防・日常生活支援総合事業.....	135
②包括的支援事業費・任意事業費.....	135
2 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計.....	136
3 標準給付費及び地域支援事業費の推計.....	137
(1) 標準給付費.....	137
(2) 地域支援事業費.....	137
4 介護保険料の推計.....	138
(1) 介護保険料の推計.....	138
(2) 介護保険料基準額（月額）.....	139
(3) 所得段階別保険料.....	140

(4) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	141
第4節 介護保険制度の円滑な推進	142
1 地域包括ケアシステムの推進	142
2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	142
3 計画の推進状況の点検・評価・公表	142
4 他計画との連携	142
5 サービスに関する情報提供	142
6 公平で適正な要介護認定の実施	143
7 サービス提供体制の充実	143
8 利用者保護体制の充実	143
9 介護保険料の収納確保	144
10 介護給付の適正化	144
11 低所得者への対応	144
12 災害及び感染症に対する備え	144
13 介護人材確保・定着	144
参考資料	145
豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会設置要綱	146
豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会会議傍聴要領	147
豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	148
豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかる検討経過等	149
介護保険制度の主な改正点	150
2023年度豊岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査/介護・在宅医療意向調査在宅介護実態調査 集計結果概要版	151

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

2000年4月に施行された介護保険制度は、成立から20年以上が経過し、高齢者のケアを家族任せにせず社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。介護保険制度の施行当時、全国の65歳以上の高齢化率は17.4%でしたが、2022年には29.0%へと上昇しています。高齢化率は今後も増加を続け、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年には29.6%に達する見通しです。また、75歳以上の人口は2055年、85歳以上の人口は2060年ごろまで増加傾向が見込まれています。直近である2023年10月1日の住民基本台帳に基づく本市の高齢者人口は26,625人、高齢化率は34.7%となっており、高齢化が進んでいます。

2014年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（医療介護総合確保促進法）」が改正され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制として「地域包括ケアシステム」の構築が必要であると説かれました。これを受け、本市においても第6期介護保険事業計画以降、地域包括ケアシステムの構築及びさらなる深化・推進に取り組み、第8期計画においては、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んできました。いわゆる団塊ジュニア世代（1971～1974年に生まれた世代）が65歳以上となり高齢者人口が一時的に増加する2040年には多様化・多元化した高齢者像が予想されており、このような高齢者を様々な主体の参加と協働により包摂する地域の実現が望まれる中、地域包括ケアシステムは高齢者・障害者・子どもも含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現の中核的な基盤となることが期待されています。

一方で、少子高齢化が進展し介護分野の人的制約が強まる中、介護現場で働く職員の負担軽減、職場環境の改善等の課題が顕在化しており、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保に向けてやりがいを持って安心して働くことができる環境整備が不可欠となっています。また、さらなる高齢化の進展に伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等、様々なニーズのある要介護高齢者の増加が予想されることから、医療・介護の連携強化や情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等が求められています。

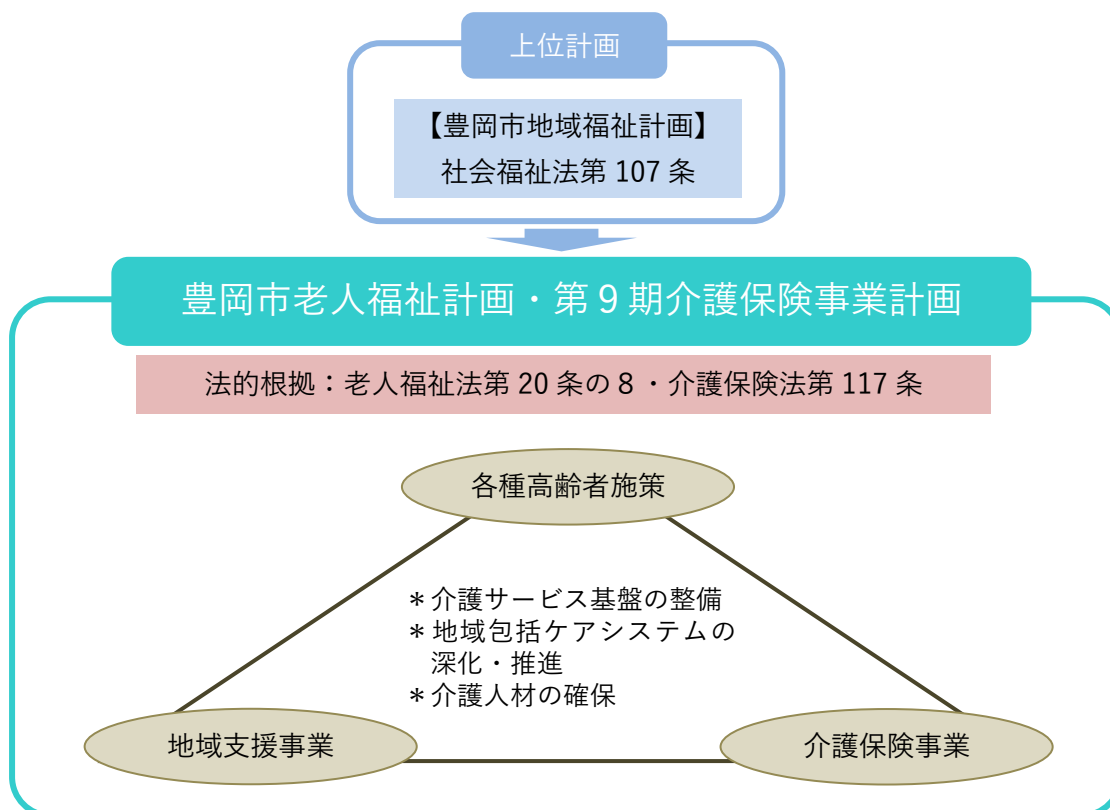
高齢者を取り巻くこのような状況を踏まえ、高齢者がいつまでもいきいきと自分らしく生活できるよう介護予防の意識を醸成するための施策を推進するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、支援を必要とする高齢者及び認知症高齢者の家族介護者等を誰一人取り残さない包括的・重層的な支援体制を実現していくため、「豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。本計画の推進により、たとえ支援や介助・介護が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう支援体制の充実を図り、また、高齢になっても特技を生かした社会貢献や子育て支援、若い世代との交流等を通じて社会参加を果たし、生涯にわたり自分らしく生きがいを持って生活できる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づく「介護保険事業計画」です。

また、社会福祉法第 107 条に基づき策定された「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として位置づけています。

図 計画の位置づけ



3 他計画との関係

- 本計画は、国や県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、「豊岡市総合計画」に掲げられている『安心しておだやかに暮らせるまちづくり』の高齢者福祉の分野について具体化するものです。
- 「豊岡市地域福祉計画」を上位計画とした「豊岡市障害者福祉計画」等のほか、「豊岡市健康行動計画」等と相互に連携・調和を図りながら高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上に取り組みます。
- 介護予防や高齢者の社会参加、生きがいつくり、障害者支援等に地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携・調和を図りながら施策を推進します。特に高齢の障害者の地域移行や地域生活の維持のため障害福祉計画との調和が重視されており、関係課と連携を取り合いながら総合的な相談体制の充実を図っていきます。

4 計画の期間

本計画は2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とします。なお、第9期計画期間の最終年度（2026年度）中に次期計画策定に向けた見直しを行い、2027年度を初年度とする第10期計画を策定します。

図 計画の期間と推移

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画の 推移	第7期計画											
				第8期計画								
							第9期計画					
										第10期計画		

5 計画の策定体制

- 保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者、公募委員等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後3年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。
- 老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65歳以上の高齢者を対象（無作為抽出）とするアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。
- 広く市民の皆様のご意見を本計画に反映させるため、2024年2月9日～19日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状や課題

○第2章以降に掲載されている各推計値は、端数処理の関係上、内訳と合計値が合わない場合があります。

第1節 高齢者の現状と推計

1 人口、高齢者数の推移

(1) 人口・高齢者数・高齢化率の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、2023年度は76,788人で、65歳以上の高齢者数も2021年度から減少しています。高齢化率は3割を超えており、2023年度は34.7%となっています。

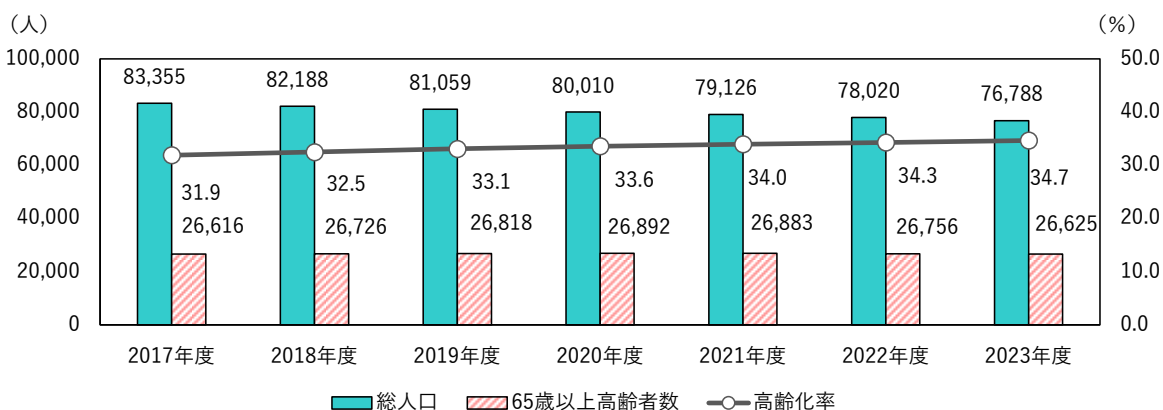
本市では、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。

表 人口・高齢者数・高齢化率の推移

	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
総人口	人	83,355	82,188	81,059	80,010	79,126	78,020	76,788
0～39歳	人	30,143	29,311	28,434	27,568	26,939	26,267	25,458
40～64歳	人	26,596	26,151	25,807	25,550	25,304	24,997	24,705
65歳以上	人	26,616	26,726	26,818	26,892	26,883	26,756	26,625
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	人	12,385	12,352	12,234	12,344	12,544	12,225	11,716
後期高齢者 (75歳以上)	人	14,231	14,374	14,584	14,548	14,339	14,531	14,909
高齢化率	%	31.9	32.5	33.1	33.6	34.0	34.3	34.7

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

図 人口・高齢者数・高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

(2) 日常生活圏域別高齢者数の推移

日常生活圏域別にみると、いずれの圏域も人口は減少し、高齢化率は増加傾向にあります。城崎・竹野・但東圏域の高齢化率は4割を超えており、そのうち但東圏域では2023年度の高齢化率が46%に達しています。

表 日常生活圏域別の人口・高齢者数（65歳以上）・高齢化率の推移

区分		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市全体	人口	人	83,355	82,188	81,059	80,010	79,126	78,020	76,788
	高齢者数	人	26,616	26,726	26,818	26,892	26,883	26,756	26,625
	高齢化率	%	31.9	32.5	33.1	33.6	34.0	34.3	34.7
豊岡圏域	人口	人	41,228	40,869	40,391	40,172	40,004	39,619	39,163
	高齢者数	人	11,963	12,065	12,112	12,186	12,227	12,202	12,143
	高齢化率	%	29.0	29.5	30.0	30.3	30.6	30.8	31.0
城崎圏域	人口	人	6,274	6,120	6,003	5,809	5,690	5,562	5,410
	高齢者数	人	2,383	2,381	2,352	2,326	2,321	2,264	2,223
	高齢化率	%	38.0	38.9	39.2	40.0	40.8	40.7	41.1
竹野圏域	人口	人	4,578	4,485	4,400	4,291	4,217	4,143	4,036
	高齢者数	人	1,779	1,768	1,791	1,790	1,793	1,803	1,777
	高齢化率	%	38.9	39.4	40.7	41.7	42.5	43.5	44.0
日高圏域	人口	人	16,995	16,733	16,555	16,322	16,071	15,830	15,592
	高齢者数	人	5,448	5,485	5,517	5,533	5,533	5,514	5,510
	高齢化率	%	32.1	32.8	33.3	33.9	34.4	34.8	35.3
出石圏域	人口	人	9,999	9,813	9,661	9,501	9,295	9,095	8,931
	高齢者数	人	3,260	3,259	3,282	3,306	3,300	3,274	3,278
	高齢化率	%	32.6	33.2	34.0	34.8	35.5	36.0	36.7
但東圏域	人口	人	4,281	4,168	4,049	3,915	3,849	3,771	3,656
	高齢者数	人	1,783	1,768	1,764	1,751	1,709	1,699	1,694
	高齢化率	%	41.6	42.4	43.6	44.7	44.4	45.1	46.3

※港地区は城崎圏域に含める

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

2 人口、高齢者数の推計

(1) 人口・高齢者数・高齢化率の推計

コーホート要因法*により本市の人口、高齢者数、高齢化率を推計したところ、本市の総人口は今後も減少傾向にあり、2045年度には57,336人となる見込みです。

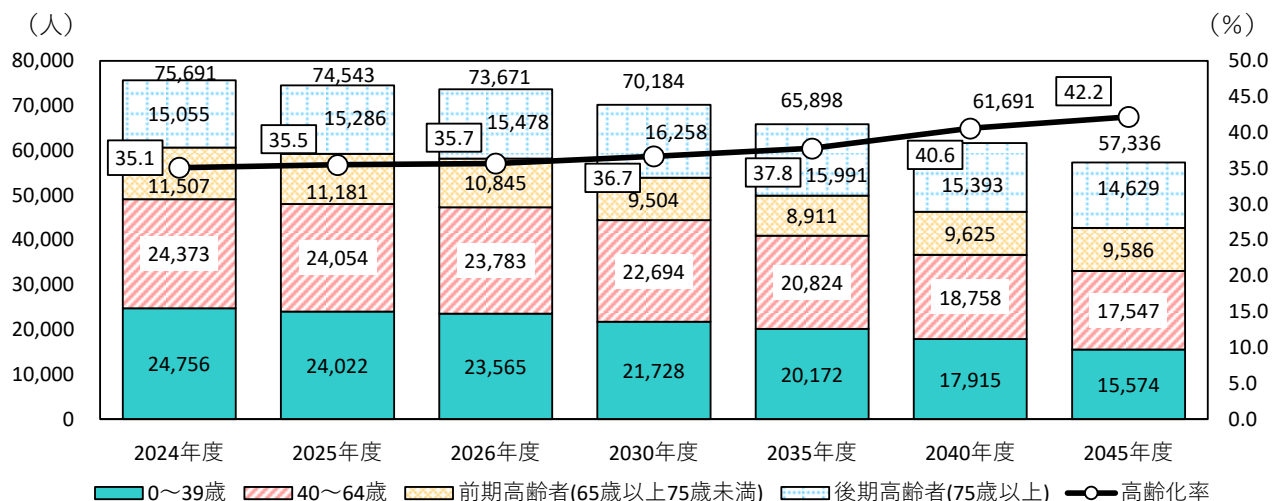
65歳以上の高齢者数も同様に減少傾向にありますが、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年度には一時的に増加すると見込まれ、高齢化率は40%を超える見通しです。

表 人口・高齢者数・高齢化率の推計

	単位	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
総人口	人	75,691	74,543	73,671	70,184	65,898	61,691	57,336
0～39歳	人	24,756	24,022	23,565	21,728	20,172	17,915	15,574
40～64歳	人	24,373	24,054	23,783	22,694	20,824	18,758	17,547
65歳以上	人	26,562	26,467	26,323	25,762	24,902	25,018	24,215
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	人	11,507	11,181	10,845	9,504	8,911	9,625	9,586
後期高齢者 (75歳以上)	人	15,055	15,286	15,478	16,258	15,991	15,393	14,629
高齢化率	%	35.1	35.5	35.7	36.7	37.8	40.6	42.2

※2018年度～2023年度の10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

図 人口・高齢者数・高齢化率の推計



*コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のことです。

(2) 日常生活圏域別高齢者数の推計

日常生活圏域別に高齢者数を推計したところ、圏域全体の人口はいずれの圏域も減少傾向となっています。

高齢者数も同様に減少傾向にあります。豊岡・出石圏域では2040年度には一時的に増加すると見込まれます。

高齢化率をみると、城崎圏域、竹野圏域、但東圏域では既に40%を超えており、今後も高齢化率の上昇が見込まれます。また、2045年度にはすべての圏域の高齢化率が40%を超えるとともに、竹野圏域では50%に達する見通しです。

表 日常生活圏域別高齢者数の推計

区分		単位	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
市全体	人口	人	75,691	74,543	73,671	70,184	65,898	61,691	57,336
	高齢者数	人	26,562	26,467	26,323	25,762	24,902	25,018	24,215
	高齢化率	%	35.1	35.5	35.7	36.7	37.8	40.6	42.2
豊岡圏域	人口	人	38,616	38,128	37,762	36,293	34,361	32,394	30,376
	高齢者数	人	12,172	12,164	12,150	12,096	11,961	12,399	12,348
	高齢化率	%	31.5	31.9	32.2	33.3	34.8	38.3	40.7
城崎圏域	人口	人	5,368	5,270	5,196	4,910	4,560	4,232	3,862
	高齢者数	人	2,230	2,209	2,181	2,074	1,938	1,797	1,665
	高齢化率	%	41.5	41.9	42.0	42.2	42.5	42.5	43.1
竹野圏域	人口	人	3,968	3,887	3,823	3,563	3,241	2,943	2,645
	高齢者数	人	1,752	1,736	1,720	1,650	1,545	1,468	1,322
	高齢化率	%	44.2	44.7	45.0	46.3	47.7	49.9	50.0
日高圏域	人口	人	15,319	15,061	14,877	14,124	13,272	12,442	11,590
	高齢者数	人	5,477	5,455	5,410	5,229	5,039	5,010	4,875
	高齢化率	%	35.8	36.2	36.4	37.0	38.0	40.3	42.1
出石圏域	人口	人	8,827	8,685	8,568	8,112	7,575	7,068	6,525
	高齢者数	人	3,273	3,265	3,244	3,169	3,051	3,094	2,913
	高齢化率	%	37.1	37.6	37.9	39.1	40.3	43.8	44.6
但東圏域	人口	人	3,593	3,512	3,445	3,182	2,889	2,612	2,338
	高齢者数	人	1,658	1,638	1,618	1,544	1,368	1,250	1,092
	高齢化率	%	46.1	46.6	47.0	48.5	47.4	47.9	46.7

※港地区は城崎圏域に含める

※2018年度～2023年度の10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

※市全体と各圏域は別々に推計しているため、合計は必ずしも一致しない

【参考】

表 本市の認知症高齢者数の推計

	単位	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度	2045 年度
65～69 歳	人	123	120	119	115	112	139	119
70～74 歳	人	328	321	309	261	250	245	305
75～79 歳	人	770	839	809	684	558	537	529
80～84 歳	人	1,026	1,045	1,089	1,274	1,383	1,134	1,100
85～89 歳	人	1,922	1,897	1,890	1,863	2,310	2,536	2,103
90 歳以上	人	1,571	1,623	1,651	1,762	1,830	2,200	2,556
計	人	5,740	5,845	5,867	5,959	6,443	6,791	6,712

※厚生労働省科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載されている認知症患者推定有病率を参考に推計したもの

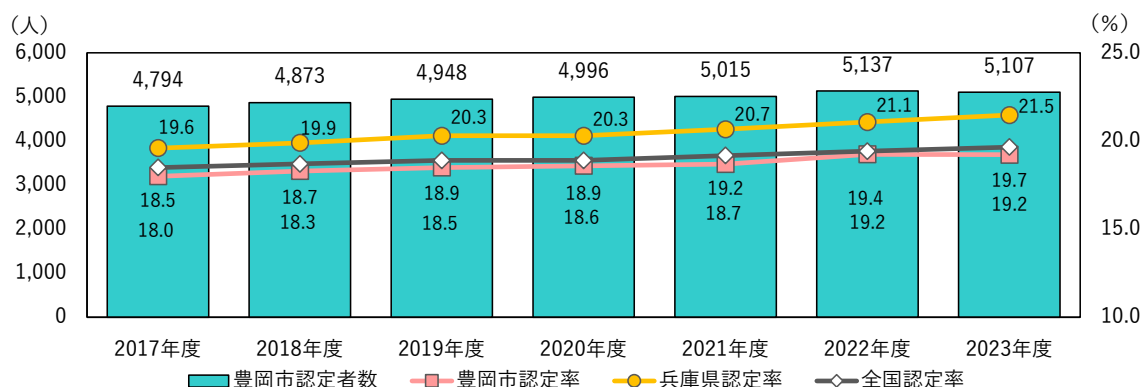
第2節 介護保険事業の現状と推計

1 要支援・要介護認定者数、認定率の推移

(1) 認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は増加傾向にあり、2023年度は5,107人、認定率は19.2%となっています。本市の認定率は全国と同程度となっており、兵庫県より低くなっています。

図 認定者数と認定率の推移



※認定率 = (要支援・要介護認定者数 (第2号被保険者を含む)) ÷ 第1号被保険者数

資料：介護保険事業状況報告 (各年度9月月報)

(2) 要支援・要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）の推移をみると、要支援1、要介護4は増加傾向となっています。

認定者数に占める割合をみると、要介護1が最も多く約22%で推移していますが、要支援1の割合が年々増加しており、2023年度は21.8%を占めて要介護1と同程度です。

表 要支援・要介護度別認定者数推移

	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
要支援1	人	788	877	897	907	975	1,119	1,114
	%	16.4	18.0	18.1	18.2	19.4	21.8	21.8
要支援2	人	480	486	468	484	465	440	460
	%	10.0	10.0	9.5	9.7	9.3	8.6	9.0
要介護1	人	1,080	1,076	1,125	1,135	1,128	1,165	1,148
	%	22.5	22.1	22.7	22.7	22.5	22.7	22.5
要介護2	人	647	676	638	642	625	601	572
	%	13.5	13.9	12.9	12.9	12.5	11.7	11.2
要介護3	人	534	505	564	549	532	508	531
	%	11.1	10.4	11.4	11.0	10.6	9.9	10.4
要介護4	人	688	704	705	738	788	796	803
	%	14.4	14.4	14.2	14.8	15.7	15.5	15.7
要介護5	人	577	549	551	541	502	508	479
	%	12.0	11.3	11.1	10.8	10.0	9.9	9.4
合計	人	4,794	4,873	4,948	4,996	5,015	5,137	5,107
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：介護保険事業状況報告 (各年度9月月報)

2 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

(1) 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

地域密着型サービス利用者数は増加傾向となっています。居宅サービス利用者数と施設サービス利用者数は2020年度に利用数が減少しましたが、その後再び増加傾向となっています。

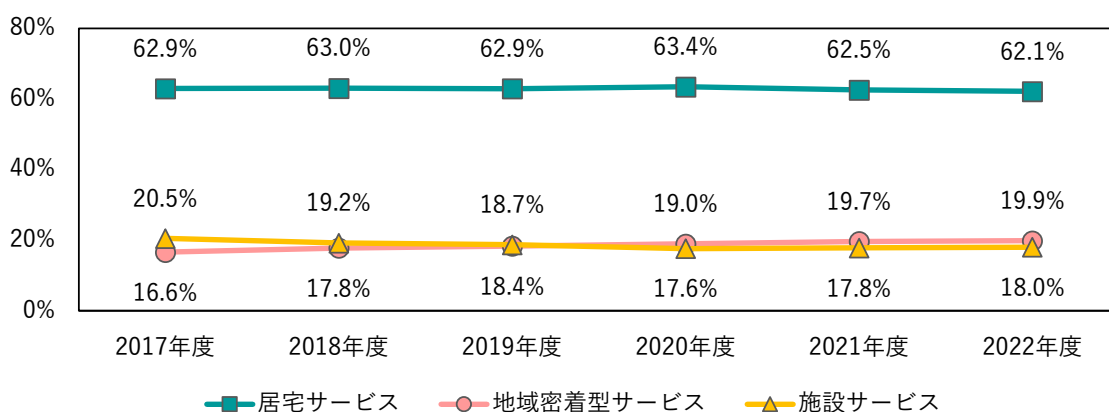
表 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
居宅サービス利用者数	人	2,713	2,892	2,972	2,970	3,061	3,076
地域密着型サービス利用者数	人	715	816	867	888	962	983
施設サービス利用者数	人	883	880	884	824	872	892
合計	人	4,311	4,588	4,723	4,682	4,895	4,951
サービス受給率	%	89.9	94.2	95.5	93.4	97.6	96.4

※サービス受給率は、要支援・要介護認定者に対するサービス利用者数の比率

資料：介護保険状況報告（11月月報（9月利用分））

図 サービス別受給率の推移

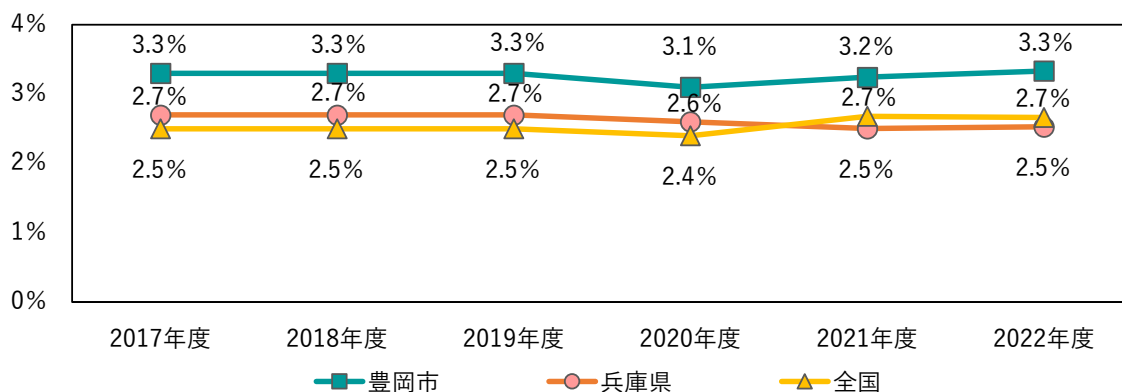


3 介護保険施設入所率の推移

(1) 介護保険施設入所率の推移

介護保険施設入所率をみると、2020年度に本市、県、全国ともにやや減少しましたが、その後は、本市と全国は2019年度以前の水準と同程度で推移しています。

図 介護保険施設入所率の推移



※施設入所率は第1号被保険者に対する施設サービス利用者数（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の割合。

資料：介護保険状況報告（11月月報（9月利用分））

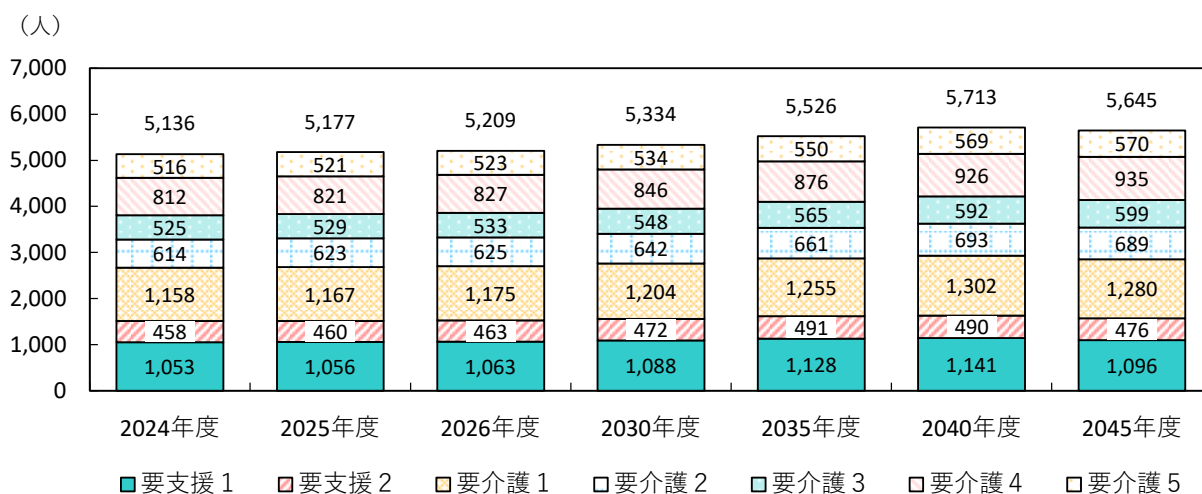
4 要支援・要介護認定者数の推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推計

①第1号被保険者の要支援・要介護度別認定者数の推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推計をみると、2040年度まで増加傾向となっています。また、認定率も増加傾向にあり、2045年度には23.3%に達する見通しです。

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推計



※2021年度及び2022年度の認定率を基に推計

表 要支援・要介護度別認定率（第1号被保険者）の推計

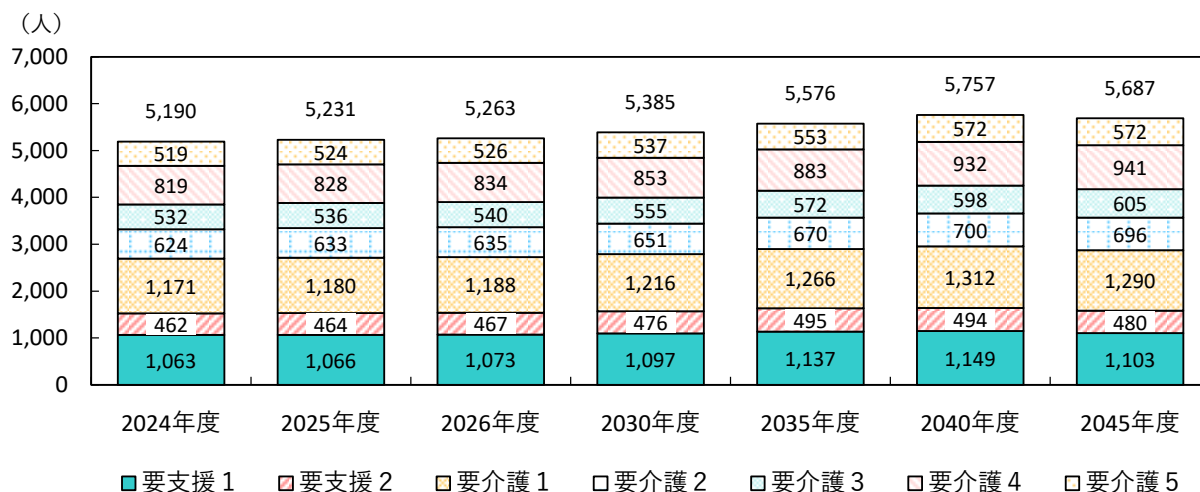
	単位	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
認定率	%	19.3	19.6	19.8	20.7	22.2	22.8	23.3

※認定率 = (要支援・要介護認定者数（第1号被保険者のみ）) ÷ 第1号被保険者数

②第2号被保険者を含む要支援・要介護度別認定者数の推計

第2号被保険者を含む要支援・要介護認定者数の推計は、2040年度まで増加傾向となっています。また、認定率も増加傾向にあり、2026年度には20%を超え、2045年度には23.5%に達する見通しです。

図 要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者含む）の推計



※2021年度及び2022年度の認定率を基に推計

表 要支援・要介護度別認定率（第2号被保険者含む）の推計

	単位	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
認定率	%	19.5	19.8	20.0	20.9	22.4	23.0	23.5

※認定率 = (要支援・要介護認定者数（第2号被保険者含む）) ÷ 第1号被保険者数

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、2012年に制定した「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」において、いのちへの共感を広げるための3つの視点（「いのちを大切にすること」、「支え合うこと」、「未来へつなぐこと」）を定め、本市の様々な取り組みの根底にいのちへの共感を取り入れています。

高齢化が著しく進む本市では、この「いのちへの共感」を施策の推進の土台としながら、「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域が一体となって支援を必要とする高齢者とその家族を支えていく仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

また、地域包括ケアシステムの深化を図るために、地域の一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、本人、家族、行政、医療介護の関係者・事業者をはじめ、地域住民や地域の多様な主体の参加や社会資源を活用した包括的・重層的な「支え合い」の推進に取り組んでいます。地域共生社会は制度・分野ごとの縦割りや「支え手」と「受け手」という関係を越えて、一人ひとりの生きがいや、地域を共に創っていくものであり、年齢や介護の必要性の有無等にかかわらず、誰もが人権を尊重され意欲や能力をもって参画できる社会でなくてはなりません。

第9期計画においても「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念とし、市民一人ひとりの笑顔が街中にあふれる社会の実現を目指すとともに、「支え合い」を通して次世代が命の尊さにつながりを学び、いのちへの共感を未来へつないでいくことができるよう、計画を推進します。

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

- 命は限られている(いのちを大切にする)
- 命は支えあっている(支え合う)
- 命はつながっている(未来へつなぐ)

豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいを促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、健康づくりと介護予防事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅲ 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 計画の基本目標と施策の体系図

基本理念「みんなで支え合い」

基本目標	基本施策	施策・事業
I 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	1. 地域で支え合うまちづくり	(1)地域の見守り・支え合い体制の構築 (2)社会福祉協議会活動 (3)民生委員・児童委員の活動 (4)ボランティア・市民活動センターの活動 (5)学校教育などにおける福祉教育
	2. 社会参加のまちづくり	(1)老人クラブ (2)高齢者大学・高齢者教室 (3)スポーツ・レクリエーション (4)シルバー人材センター (5)サロン・カフェ
	3. 高齢者が生活しやすいまちづくり	(1)福祉のまちづくり条例による生活空間の整備 (2)バリアフリー仕様の公営住宅の整備 (3)高齢者の虐待防止
	4. 安全で快適な生活環境づくり	(1)高齢者支援事業（介護保険対象外サービス） (2)施設サービス及び支援施設等
II 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	1. 介護予防・日常生活支援総合事業	(1)介護予防・生活支援サービス事業 (2)一般介護予防事業
	2. 包括的支援事業の推進 ～地域支援事業～	(1)地域包括支援センター運営事業 (2)在宅医療と介護の連携推進 (3)生活支援体制整備事業 (4)認知症総合支援事業 (5)任意事業
	3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	(1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
III 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1. 介護保険サービスの充実	(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)居宅介護支援・介護予防支援 (4)介護保険施設サービス (5)その他のサービス
	2. 介護保険制度の円滑な推進	(1)地域包括ケアシステムの推進 (2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (3)計画の推進状況の点検・評価・公表 (4)他計画との連携 (5)サービスに関する情報提供 (6)公平で適正な要介護認定の実施 (7)サービス提供体制の充実 (8)利用者保護体制の充実 (9)介護保険料の収納確保 (10)介護給付の適正化 (11)低所得者への対応 (12)災害及び感染症に対する備え (13)介護人材の確保と定着 新規

1 在宅医療・介護連携の推進（継続）

本人の希望に寄り添い可能な限り在宅生活が続けられるように、医療と介護が連携し包括的に支援していく必要があるため、地域の病院・診療所、歯科医院、薬局と連携し訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導等によって定期的に患者の様子を把握し、必要な医療を提供できる体制づくりを推進します。

2 認知症施策の推進（継続）

認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちの実現を図るため、保健・医療・介護・福祉等多職種による認知症高齢者とその家族の支援体制を充実し、住み慣れた地域で医療・介護サービス等を提供する仕組みづくりを推進します。また、市民一人ひとりが認知症について正しく理解し認知症への備えに主体的に取り組めるよう、意識の高揚を図ります。

3 地域ケア会議の推進（継続）

地域ケア会議は、「個別課題解決機能」「地域包括支援ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」の5つの機能があり、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。

4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化（継続）

高齢期は心身の機能が低下するため、フレイル予防を推進するとともに、地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築や民間企業、NPO法人、社会福祉法人等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実・強化を図ります。また、家族が安心して在宅介護を続けられる体制づくりを目指します。

5 高齢者の孤立化の防止（継続）

平均寿命の延伸に伴い高齢期が長くなっていることから、今後は、「支えられる側」としてだけではなく、高齢者が地域を「支える側」として活躍できる場を創出していくことが求められています。地域活動や就労、趣味の活動等、高齢者のニーズに沿うような地域参加の機会づくりを推進することによって孤立化を防止し、生きがいづくりや心身の健康の保持・増進、介護予防につなげていきます。

6 介護人材の確保と定着（新規）

日本全体で生産年齢人口が減少する中、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取り組みを講じていくことが重要です。必要な介護人材を確保し、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向けた取り組みを推進します。

第4章 高齢者がいきいきと暮らせる まちづくり

1 地域で支え合うまちづくり

(1) 地域の見守り・支え合い体制の構築

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○豊岡市社会福祉協議会による地域福祉活動 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○地域包括支援センター運営事業 ○行政区によるひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひきこもり高齢者等
事業概要	地域住民、関連団体、事業者等が連携し、高齢者を地域で見守り支え合う体制を構築しています。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談や援助を行い、住民が安心して暮らせるように支援を行っています。
- 豊岡市社会福祉協議会が委嘱している福祉委員と民生委員・児童委員等が地域の中で連携して見守り活動等ができるように、福祉委員研修会を実施しました。また、行政区圏域で支え合いマップを作成し、日ごろから見守り体制づくりの構築を進めてきました。
- 高齢者見守りネットワークについては、協力事業所等が地域の高齢者のちょっと気がかりなことに気づいたときに、地域包括支援センターに連絡が入るネットワークによる見守りができました。
- 地域包括支援センターでは、3種の専門家（保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員）が連携しながら、地域で暮らす高齢者とその家族の支援・見守りを行いました。
- 行政区や町内会により、ひとり暮らしの高齢者等を定期的な訪問や集う場で見守ることができました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢化や核家族化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等、見守りが必要な人が増加しており、地域住民や関係機関等が連携・協働して見守り活動を進めていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 民生委員・児童委員と区や関係機関等が連携しながら、地域全体で見守り活動ができる体制づくりを進めます。

(2) 社会福祉協議会活動

事業・取組の名称	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり（居場所・交流、見守り体制、生活支援体制等） ○総合的な相談・支援体制づくり（地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等） ○日常生活自立支援事業 ○共同募金活動 ○善意銀行による助成活動（緊急食料支援事業等） ○ボランティア・市民活動支援 ○その他各福祉サービス
対 象 者	支援、サービスを必要とする高齢者、地域住民、ボランティア団体等
事 業 概 要	豊岡市社会福祉協議会が行う、活動、事業等を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり
生活支援コーディネーター、コミュニティワーカーを中心に行政区、地区、旧市・町の各圏域における課題解決に向けたネットワークの構築を進めてきました。行政区圏域では住民同士の日常的な見守り、支え合い活動につながるように、福祉委員活動、サロン活動等の支援を行いました。また、地区圏域における協議体を中心に、地域課題の把握、解決に向けた取組の検討・支援を行いました。
- 総合的な相談・支援体制づくり
地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、総合相談・生活支援センターを中心に、高齢者、障害者、ひきこもり、経済的困窮等、制度の狭間にある住民や複合的な課題のある世帯等への支援を様々な関係機関と連携して対応してきました。
- 日常生活自立支援事業
判断能力に不安のある高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について、関係機関・団体と連携を図りながら支援を行いました。その中で、生活支援コーディネーター等と連携して、高齢で障害を抱えながら生活されている方について理解を求め働きかけを地域に対して行い、地域のサロン活動の参加につながったケースもあります。
- 共同募金活動
配分金事業の一つとして、集いの場づくり（いきいきサロン事業）の助成金、話し合いの場づくりの助成金を活用し、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカーが地域住民と協働しながら、場づくりの推進、運営の支援を行いました。
- 善意銀行による助成活動
生活に困窮し食料品等の確保が難しい世帯に対して、地域の企業等から寄付を受けた食料品等や善意銀行に預託いただいた浄財を活用し、食料品を購入し無償提供を行う「緊急食料支援」を展開しています。食料提供だけにとどまらず、困りごとの状況を聴き、生活再建の支援も行っています。
- ボランティア・市民活動支援
ボランティア・市民活動センターを窓口として、ボランティア活動者と活動先のマッチング支援や運営支援を中心に、「自主性・自発性・主体性」をもって活動が展開されるように支援を行いました。また小学校・中学校・高校の福祉学習を支援し、児童生徒が高齢者・障害者等の理解を深め、地域を知る機会につなげ、思いやりを育む働きかけを行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり
新型コロナウイルス感染予防の観点から住民の集いの場づくりの開催や見守り活動等の地域福祉活動が大きな影響を受ける中、活動を工夫したり様々なアイデアが生まれ、住民同士が思いやり、つながる方法を一緒に考え交流につなげました。また、地域課題の解決に向けた話し合いの場づくりが広がっており、地区圏域では地域での支え合いの基盤づくりに向け、コミュニティ組織の福祉部や企業等と連携し買い物支援等の問題に取り組んだり地域課題の解決に向けた取組を一緒に考えるなど、住民主体の地域づくりを行ってきました。
- 総合的な相談・支援体制づくり
高齢者やその家族が抱える課題も多様化・複雑化しており、複合多問題ケースが増加する中で総合相談センターだけでは対応が難しく、地域住民や行政、生活支援コーディネーター等と協議の場を持ちながら進めています。しかし、高齢者を含め複合多問題ケースは多機関調整や庁内調整等が必要不可欠ですが、うまく機能していない面もあります。
- 日常生活自立支援事業
判断能力が乏しい高齢者や障害者の地域での安定的な生活を支援する事業としてニーズが高く、相談件数が増加しています。契約に基づき支援を進める中で判断能力の低下が著しく進み、本事業での対応が難しくなるケースや今後そのおそれがあるケースも多く、成年後見制度へのつながりが課題となっています。
- 共同募金活動
共同募金配分金を活用した集いの場・話し合いの場の推進により、支え合いの地域づくりは前進しています。制度やサービスで充足できない地域課題への対応に、共同募金配分金の活用を検討する必要があります。
- 善意銀行による助成活動
広報等で善意銀行やその使い途について発信していますが、まだまだ市民に十分周知ができておらず、市民へ理解浸透を図る必要があります。
- ボランティア・市民活動支援
ボランティアグループメンバーの高齢化等により活動を辞められたグループや、コロナ禍で活動が思うようにできない等の理由から活動者の減少が続いています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり
豊岡市地域福祉計画における「支え合いの地域づくりの推進」「協働で進める地域づくりの推進」「生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進」を基本方針として、地域課題が多様化する中で地域住民と様々な関係機関や団体等と連携・協働し取り組みます。
- 総合的な相談・支援体制づくり
社会が変化する中で複雑化する様々な相談を包括的に受け止め、各支援機関の連携・協働のもと解決に向けた体制の充実・強化に努めます。
- 日常生活自立支援事業
成年後見制度による支援が必要となる方を制度につなぎ、権利擁護支援が必要な方が地域の中で安心して暮らせるよう、関係機関や地域住民と連携した支援を継続します。
- 共同募金活動
制度やサービスで充足できない地域課題に対応する配分事業を検討します。

- 善意銀行による助成活動
引き続き既存制度やサービスで対応できない地域課題について善意銀行の有効活用を含め検討を行うとともに、市民へ理解啓発を図っていきます。
- ボランティア・市民活動支援
登録ボランティアグループの活動支援を強化し、新規ボランティア活動の活性化を図ります。

(3) 民生委員・児童委員の活動

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○救急医療情報キット配布事業 ○緊急通報システム事業 ○災害時要援護者名簿登録制度
対 象 者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者等
事 業 概 要	民生委員・児童委員活動を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談や援助を行い、住民が安心して暮らせるように支援しています。
- 日ごろから地域住民の実態や福祉ニーズの把握に努め、支援が必要な住民に対して適切なサービスが利用できるように情報の提供、手続きの支援、行政との連絡調整等を行っています。
- 救急医療情報キットの配布や緊急通報システムの使用に関する手続き等の支援を行っています。
- 緊急通報システム事業では、自宅での緊急事態に速やかに消防本部に通報され対応する機器を貸与しました。
- 災害時要援護者名簿登録制度に基づく名簿への登録勧奨や、平常時における要援護者の見守り活動等を行っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 地域住民の抱える生活課題が複合化・複雑化しており、福祉、保健、医療等、様々な関係機関と連携しながら対応していく必要があります。
- 高齢化や核家族化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り活動が十分に行き届いていない可能性があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 民生委員・児童委員と区や民生・児童協力委員、福祉委員が連携しながら、地域全体で見守り活動ができる体制づくりを進めます。
- 複合化・複雑化した生活課題に対応できるように、民生委員・児童委員の研修機会の充実を図ります。また、制度やサービスの情報提供等を行います。

(4) ボランティア・市民活動センターの活動

事業・取組の名称	ボランティア・市民活動センター運営事業（豊岡市社会福祉協議会）
対象者	ボランティアを必要とする高齢者、ボランティア関係者（個人、グループ）
事業概要	ボランティア活動の促進を図ることにより、地域で支え合うまちづくりを推進しています。

表 ボランティアの登録状況

	2021年度	2022年度	2023年度
グループ数	98	103	102
グループ加入者数（人）（A）	1,786	1,801	1,793
個人登録者数（人）（B）	432	430	436
合計（A）＋（B）	2,218	2,231	2,229

資料：豊岡市社会福祉協議会（各年度4月1日時点）

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 豊岡市社会福祉協議会が運営しているボランティア・市民活動センター（本所・支所）は、地域福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動への住民参加の促進を図るため、学習、体験、情報提供の支援を推進してきました。
- 市民活動センターでは、様々なグループや個人のボランティアが登録され、給食弁当の調理や配食、朗読、点字等の高齢者や障害者への支援のほか、子育てやまちづくり等、各分野の支援活動を展開しています。様々な活動を通じた自身の楽しみややりがい、見守り活動等、地域づくりにもつながっています。
- 各種助成金の情報提供等、ボランティア活動について様々な相談を行っています。
- 近年多発する災害に対応するために、災害支援ボランティアセンターについて各団体等とセンターの運営・活動に関する協定を締結しました。災害発生時に効率的・効果的にボランティア活動を行うため、関係団体等と連携して災害ボランティアセンター合同研修会を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 少子高齢化や地域とのつながりが希薄化する中、ボランティア活動等の住民の自発的・自主的な活動は地域の福祉力を強化するものであり、その活性化に大きな期待が寄せられる一方で、ボランティアグループは高齢化による活動の休止や解散が見受けられます。また、コロナ禍で活動が思うようにできないグループもあります。
- 地域住民の支え合いによるまちづくりと連携した地域のネットワークづくりが必要です。
- 地域での支え合い活動の体制づくりを中心に、近所同士のつながりづくりや地域活動の世話役等の担い手不足が大きな課題になっています。
- 人材の発掘や育成を含め、さらに積極的な普及啓発活動の推進が必要です。
- 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等から、防災意識が向上しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- ボランティア活動を担う人材の育成やボランティア団体、セルフヘルプグループ等への支援を充実するために、ボランティア・市民活動センターの機能を強化します。
- 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等を充実することで、日ごろから災害に対応した体制づくりを進めるとともに、常時の地域活動の向上へつなげていきます。

(5) 学校教育などにおける福祉教育

事業・取組の名称	○地域コミュニティ組織の事業における福祉教育 ○児童・生徒のボランティア活動推進事業（豊岡市社会福祉協議会） ○子ども福祉委員活動（豊岡市社会福祉協議会）
対象者	児童・生徒、地域住民
事業概要	学校教育や生涯学習の場において、福祉教育プログラムを取り入れるなど、福祉に関する教育の充実を図り、福祉活動への理解と知識や援助技術の普及を促進しています。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 福祉教育では、地域で暮らす様々な方の生活や生き方の違いに気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割に関心を持ち、共生と公平に対する理解を深める機会として実施してきました。
- 福祉教育で学んだことを子どもたちが住民に発表し、地域住民が福祉の理解を深めることにつながりました。また、福祉教育で学んだことをもとに子どもたちが地域について考え、自分たちができることをコミュニティ組織・住民と一緒に取り組みました。
- 学校教育の場では、豊岡市社会福祉協議会の「児童・生徒のボランティア活動推進助成事業」により、体験教室や地域での交流による福祉教育プログラムが展開されています。また、地域課題にあわせた取り組みも実施しており、なかでも認知症の理解について「認知症サポーター養成講座」等によって、小学校・中学校・高校と取り組みを広げています。
- 子ども福祉委員活動に特化した事業は2022年度に終了しましたが、児童・生徒のボランティア活動推進事業と一体的に進めることで枠にとらわれることなく福祉教育に取り組みました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 福祉教育では当事者の話を直接聞くことで、さらに福祉に対する理解が深まっています。
- 地域には様々な社会資源があり、区や老人クラブ、社会教育団体、ボランティアグループ、NPO法人等の関係機関が連携を図り、各事業計画に福祉教育のプログラムを織り込むなど一体的な取り組みが必要です。
- 認知症や障害の理解等、現在の地域課題に即した内容等を提供し、福祉学習の充実を図っていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 豊岡市社会福祉協議会では、小学校・中学校・高校・短大・専門職大学と連携し、地域活動やボランティア活動を通じて地域に目を向ける視点を育てるとともに、子どもたちが自分の住む地域や住民の生活に関心を持ち、地域課題等について考える機会や地域の活動に積極的に参加する機会をつくります。

2 社会参加のまちづくり

(1) 老人クラブ

事業・取組の名称	老人クラブ活動促進事業
対 象 者	老人クラブ
事 業 概 要	高齢者が保有する知識、経験等を生かした住みよい地域づくりを目標に、健康づくり、介護予防、地域の見守り、子育て支援等、様々な活動を通じて明るい長寿社会を目指し取り組んでいる老人クラブの支援を行っています。

表 老人クラブの状況

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
単位クラブ数	団体	238	232	221
会員数	人	8,574	7,982	7,624
加入率	%	26.8	25.1	24.0

※市老人クラブ連合会未加入クラブを含む（各年度4月1日現在）

※加入率（%）は、会員数を各年度の60歳以上人口で除したもの

ア 第8期計画の取組状況・実績

- クラブ数は少しずつ減少し、2021年度の238クラブから2023年度は221クラブに推移しています。会員数も減少傾向となり、2023年度は7,624人で、2021年度（8,574人）と比較すると約11%減少しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 老人クラブは、高齢者の社会参加や生きがいつくり、健康づくりに重要な役割を果たしています。また、児童の登下校の見守り、伝統文化の伝承等、地域づくりに貢献しています。
- 定年延長や雇用継続の影響等で新規加入者が少なくなっており、組織の世代交代ができず、現会員の高齢化と役員の固定化が見られます。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 豊岡市老人クラブ連合会が実施する取り組みを支援します。

(2) 高齢者大学・高齢者教室

事業・取組の名称	○但馬文教府みてやま学園 ○生きがい創造学院
対象者	高齢者
事業概要	○但馬文教府みてやま学園は、生涯学習の一環として高齢者に総合的、体系的な学習の機会を提供し、生きがいのある充実した生活基盤を確立するため、4年制の高齢者大学として設置されています。基礎的知識を習得するための教養講座と「健康づくり」や「但馬の文化」、「但馬の自然・産業」、「麦わら細工」、「書道」、「パソコン」の6つの専門講座が開講されています。 ○生きがい創造学院は、高齢者等の創造活動を通じて、相互の友愛と連帯の輪を広げるとともに、生きがいづくりと健康増進に資することを目的に13講座が開講されています。

ア 第8期計画の取組状況・実績

表 但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（2022年度）

講座・コース名	内容	受講者数 (人)	
教養講座	変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。	737	
専門講座	健康づくり	様々なゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。	49
	但馬の文化	但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。	76
	但馬の自然・産業	但馬の自然やそれを生かした産業について学びます。	35
	麦わら細工	城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりをします。	33
	書道	書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。	26
	パソコン	ワードで文字入力や文書作成、エクセルで名簿管理や表計算を学びます。	25

※受講生は但馬各市町から163人、うち豊岡市からは134人

※専門講座は各自2コースを選択

表 生きがい創造学院の教室の受講状況（2022年度）

講座名	受講者数 (人)	講座名	受講者数 (人)
陶芸	16	絵画	12
木彫	19	パソコン	13
麦わら細工	33	囲碁	5
書道	25	写真	13
表具	7	編み物	10
俳句	16	カラオケ	14
短歌	9	合計	192

※受講生は但馬各市町・京丹後市から192人、うち豊岡市からは179人

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加のために大きな役割を果たしています。
- 余暇の多様化や労働環境、経済環境の要因もあり、各講座・教室等の受講生は年々減少傾向にあり、新規受講生も減少しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 受講生の増加を図るため、高齢者への事業の周知を支援します。

(3) スポーツ・レクリエーション

事業・取組の名称	スポーツクラブ 21 等
対象者	概ね 60 歳以上の高齢者
事業概要	高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのための様々な事業の実施や、スポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- コロナ禍によりスポーツ分野においても様々な活動が停滞し、地域におけるスポーツイベントの相次ぐ中止等大きな影響を受けました。
- 感染症法上の位置づけが見直されて以降、徐々にスポーツクラブ 21・スポーツ推進委員による普及啓発等の各種スポーツ活動が再開され、地域に活気が戻りつつあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- スポーツクラブ 21、スポーツ協会及びスポーツ推進委員と、老人クラブ等の地域団体との連携により増えつつあったスポーツ機会が、コロナ禍により停滞に追い込まれました。
- 地域におけるスポーツ活動については、ライフステージごとのニーズや身体状況に配慮し無理なく取り組めるニュースポーツ等の普及を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 子どもから高齢者まで、多様な主体が体力や技術・興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、ライフステージにあった運動プログラムを提供・普及するための仕組みづくり、運動やスポーツをしていない人もスポーツを始めたい環境づくりに取り組みます。
- 65歳以上の精神的発達の完成時期に到達した世代のスポーツを通じた健康づくり、疾病予防、社会参加の促進を実現すべく、保健・福祉分野と連携し健康づくりや疾病予防を目的とした運動習慣の確保に努めるとともに、スポーツクラブ 21 等各種団体の活動を通じてスポーツによる交流を深め、仲間づくりや生きがいづくりにつながる事業を展開します。

(4) シルバー人材センター

事業・取組の名称	高齢者就業機会確保事業
対象者	高齢者
事業概要	豊岡市シルバー人材センターは、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、高齢者の就業機会確保のために、就業に関する情報提供、就業相談、講習会等の事業を行っています。また、兵庫県シルバー人材センター協会の一般労働者派遣事業、職業紹介を活用した就業機会の確保を推進しています。

表 就業（豊岡市シルバー人材センター）の状況

	単位	2021年度	2022年度	2023年度(見込)
契約件数	件	3,019	2,979	2,925
契約金額	円	348,992,320	340,648,542	335,000,000
就業延人員	人/日	62,453	60,129	59,135
会員数	人	634	606	600

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 豊岡市シルバー人材センターの運営の安定化を図るため、市では財政支援を継続するとともに、センターが実施する各事業の周知等の支援を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 豊岡市シルバー人材センター事業の啓発を行った結果、高齢者にふさわしい就業の確保が行われました。
- 定年延長や雇用継続によりセンター入会時の年齢が高くなるとともに会員数も減少傾向にあるため、就業依頼数に応えられる会員数の確保が課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 会員数の確保を図るため、対象者に積極的な勧誘活動を推進するとともに、就労人材育成のための講習会の開催、会員の経験や知識を生かした就業機会の確保を支援します。

(5) サロン・カフェ

事業・取組の名称	サロン・カフェ
対象者	高齢者等
事業概要	行政区、地区内等で住民が主体となって、高齢者や地域の住民が気軽に集まり、お茶を飲みながらおしゃべり等をする集いの場が開催されています。

表 サロン・カフェ実施箇所数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
豊岡地域	箇所	111 (9)	108 (9)	107 (9)
城崎地域	箇所	19 (1)	19 (1)	18 (1)
竹野地域	箇所	30 (3)	30 (3)	31 (3)
日高地域	箇所	61 (4)	58 (4)	60 (4)
出石地域	箇所	47 (5)	46 (4)	47 (6)
但東地域	箇所	35 (3)	35 (3)	34 (3)
市全体	箇所	303 (25)	296 (24)	297 (26)

※各年度3月31日現在（2023年度は12月31日現在）

※（ ）内は、地域コミュニティ組織主催のサロン・カフェ（内数）です。

※ふれあいいきいきサロン事業助成金を受給していないサロン・カフェも含まれます。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 行政区が実施する「ふれあいいきいきサロン」に対して、豊岡市社会福祉協議会が活動年数によって補助を行いました。
- 市が豊岡市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター等が、サロンの立ち上げの働きかけや運営支援を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため活動制限が必要となり、集まらない時期は世話役が訪問したりSNSによる安否確認を行うなど、つながりを継続する取り組みが行われたケースもありました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 生活支援コーディネーター等の働きかけや支援により、社会参加の機会の一つとなるサロン・カフェ等の集いの場の新規開設が進められました。
- サロン・カフェの開催を楽しみにされている高齢者は多く、参加者と地域の交流の場となっています。また、参加することで社会参加・健康維持につながっています。
- 参加者が固定化する傾向にあることや、世話役等運営に携わる後継者の確保が難しくなっていることが課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 生活支援コーディネーター等を通じて、サロン・カフェの新規開設支援や既存の集いの場の質的充実に取り組むとともに、サロン・カフェが継続して運営されるよう支援します。

3 高齢者が生活しやすいまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備

事業・取組の名称	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備
対象者	高齢者や障害者を含むすべての県民
事業概要	兵庫県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、1992年10月に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、県、市、県民及び事業者が一体となって、高齢者や障害者が安全で快適に生活できる環境整備を総合的に推進しています。本市では、施設の建築や改築時に整備基準による審査・指導等を行っています。

表 建築等の際の届出・通知件数

届出・通知の名称	単位	2021年度	2022年度	2023年度
小規模購買施設等建築等（変更）届	件	3	3	3
特定施設建築等（変更）届	件	2	1	3
公益的施設建築等通知書	件	0	0	0
共同住宅建築等通知書（届）	件	0	0	1

※各年度3月31日現在（2023年度は12月31日現在）

※2011年7月1日から、特定施設の大半は建築確認（計画通知を含む。）で審査・検査されています。この表は、建築確認で審査・検査されない施設について、福祉のまちづくり条例に基づき市に提出された届出・通知の件数です。

ア 第8期計画の取組状況・実績

○ 「福祉のまちづくり条例」に基づき、一定の施設に対して建築等の際の届出・通知を受理し、審査・指導を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 日常生活や社会生活での物理的・心理的な障害や制度上の障壁等、高齢者等を取り巻く環境を検証しながら、ユニバーサルデザインを推進する必要があります。
- 特定施設の環境改善だけでなく、高齢社会に対応した住環境の改善等も併せて推進することが重要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 県と連携し、高齢者等にやさしい住環境の知識の普及に努めます。
- 「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設・店舗・駅・公園等の特定施設の整備改善を促し、高齢者等が生活しやすい環境整備を推進します。

(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備

事業・取組の名称	バリアフリー仕様の公営住宅の整備
対 象 者	市営住宅の入居者
事 業 概 要	市営住宅の整備にあたり、「豊岡市公営住宅等長寿命化計画」(2019年3月改定)に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープの設置等、高齢者の身体機能の低下に配慮した整備に努めています。

表 バリアフリー仕様の公営住宅の整備の状況

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
バリアフリー仕様の公営住宅の整備	戸	2	2	2

※各年度3月31日現在(2023年度は12月31日現在)

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市営住宅の新築や、既存の市営住宅の大規模なバリアフリー改修工事は実施していません。
- 市営住宅1箇所、入居者の退去等により空室になった部屋の修繕工事に併せて、浴槽をまたぐ高さが低く高齢者でも出入りしやすい浅型の浴槽に取り替える工事を実施しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2003年度以降に建替え等により整備した住宅の多くは、高齢者等に配慮した居室内の段差解消等が図られています。一方、一部住宅では住棟へのアプローチに段差があり、スロープ化等の対応が必要となっています。また、入居者の高齢化が進んでおり、エレベーターがない中層住宅の上層階に居住する高齢者等の下層階への住み替え等の対応が必要となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 既存の市営住宅は、豊岡市公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者の身体機能低下に対応した構造及び設備を備えた住宅への改修の検討を進めます。
- エレベーターがない中層住宅で、上層階に居住している高齢者等に医師が認める身体機能の低下等がある場合、下層階への住み替え等に配慮します。

(3) 高齢者の虐待防止

事業・取組の名称	高齢者虐待対応
対象者	65歳以上の高齢者
事業概要	<p>○高齢者の虐待に関する通報や相談の窓口を、地域包括支援センター及び豊岡市福祉事務所（市振興局市民福祉課を含む）に設けています。</p> <p>○高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため「高齢者虐待対応マニュアル」を策定し、関係機関と連携し対応しています。</p>

表 高齢者虐待の通報・相談の状況

	単位	前年度からの 継続	通報	虐待認定	特養への 措置	養護への 措置	入院・入所	在宅サービス 導入	その他	終結	対応継続
2021年度	件	14	42	22	1	1	3	19	12	21	15
2022年度	件	15	30	6	1	0	4	8	8	12	9
2023年度（見込）	件	9	36	15	1	1	4	16	7	4	11

表 虐待の種類別の通報・相談の状況（虐待認定したもの・重複あり）

	単位	身体的	心理的	世話放棄	性的	経済的
2021年度	件	14	11	1	1	1
2022年度	件	5	4	2	0	0
2023年度（見込）	件	21	16	7	0	3

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 虐待認定には至らないものの、虐待の疑いのある家庭内でのトラブルや、複合多問題世帯の事例が増加しています。相談や通報があった場合は迅速な対応に努め必要な支援につなげています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員、介護事業者、警察、医療機関等の専門機関からの通報が増加しています。
- 高齢者が生命や身体に危険を感じ、特別養護老人ホーム等への緊急入所が必要となるケースも増加しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 虐待の根本的な解決につなげるため、被虐待者のみではなく、家族介護者を対象とする家族介護教室、認知症カフェ等の家族介護者への支援事業を実施し、虐待の主な発生原因とされる不適切な介護技術や知識不足、介護疲れや介護ストレスの解消等、養護者への適切な支援に努めます。
- 緊急的な分離措置が必要な場合、早期に対応できるよう介護老人福祉施設等との連携に努めます。

4 安全で快適な生活環境づくり

(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）

①外出支援サービス助成事業

事業・取組の名称	外出支援サービス助成事業
対象者	公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者
事業概要	電車、バス、タクシー等の一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉車両により居宅と医療機関・福祉施設等との間を移送するサービスを利用した場合に、その料金の一部を助成しています。高齢者等及びその介護を行う者の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としたものです。

表 外出支援サービス助成事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
登録者数	人	1,122 (1,109)	1,130 (1,109)	1,160 (1,109)	1,160	1,160	1,160
延利用回数	回	19,140 (16,780)	18,143 (16,780)	20,708 (16,780)	20,000	20,000	20,000

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 登録者数、延利用回数ともに計画値を上回っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 本事業は一人当たりの助成金額に限度がないため、遠距離利用者ほど多くの助成が受けられる制度です。一方で、障害者を対象とした福祉タクシー助成事業は、利用距離に関係なく1回500円の助成のため、本事業と比べ不公平が生じています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 本事業と福祉タクシー助成事業の格差是正を図ります。
- 本事業を持続可能な制度にするため、2024年度から利用者負担額を変更します。なお、この見直しは暫定的なものであり、引き続き公費負担と利用者負担のあり方を検討します。

②住宅改造費助成事業

事業・取組の名称	住宅改造費助成事業
対象者	介護保険の認定を受けた方、身体障害者手帳1級または2級の方及び療育手帳A判定の方の属する世帯
事業概要	介護保険の認定を受けた方や障害者等が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を今後も送るため、その身体状況に応じた既存住宅の改造をしようとする際に必要となる経費の一部を助成しています。

表 住宅改造費助成事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
住宅改造・特別型 利用件数	件	16 (13)	14 (13)	12 (13)	13	13	13
住宅改造・一般型 利用件数	件	12 (20)	廃止 (20)	— (20)	—	—	—

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市ホームページや介護支援専門員連絡会等を通じ、事業の周知や啓発に努めました。
- 2022年度から住宅改造・一般型を廃止し、住宅改造型（旧住宅改造・特別型）のみとして介護認定者や重度障害者等の身体状況に対応した改造に対し、住宅改造費を助成しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 住宅改造型（旧住宅改造・特別型）は、介護認定者や重度障害者等の自立した生活の維持や介護者の負担軽減に一定の役割を果たしています。
- 住宅改造・一般型は、高齢者の将来的な身体の衰えに備えた予防的な改造であり、新築住宅のバリアフリー化の進展により予防的なバリアフリー化のニーズが低下したため、既存住宅は住宅改造型で対応可能であると判断したことから廃止しました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 今後も、介護支援専門員への周知や、市ホームページ等の活用により、利用者や事業者への周知を実施します。
- 住まいの改良相談員と連携しながら、各制度との一体的利用により最大限の費用対効果となるよう相談支援を行います。

③緊急通報システム整備事業

事業・取組の名称	緊急通報システム整備事業
対 象 者	高齢者世帯、障害者世帯
事 業 概 要	緊急通報装置及び火災警報器の貸与を行っています。緊急通報装置のボタンを押すと消防本部に固定電話の回線を通じて自動通報し、近隣協力者による安否確認や救急車の迅速な出動が可能となります。また、火災警報器が感知すると、自動的に消防本部への通報が行われます。

表 緊急通報システム整備事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
貸与件数	件	464 (485)	469 (490)	470 (495)	475	480	485

ア 第8期計画の取組状況・実績

○ 民生委員・児童委員の協力のもと、緊急通報装置及び火災警報器の貸与を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者世帯等が在宅生活を安心して送るために、緊急通報装置が大きな役割を果たしています。
- 安否確認等を担う近隣協力者の確保が難しく、今後の課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

○ 引き続き、高齢者世帯等の安心安全の確保のため、事業を継続します。

④救急医療情報キット配布事業

事業・取組の名称	救急医療情報キット配布事業
対象者	高齢者世帯等
事業概要	高齢者世帯等に、急病等の緊急時に速やかな救急対応を実施するため、「かかりつけ医」、「持病」や「緊急時の連絡先」等の重要情報を保管する「救急医療情報キット」を配布しています。この配付先は消防本部と共有しており、より迅速な救急活動に活用されています。

表 救急医療情報キット配布事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
配布キット数	個	91 (300)	67 (300)	156 (300)	300	300	300
配布者数	人	117 (500)	89 (500)	208 (500)	500	500	500

※計画値・実績値は、新規配布分の数値です。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 民生委員・児童委員の協力を得て、事業の周知や申込の勧奨、また保管容器内の情報の更新を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 緊急時における本人からの情報提供が困難な場合や、親族がすべての情報を把握していない場合にも本人の医療情報が把握でき、迅速な救急処置を実施することができました。
- 救急搬送時に本人情報を医療機関に速やかに伝えることができるため、高齢者の日常生活における安心感が向上しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 今後も民生委員・児童委員を通じて、救急医療情報キットの普及に努めます。

⑤訪問理美容サービス事業

事業・取組の名称	訪問理美容サービス事業
対象者	介護保険要介護2以上の方、療育手帳A判定の方及び身体障害手帳の肢体障害1、2級の方で理美容店へ行くことが困難な方
事業概要	身体上または精神上的の障害等によって理美容院へ行くことが困難な高齢者が、自宅で散髪の手帳が受けられるように、理美容業者の出張に要する経費を助成しています。

表 訪問理美容サービス事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人	24 (29)	32 (31)	37 (33)	42	47	52
延利用回数	回	48 (70)	53 (75)	60 (80)	65	70	75

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 実利用者数、延利用回数ともに増加傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 理美容店へ行くことが困難な方の負担軽減に効果がありました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 理美容組合等と連携し、利用できる理美容店の確保に努めます。

⑥生きがい活動支援通所事業

事業・取組の名称	生きがい活動支援通所事業
対象者	概ね65歳以上の高齢者で、要介護等認定を受けていない方
事業概要	介護保険の対象外の高齢者に対して、日常動作の訓練、レクリエーション、健康チェック、生活指導、食事等のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の支援及び介護予防を図ることを目的に民間事業者等に委託して実施しています。

表 生きがい活動支援通所事業実績値及び計画値

	単位	実績値			計画値		
		※（ ）内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
登録者数	人	183 (180)	159 (150)	145 (100)	116	108	100
延利用回数	回	2,263 (1,900)	1,966 (1,500)	1,855 (1,000)	1,392	1,296	1,200

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 受託事業者を対象に、市の保健師と但馬長寿の郷の理学療法士によるフレイル対策の体操等の研修を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 受託事業者の人材不足により事業の継続が困難になってきています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 利用者の減少、受託事業者の状況を踏まえ、事業の見直しを検討します。

⑦長寿祝福事業

事業・取組の名称	長寿祝福事業
対 象 者	最高齢者・最高齢夫婦及び当該年中に満100歳を迎える方
事 業 概 要	高齢者を敬愛し長寿を祝福するため、最高齢者、最高齢夫婦及び満100歳を迎える方に記念品を贈呈しています。

表 長寿祝福事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
満 100 歳到達者	人	37 (55)	34 (60)	56 (70)	65	70	75

ア 第8期計画の取組状況・実績

○ 満 100 歳の方は増加傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

○ 贈呈した記念品を通じて市から祝福の気持ちを伝えることができました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

○ 対象者の増加、県や他市の動向も踏まえ、事業の見直しを検討します。

⑧要援護世帯雪下ろし援助事業

事業・取組の名称	要援護世帯雪下ろし援助事業
対象者	市民税非課税世帯で、雪下ろしが困難な要援護世帯（高齢者世帯、重度障害者世帯、母子世帯）
事業概要	業者に依頼して屋根の雪下ろしを行った場合に、その費用の一部を補助しています。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
補助件数	件	26 (30)	8 (30)	30 (30)	30	30	30

ア 第8期計画の取組状況・実績

○ 積雪量により利用件数にばらつきがあります。

イ 第8期計画の評価・課題

○ 積雪時の不安軽減と安全確保に一定の効果がありました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

○ 要援護世帯の安全な居住環境の確保のため、事業を継続します。

(3) 施設サービス及び支援施設等

① 養護老人ホーム（老人保護措置事業）

事業・取組の名称	養護老人ホーム（老人保護措置事業）
対象者	概ね65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由（養護老人ホーム入所措置の基準）により、居宅において養護を受けることが困難な方
事業概要	心身の状況、経済的状況、家族の状況等により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに措置しています。

表 養護老人ホームへの措置実績（在籍人数）

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
コスモス荘	人	33	29	29
ことぶき苑	人	25	26	25
その他施設	人	11	9	9

※各年度3月31日現在（2023年度は11月30日現在）

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 居宅サービス等の提供による在宅生活の継続や他の施設への入所も検討した上で、入所措置を決定しました。入所後も入所者の生活状況を定期的に確認し、安定した生活が続けられるようサポートしています。
- 入所者より退所者が上回っているため、在籍人数は減少傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 在宅生活が難しい高齢者に対して、安全な生活環境が確保できました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 関係機関と連携を取りながら対象者の措置の必要性を検証し、適切な入所措置に努めます。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業

事業・取組の名称	軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業
対象者	概ね60歳以上の高齢者で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方
事業概要	○竹野圏域に2施設、城崎・出石・但東圏域にそれぞれ1施設が整備されています。 ○竹野圏域の1施設と城崎圏域の施設は特定施設入居者生活介護指定(混合型)、但東圏域の施設は地域密着型特定施設入居者生活介護指定(入居者は原則要介護者のみ)を受け、介護付きとなっています。

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）実績値及び計画値（定員数）

	単位	実績値			計画値		
		※（ ）内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
定員数	人	110 (110)	110 (158)	110 (158)	110	110	110
城崎圏域	人	30	30	30	30	30	30
竹野圏域	人	45	45	45	45	45	45
出石圏域	人	15	15	15	15	15	15
但東圏域	人	20	20	20	20	20	20

※豊岡・日高圏域には軽費老人ホームは整備されていません。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 社会福祉法人を設立して整備を図る事業者があり、適宜支援を行ってきましたが、整備に至らなかったため計画値を下回っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は比較的低価格で入所が出来ますが、経営は原則、国、地方公共団体または社会福祉法人に限定されています。
- 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備については、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受入れ施設としての役割を担うことが期待されていますが、特定施設入居者生活介護を行う事業者の確保が難しいことから第9期計画中の整備計画は掲げません。

③有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業

事業・取組の名称	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業
対象者	○有料老人ホーム：概ね60歳以上の高齢者 ○サービス付き高齢者向け住宅：60歳以上の高齢者または要支援・要介護認定者及びその同居者
事業概要	○有料老人ホームは、入居者に食事の提供、入浴・排せつ・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設です。現在、豊岡圏域に3施設ありますが、特定施設入居者生活介護等の指定を受けている施設はありません。 ○サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて県に登録された住宅で、バリアフリー等の設備基準を満たし、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。現在、豊岡圏域に3施設、出石圏域に3施設あります。豊岡圏域の1施設と出石圏域の2施設が特定施設入居者生活介護指定（混合型）を受け、介護付きとなっています。 ○サービス付き高齢者向け住宅であっても、介護、食事、家事、健康管理のサービスのうち、いずれか1つでも提供する場合は有料老人ホームに該当します。

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
有料老人ホーム	戸	81 (81)	81 (81)	81 (81)	81	81	81
サービス付き 高齢者向け住宅	戸	258 (258)	258 (312)	258 (312)	258	258	258
合計	戸	339 (339)	339 (393)	339 (393)	339	339	339

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2021年度にサービス付き高齢者向け住宅が出石圏域に1施設整備されました。

イ 第8期計画の評価・課題

- サービス付き高齢者向け住宅は、地域包括ケアシステムにおける高齢者への住まいの提供に関する重要な基盤であり、整備していく必要があります。
- サービス付き高齢者向け住宅で提供されるサービス情報の把握・評価・指導等は、県と連携を図る必要があります。
- 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備は、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。
- 特定施設入居者生活介護等の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が増加してきており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、必要に応じて要介護者等の人数、利用状況等を把握する必要があります。

- 単身高齢者や高齢者夫婦世帯等を中心に一定のニーズがあると考えますが、低所得者でも入居できる費用設定の施設や住宅が求められます。
- 介護を必要とする高齢者や単身の高齢者等の増加が見込まれる中、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の状況変化に対応した適切な医療・介護サービス等を提供するため、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と地域の医療・介護サービス等の適切な連携の確保が求められています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受け入れ施設としての役割を担うことが期待されますが、特定施設入居者生活介護を行う事業者の確保が難しいことから第9期計画中の整備計画は掲げません。
- 入居者が自ら利用する医療・介護サービスについて選択の自由が確保された上で、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅において医療・介護サービスとの連携が図られるよう努めます。

④老人福祉センター管理運営事業

事業・取組の名称	老人福祉センター管理運営事業
対象者	高齢者
事業概要	地域の高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに資するため豊岡圏域（長寿園）に設置しています。指定管理者により、管理・運営が行われています。

表 長寿園の利用状況

	単位	2021年度		2022年度		2023年度[見込]	
		貸室	浴場	貸室	浴場	貸室	浴場
利用回数	回	636	—	768	—	770	—
延利用人数	人	4,442	—	5,717	—	5,700	—

※浴場は2021年1月から休止。2022年3月31日で廃止。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 長寿園には市老人クラブ連合会等の事務局が置かれ、老人クラブ活動の拠点として、また高齢者のサークル活動（生け花、囲碁、書道等）の場として活用されています。
- 浴場は、ボイラーの故障により2021年1月に休止し、2022年3月末で廃止しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者の健康の増進・集いの場として活用され、高齢者福祉の増進に寄与する施設として役割を果たしています。
- 施設の利用団体等は固定化されており、新たな利用団体等の施設利用に向け積極的に広報活動を行う必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- さらなる高齢者団体の活性化、施設の利用促進のために指定管理者と協力し、充実した取り組みや広報活動を行います。

⑤生活管理指導短期宿泊事業

事業・取組の名称	生活管理指導短期宿泊事業
対象者	社会適応が困難である高齢者のうち、施設に短期宿泊させて生活習慣等の指導及び体調調整を行う必要がある方
事業概要	在宅生活が困難なひとり暮らしの高齢者等が、一時的に養護老人ホーム等に入所し、生活習慣等の指導等を受けることにより、日常生活の自立を図ることを支援しています。

表 生活管理指導短期宿泊事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
延利用人数	人	11 (10)	18 (10)	16 (10)	18	24	30
延利用日数	日	251 (389)	376 (389)	376 (389)	540	720	900

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 虐待や困難ケースのみならず災害時でも柔軟かつ適切に対応できる事業となるよう、事業内容を見直しました。
- 計画値と比べ延利用者数は増加傾向にありますが、1人当たりの利用期間を設定したため、延利用日数は減少しています。

イ 第8期計画の評価・課題

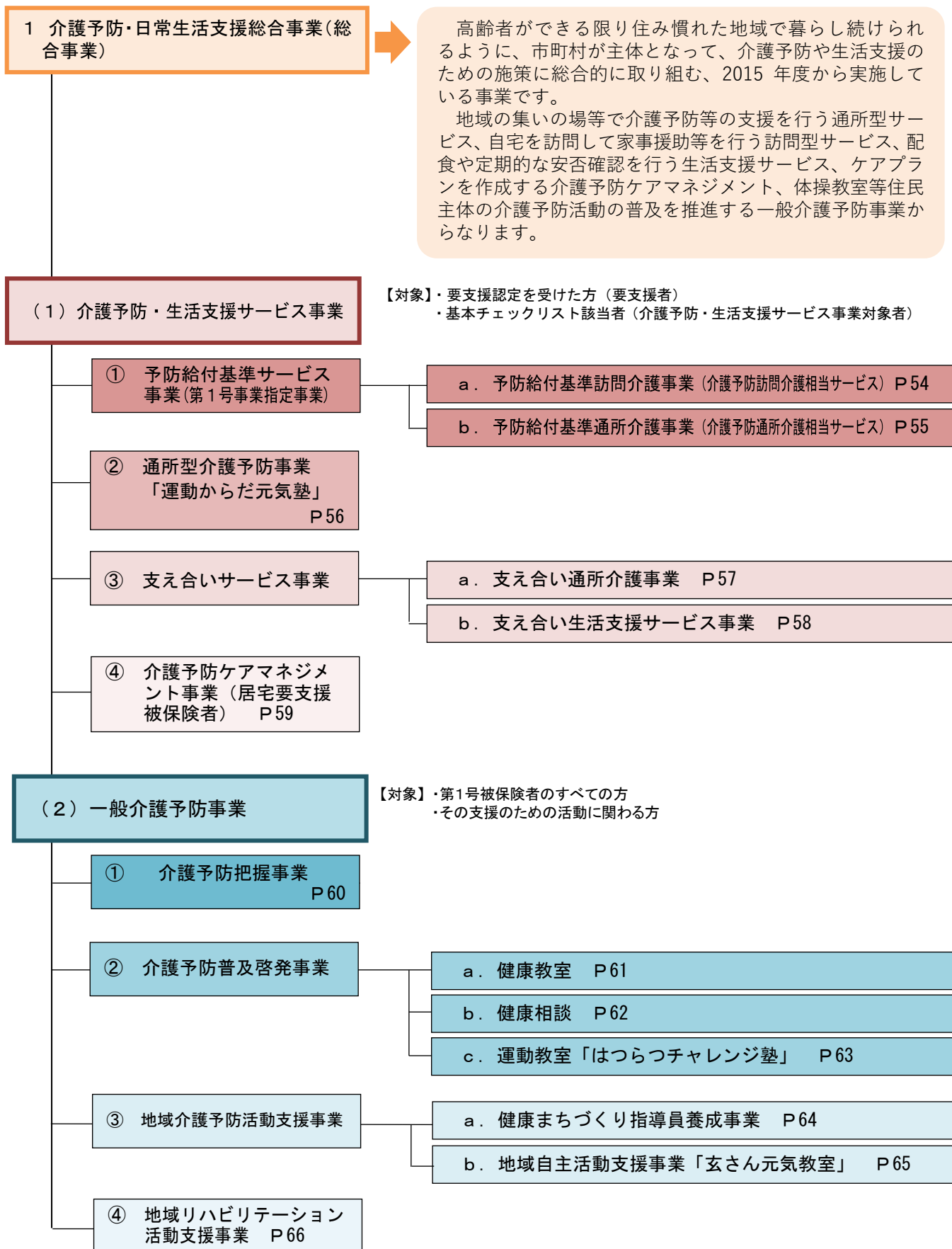
- 事業の見直しにより災害等でも利用が可能となり、一定の効果がありました。
- 緊急時に対応可能な方がいないケースが増加していることが課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 社会生活が困難になった高齢者の生命の保持及び健康的な生活の確保のため、引き続き事業を継続します。

第5章 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

1 地域支援事業の体系図



2 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業は、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援を包括的に行うため、地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を行います。

任意事業は、要支援、要介護者及びその介護者等に対して実施する事業で、介護用品支給事業、住宅改修支援事業、成年後見制度支援事業等、経済的負担を軽減するための助成事業や介護者等を対象に介護の知識や技術を習得するための講座や精神的負担を軽減するための交流会等の事業があります。

(1) 地域包括支援センター運営事業

○介護予防ケアマネジメント事業（居宅要支援被保険者を除く） P 59

① 総合相談支援事業 P 67

② 権利擁護事業 P 68

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 P 69

④ 地域包括支援センターの運営と機能の充実 P 70

⑤ 地域ケア会議推進事業 P 72

(2) 在宅医療・介護連携推進事業 P 74

(3) 生活支援体制整備事業 P 75

(4) 認知症総合支援事業

① 普及啓発・本人発信支援 P 78～81

② 予防 P 82

③ 早期発見・早期対応 P 83～86

④ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 P 87～89

⑤ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 P 90～91

(5) 任意事業

① 家族介護支援事業 P 92

② 家族介護用品支給事業 P 93

③ 成年後見制度利用支援事業 P 94

④ 介護サービス相談員派遣事業 P 95

⑤ 住宅改修支援事業 P 96

⑥ 食の自立支援事業 P 97

⑦ 介護給付等適正化事業 P 98

2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

（1）介護予防・生活支援サービス事業

①予防給付基準サービス事業（第1号事業指定事業）

a. 予防給付基準訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）

事業・取組の名称	予防給付基準訪問介護事業
対象者	要支援認定者または事業対象者（基本チェックリスト*該当者）であって、身体介護や調理等専門職員によるサービスを受けることが必要な高齢者。
事業概要	介護予防ケアマネジメントに基づき、対象者が自立した生活ができるようにホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を行う事業です。

表 予防給付基準訪問介護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人/月	323 (339)	311 (356)	317 (373)	317	317	317
支給額	千円/年	77,470 (79,505)	73,975 (83,911)	75,257 (88,357)	77,252	77,252	77,252

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 実利用者数は概ね横ばいで、2021年度以降、計画値を下回っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 利用者の中には家事援助のみの利用者も含まれているため、自立支援に資するケアマネジメントに基づき、サービスを受けることで自立につながる効果的な利用とすることが課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 貴重な介護人材を有効に利用するためにも専門的サービスの提供にあたっては、自立支援に資するサービスとして、自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等を活用した意識の共有が重要です。
- 支援者のみならず、市民に向けた自立支援や介護予防の理念・意識の共有を図ります。

*基本チェックリスト：運動器機能の低下、口腔機能の低下、低栄養状態、閉じこもり、認知症、うつ等、何らかの生活機能の低下を確認するための25項目からなる質問票のことをいいます。

b. 予防給付基準通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）

事業・取組の名称	予防給付基準通所介護事業
対象者	要支援認定者または事業対象者であって、介護予防に取り組む必要があり、身体介護や機能訓練等専門職員によるサービス、入浴サービス等提供設備の整った施設でサービスを受けることが必要な高齢者。
事業概要	介護予防ケアマネジメントに基づき、対象者にサービス提供の拠点となる施設に通ってもらい、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業です。

表 予防給付基準通所介護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人/月	651 (643)	688 (684)	648 (727)	648	648	648
支給額	千円/年	174,057 (169,945)	176,295 (181,685)	177,801 (194,075)	180,813	180,813	180,813

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 実利用者数は2022年度まで計画値を上回り増加傾向にありましたが、2023年度は計画値を下回る見込みです。

イ 第8期計画の評価・課題

- サービス利用により状態の維持に一定程度つながっています。自立支援に資するものとして生活機能の向上を目標とすることが重要ですが、自立に向けた目標達成に至らず継続利用者が多いことが課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等によるケアマネジメントプロセスの検証や、地域リハビリテーション活動支援事業におけるリハビリ専門職による技術的指導を通じたサービスの質の向上に継続して取り組みます。
- サービス利用者のモニタリングを重視して、適切な介護予防ケアマネジメントにより自ら目標達成に取り組むことができる体制づくりを検討します。

②通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」

事業・取組の名称	通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」
対象者	要支援認定者または事業対象者
事業概要	<p>○介護予防ケアマネジメントに基づき、運動器機能の低下がみられ生活機能の改善が必要な高齢者に、生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムを実施します。</p> <p>○日常生活動作や家事動作の改善に向けた運動器の機能向上教室を民間事業者に事業委託し、理学療法士が指導しています。</p> <p>○週に1回、6か月を1クールとした教室を日常生活圏域ごとに開催します。</p>

表 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」実績値及び計画値

	単位	実績値			計画値		
		※（ ）内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
開催回数	回	641 (600)	577 (600)	616 (600)	660	660	660
延参加人数	人	2,519 (3,700)	1,971 (3,800)	2,200 (3,900)	3,000	3,000	3,000

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市広報・ホームページ等を利用して事業の周知に努めました。
- 教室時間内に、地域で行う通いの場（玄さん元気教室）で行っている体操を紹介するなど、教室卒業後に地域の通いの場にも参加しやすいよう努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 参加者の満足度は高く継続参加希望も多くありますが、新規参加が少ない状況です。
- 卒業後、地域で行う通いの場（玄さん元気教室）を紹介しても参加に至らない場合があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 運動器の機能低下がみられる対象者を早期に発見し、事業参加につなげる体制づくりが必要です。
- 教室終了後は地域の通いの場等へのつなぎを丁寧に行うことや、セルフケアへの移行ができるように教室参加中のプログラムを検討していきます。

③ 支え合いサービス事業

a. 支え合い通所介護事業

事業・取組の名称	支え合い通所介護事業
対象者	○地域支援事業の予防給付基準通所介護事業や通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」を利用していない要支援認定者及び事業対象者であって、次に該当する方です。 ・身体介護や機能訓練、入浴のサービスまでは必要のない高齢者
事業概要	○社会福祉法人、NPO法人、地域コミュニティ組織等の多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。 ○拠点施設において実施するサービスで、送迎、昼食の提供及び短時間の体操はすべての拠点で実施し、その他地区ごとに様々な内容を検討して実施します。

表 支え合い通所介護事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
拠点整備数 (累計)	箇所	13 (15)	13 (17)	13 (19)	13	14	15
実利用者数	人/月	112 (155)	107 (185)	117 (215)	143	154	165
事業費	千円/年	20,951 (26,856)	19,328 (31,032)	22,413 (35,208)	24,898	26,813	28,728

ア 第8期計画の取組状況・実績

- コロナ禍により、通所事業受託者には感染症対策を講じた上で、できる限り実施するようご協力いただきました。
- 新規の申込人数は横ばいで大きな増減はありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 第8期計画期間中に新たに事業を開始した地区はありませんでした。新たな地区での事業開始と、事業を開始していますが利用者がいない地区があることが課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 介護支援専門員連絡会、地域コミュニティ組織の各種会議を通じて啓発に努めます。
- 生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の会議等において本事業の趣旨説明や受託の検討を要請し、支え合いサービス事業の拡大に努めます。
- 引き続き、保健師や理学療法士と連携しフレイル対策の体操等の取り組みを広げ、利用者のフレイル予防に努めます。
- 地域包括支援センターと連携して本事業の対象とすべき新規利用者の確保を図りつつ、予防給付基準通所介護事業からの移行者の増加を目指します。

b. 支え合い生活支援サービス事業

事業・取組の名称	支え合い生活支援サービス事業
対象者	○地域支援事業の予防給付基準訪問介護事業を利用していない要支援認定者及び事業対象者であって、次に該当する方です。 ・調理を除く家事援助、配食、見守り等の軽易な生活支援を受ける必要があるが、身体介護や調理等の専門的なサービスは必要のない高齢者
事業概要	○社会福祉法人、NPO法人、地域コミュニティ組織等の多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。 ○自宅を訪問して実施するサービスで、調理を除く家事援助（買物、掃除、洗濯等）と配食・見守り等の生活支援を一体的に提供します。

表 支え合い生活支援サービス事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
提供地区数 (累計)	箇所	10 (12)	11 (14)	11 (15)	11	12	13
実利用者数	人/月	114 (105)	116 (125)	116 (145)	121	132	143
事業費	千円/年	23,849 (25,092)	24,049 (29,700)	25,194 (33,408)	29,093	31,737	34,383

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 新規の申込者数は横ばいですが、現利用者の利用回数が増加しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2022年度から新たに1地区が事業を開始し、実施地区が11地区となりました。
- 事業を開始していますが、利用者がいない地区があることが課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、社会福祉法人、NPO法人等の個別訪問等を行い、本事業の受託検討要請を行います。
- 介護支援専門員連絡会、地域コミュニティ組織連絡会等の各種会議を通じて、本事業の啓発等をさらに努めます。
- 生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の会議等において本事業の趣旨説明や受託の検討要請に努めます。
- 地域包括支援センターと連携して本事業の対象とすべき新規利用者の確保を図りつつ、予防給付基準訪問介護事業からの移行者の増加を目指します。

④介護予防ケアマネジメント事業

事業・取組の名称	介護予防ケアマネジメント事業
対象者	介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者である要支援者及び事業対象者
事業概要	<p>○予防給付基準訪問介護、予防給付基準通所介護、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」、支え合い通所介護事業、支え合い生活支援サービス事業が効果的・効率的に提供されるようにケアプランを作成するなどの援助を行います。</p> <p>○利用者本人やその家族の意向（なりたい姿）を的確に把握し、自立支援や介護予防に向けて専門的な見地から必要なサービスや支援を位置づけたケアプランを作成し、必要に応じてプランの見直しを行います。</p>

表 介護予防ケアマネジメント事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人/月	676 (696)	639 (733)	615 (772)	745	745	745
支給額	千円/年	35,760 (36,103)	34,050 (38,059)	32,713 (40,136)	41,133	41,133	41,133

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 介護支援専門員連絡会での研修、地域リハビリテーション活動支援事業によるリハビリ専門職からの助言、自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等により、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの強化に取り組みました。
- ケアプランの件数について、予防給付に関するものは増加しているものの、介護予防ケアマネジメントの件数は若干減少しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 自立支援や介護予防が目的のケアプランであるが、サービスにつなぐことに焦点を当てたアプローチとなっているケースが多いことが課題となっています。
- 「心身機能」「活動」「参加」の各要素にバランスよく働きかけることが重要であり、住み慣れた地域で暮らし続けられるような明確な目標設定が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「介護予防、自立支援のための介護予防ケアマネジメントのあり方」を意識共有できるように、地域包括支援センター職員及び介護支援専門員に対する研修・支援を行います。
- ケアプラン点検等により、介護予防ケアマネジメントプロセスの評価を行い、自立支援の視点の定着やアセスメント力の向上に努めます。
- 利用者や家族に対してもサービスによって期待される効果や目標を共有し、主体的に達成に向けて取り組めるような体制づくりを目指します。

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

事業・取組の名称	介護予防把握事業
対象者	高齢者
事業概要	本人やその家族からの相談や医療機関等との連携により、収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につなぎます。

表 基本チェックリスト該当者数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
該当者数	人	300	276	277

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 本人からの相談等に対し、必要に応じて基本チェックリスト等を実施することにより、運動器機能の低下等の徴候がある方を早期に把握し、身体状況等に応じた介護予防活動につないでいます。

イ 第8期計画の評価・課題

- 関係機関等との連携により支援が必要な方を早期に把握し、本人の状態や地域の実情に応じた介護予防活動につなぎました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 高齢者の身体状況や環境に応じて、適切な介護予防活動につなぎます。

②介護予防普及啓発事業

a. 健康教室

事業・取組の名称	健康教室
対象者	一般高齢者等
事業概要	いくつになっても元気で自立した生活ができるようにするため、身近な地域での健康づくりや介護予防の普及啓発として、市の保健師、栄養士、歯科衛生士、但馬長寿の郷専門的人材派遣事業を活用した理学療法士、作業療法士、ウェルストーク豊岡の健康運動指導士、理学療法士等が地域に出向き、健康や介護予防の講話や運動を実施しています。

表 健康教室実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	484 (240)	645 (260)	750 (280)	770	790	810
延参加人数	人	4,397 (4,900)	5,535 (5,100)	6,000 (5,300)	6,200	6,400	6,600

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 地区・地域コミュニティから依頼を受け、身近な場所での健康づくりや介護予防普及啓発として、専門職（理学療法士・作業療法士、健康運動指導士、保健師、栄養士、歯科衛生士）が講話や実技指導を行っています。
- 地域の健康課題や推進したいことをテーマに健康づくり応援隊事業を実施しています。また、介護予防普及啓発事業として、「玄さん元気教室」の体験講座や健康教育の中で栄養・口腔機能・運動等のテーマに関連付けてフレイル予防を実施しています。2021年度～2023年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地域での集まりの自粛があり、健康教室を中止・延期する地域もみられました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 健康づくり応援隊等の事業説明を市広報やホームページ等で行っていますが、事業の希望がなかった地区に健康教室を紹介し、行政区・地域コミュニティ組織での実施をさらに推進していく必要があります。
- 地域コミュニティ組織等とともに地域の現状や課題を把握し、介護予防事業の実施がない地区に、事業を推進できるよう検討が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域の現状や健康課題を把握し、ニーズに合ったテーマで地域に出向き健康教室を継続実施します。
- 地域コミュニティ組織等とともに健康教室を継続実施します。
- 地域の現状に合った事業を検討します。

b. 健康相談

事業・取組の名称	健康相談
対象者	一般高齢者等
事業概要	<p>○市民一人ひとりが自分自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組む機会のひとつとして、保健師・栄養士・歯科衛生士等が個別健康相談を実施しています。</p> <p>○健康教室等で地域に向いたときにも、血圧測定や健康チェックを実施し、個別相談による健康の意識啓発を行っています。</p>

表 健康相談実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	224 (320)	253 (340)	270 (360)	280	290	300
延参加人数	人	2,038 (3,400)	2,190 (3,600)	2,500 (3,800)	2,700	2,900	3,100

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 健康相談事業は、すこやか市民健診時に栄養相談等の保健指導やフレイル相談を行い、健診結果相談会では生活習慣の改善等の健康相談を個別に行っています。
- 健康教室の出務時にも血圧測定や相談の希望があれば個別で健康相談を行っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 健康相談事業は、生活習慣の改善やフレイルの啓発等、健康に対する意識啓発に重要な役割を果たしており、今後も継続することが必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 健康相談事業は今後も継続して実施します。

c. 運動教室「はつらつチャレンジ塾」

事業・取組の名称	運動教室「はつらつチャレンジ塾」
対象者	一般高齢者
事業概要	ウェルストーク豊岡の施設を利用した小集団で週1回運動を行い、自宅では個別運動プログラムを実践できるように指導しています。運動初心者や低体力者でも安全で効果的に運動習慣を身につけること目指しています。 ※ウェルストーク豊岡のフィットネススタジオ、トレーニングジム、温水プールを利用し、個人の体力に合わせた運動メニューに取り組む健康運動教室です。教室は少人数のグループ制で、週1回・4カ月間実施するもので、専門の指導員が指導にあたっています。そのため、運動初心者や低体力者でも、安全で効果的に運動習慣を身につけることが可能です。

表 運動教室（はつらつチャレンジ塾）実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	192 (192)	192 (192)	192 (192)	192	192	192
延参加人数	人	3,113 (3,600)	3,244 (3,600)	3,300 (3,600)	3,600	3,600	3,600

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 個人の体力に合わせた丁寧な指導により、運動初心者や低体力者でも安全で効果的な運動事業を行っています。
- 2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4カ月×2クールに変更して実施していましたが、2021年度からは通常教室に戻し4カ月×3クールで実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 運動教室終了後、地域の教室に移行しやすくするために、はつらつチャレンジ塾に玄さん元気教室で行う体操を取り入れています。
- 利用者が固定化している傾向にあるため、運動初心者等の新規参加者を増やす運動教室の開催方法の検討が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 運動教室終了後も運動継続できるように「玄さん元気教室」、市内の運動施設、運動健康ポイント制度等の活用等、継続に向けて情報提供を行います。
- 運動初心者が運動を始めるきっかけづくりとして、「玄さん元気教室」、ウェルストーク豊岡の利用等、身近な地域や日常生活の中で体を動かす習慣が継続するよう支援します。
- 運動初心者に対する運動習慣の定着を図っていくため、運動教室の開催方法を検討します。

③地域介護予防活動支援事業

a. 健康まちづくり指導員養成事業

事業・取組の名称	健康まちづくり指導員養成事業
対象者	運動指導や区での健康づくり普及に意欲のある市民で健康まちづくり指導員としての活動を希望する方
事業概要	「玄さん元気教室」において集団運動指導を行い、市民が教室を自主的に継続実施できるよう支援する人材を養成します。

表 健康まちづくり指導員養成事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
教室数	会場	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
実施回数	回	0 (4)	1 (4)	2 (4)	3	3	3
延参加人数	人	0 (112)	20 (112)	40 (112)	84	84	84

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2023年度の登録者数は26人となっています。指導員フォロー研修は、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、2022年度・2023年度は各1回実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 「玄さん元気教室」は地域の住民主体で実施されている教室であり、継続して支援していくために健康まちづくり指導員の存在は不可欠です。
- 健康まちづくり指導員は、体操指導だけではなく各団体（玄さん元気教室）の世話役等から活動の様子や参加者について情報を収集し、行政につなぐ役割も担っています。
- 参加者の年代や体力も幅広いため、様々な視点を持って支援を行っていくために、引き続きフォロー研修を実施し、指導員全体のスキルアップを図っていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 住民が自主的に「玄さん元気教室」を継続実施できることを支援するために、健康まちづくり指導員にフォロー研修等を行い、適切な人材を必要に応じて育成していきます。

b. 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」

事業・取組の名称	地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」
対象者	一般高齢者等
事業概要	<p>市民による地域での健康づくりと交流の場づくりを目的に、「玄さん元気教室」という自主活動組織を立ち上げ、また、継続して運営できるように支援しています。</p> <p>※「玄さん元気教室」は、歩いて行ける地区の会館等に週に一度集まって、ストレッチ・スロー筋トレ・音楽体操を行う住民主体の健康運動プログラムです。生涯にわたって歩いて出かけること、筋トレによって筋力を維持強化すること、住民同士のつながりを高めることを目指し、「歩いて暮らすまちづくり」の重要な柱に位置づけています。</p>

表 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
団体数	団体	217 (235)	217 (245)	210 (255)	217	225	235
実施回数	回	417 (1,000)	582 (1,020)	610 (1,060)	620	630	640
延参加人数	人	3,811 (12,000)	5,439 (12,240)	5,600 (12,720)	5,700	5,800	5,900

※64歳以下の参加者含む

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市の保健師・運動指導員・市が養成した「健康まちづくり指導員」26名を中心に、教室の運営を支援しています。
- 玄さん元気教室奨励金交付団体数は2021年度200団体、2022年度195団体、2023年度195団体（11月末時点）となっています。
- 玄さん元気教室の実施団体数は2021年度・2022年度は217団体、2023年度210団体（11月時点）となっています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 保健師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士が質問票等を活用しながら、フレイルに関する講話を行い、フレイル予防の知識の啓発も行っています。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動自粛・中止をしていた団体もあり参加者が減少しているため、団体が活動を維持できるように支援が必要です。
- 各団体における参加人数の減少、お世話役の後継者の不在等、継続が難しい団体も出てきているため、定期的な状況把握が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業の中で、地域自主活動支援事業として「玄さん元気教室」を継続します。
- 第9期計画期間中に235団体実施を目指します。新規・継続団体ともに、中止団体や活動力が低下している団体には市が運営支援を行い、継続実施につなげていきます。
- 参加者の身体状況に応じた運動プログラムを提供し、自主的な運動が継続できるよう支援します。

④地域リハビリテーション活動支援事業

事業・取組の名称	地域リハビリテーション活動支援事業
対象者	65歳以上の高齢者の支援の活動に関わる方
事業概要	地域における介護予防の取り組みを強化するため、但馬長寿の郷に依頼し、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へリハビリテーション専門職の派遣を行います。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 自立支援型地域ケア会議や訪問型地域リハビリテーション活動支援事業において、リハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、介護支援専門員のスキルアップを行い、介護予防ケアマネジメント力の向上を図りました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護支援専門員へのアンケートによると、「自立支援型地域ケア会議で新たな気づきがあった」という回答が多く、訪問型についても「介護支援専門員のスキルアップにつながった」と回答した人が多くいました。
- 事業所支援型では、利用者の身体状況を理解した上で具体的な支援方法を助言し、事業所職員のスキルアップを図りました。介入前後のアンケートでは、「職員の利用者支援に対する迷いや悩み等の軽減につながった」ことが確認できました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 自立支援型ケアマネジメントへつなげるため、リハビリ専門職からの利用者の身体評価に基づいた助言・提案を介護支援専門員が受けることができるよう、自立支援型地域ケア会議や訪問型地域リハビリテーション活動支援事業の周知を図り活動に努めます。
- 通所等で自立支援となる取り組みを促せるよう、事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業を引き続き実施します。

3 包括的支援事業の推進～地域支援事業～

(1) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援事業

事業・取組の名称	総合相談支援事業
対象者	市民
事業概要	<p>○地域包括支援センターは、高齢者に関する介護、保健、医療等様々な悩みや心配ごとの総合相談窓口として高齢者やその家族の支援を行います。</p> <p>○相談者の困りごとを解消するため、必要に応じて適切な制度、サービス等につないでいます。</p> <p>○地域住民や事業所等で地域の高齢者を緩やかに見守り、異変等に気付いたときには地域包括支援センターに連絡が入る仕組みとして、「高齢者見守りネットワーク事業」を実施しています。</p>

表 総合相談支援事業の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
延総合相談件数	件	16,943	16,826	16,758

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 高齢者やその家族の様々な相談を受け止め、窓口での聞き取りや訪問により相談者の生活環境の実態把握や課題分析を行い、必要に応じ適切なサービスや社会資源につなげる支援を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者の総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら支援を行うことができました。しかし、年々相談件数は増加し、相談内容は複雑化・困難化しています。特に身寄りがない方等、複合多問題世帯の支援にかなりの時間を要しています。支援困難事例に対応できるよう、体制の強化と職員の対応能力向上を図ることが必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 高齢者の様々な相談を受け止め、ニーズに応じた適切なサービスにつなぎ、継続的な支援を行います。
- 支援困難事例に対応できるよう体制強化を進めるとともに、研修の受講等を通じて職員の対応能力の向上を図ります。
- 支援を必要とする高齢者の早期把握及び継続的な支援を行うため、地域住民、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等、地域の様々な関係者とネットワークの構築に努めます。

②権利擁護事業

事業・取組の名称	権利擁護事業
対象者	高齢者
事業概要	<p>○地域包括支援センターは、高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携しながら対応しています。</p> <p>○高齢者虐待防止対策として、地域住民の意識の向上を図り、各種団体と協働しながら啓発活動を行っています。</p> <p>○成年後見申し立てや後見人候補者選定等を支援しています。</p> <p>○高齢者を消費者被害から守るため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携して、早期の情報把握や情報共有を図っています。</p>

表 権利擁護に関する延相談件数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
成年後見制度	件	338	530	513
高齢者虐待	件	1,005	827	1,033
消費者被害	件	13	12	37
その他	件	105	41	81

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 高齢者虐待の通報や相談を受けた場合は速やかに訪問して状況を確認するなど、事例に即した適切な対応に努めました。
- 高齢者虐待対応や成年後見制度等の知識習得、能力向上のため、研修会の開催や研修会へ参加しました。
- 権利擁護に関する相談窓口や成年後見制度の周知を行いました。
- 豊岡市消費生活センターと意見交換・情報交換を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 市や地域包括支援センターの職員は高齢者虐待に対して適切に対応できるように、引き続き研修や事例検討を通じて知識習得、能力向上を図ることが必要です。
- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関との連携強化が必要です。
- 成年後見申立手続きは時間を要するため、後見人等が決定するまでの支援をどのように行っていくかが課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに関係機関との連携を強化し、権利侵害の予防や適切な対応に努めます。
- 成年後見制度を幅広く周知するとともに成年後見制度が必要となる方の支援方法について関係機関と連携し、検討を行います。
- 豊岡市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者被害の防止に努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業・取組の名称	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
対象者	介護支援専門員
事業概要	<p>○高齢者が地域で暮らし続けるため、高齢者やその家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、包括的・継続的に支援を行うことが必要です。その中心的な担い手である介護支援専門員に対して、介護支援専門員連絡会を通して支援を行うとともに、圏域ごとの介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催し、情報提供等を行っています。</p> <p>○医療、介護、福祉等の多職種連携に向け、介護支援専門員間の連携強化が重要であり、主任介護支援専門員連絡会を通じて、事業所間の垣根を越えた助言・指導の支援を行っています。</p>

表 介護支援専門員支援回数の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
ケース検討会議	件	44	38	24
同行訪問	件	516	411	423
個別相談情報提供	件	2,391	2,209	1,240
サービス担当者会議	件	82	83	95
合計	件	3,033	2,741	1,782

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 介護支援専門員連絡会や事例検討会を開催し意見交換の場を設けるとともに、同行訪問やケース検討会議等により介護支援専門員の支援を行っています。
- コロナ禍で介護支援専門員同士の情報共有がしづらい状況下で、オンラインを活用し介護支援専門員連絡会や研修会を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 個別相談件数が増加しており、ケース検討会議等でより十分に検討できる体制づくりが課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの主任介護支援専門員が連携し、市内の各事業所の介護支援専門員を指導・助言できる体制の強化に継続して努めます。
- 介護支援専門員の抱える問題の解決につながるような研修会を開催します。
- コロナ禍で休止していた圏域ごとの介護支援専門員ネットワーク連絡会の連携体制がとれるように支援します。

④地域包括支援センターの運営と機能の充実

事業・取組の名称	地域包括支援センターの運営と機能の充実
対象者	地域包括支援センター
事業概要	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び居宅介護支援事業者等のケアマネジメント支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）等を業務とし、市と一体になって地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進しています。</p> <p>①高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加に応じた人員体制の整備</p> <p>②市によるセンター運営方針（包括的支援事業実施方針）の明確化と具体的内容の提示</p> <p>③センター間の連携の強化と効率的かつ効果的な運営（国が例示する手法では、直営の基幹型センターや機能強化型センターの設置等があります。）</p> <p>④運営協議会によるPDCA（計画、実行、確認・評価、見直し・改善）サイクルによる継続的な自己評価及び点検の実施</p>

表 地域包括支援センターの設置状況等

地域包括支援センター	担当圏域	項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度 [見込]
豊岡 地域包括支援センター	豊岡	65歳以上人口	人	12,231	12,226	12,149
		総合相談件数	件	8,770	8,509	7,891
		配置人数（内三職種）	人	12（8）	11（8）	12（7）
城崎・竹野 地域包括支援センター	城崎・ 竹野	65歳以上人口	人	4,110	4,097	4,029
		総合相談件数	件	3,091	2,674	2,837
		配置人数（内三職種）	人	5（5）	5（5）	5（5）
日高 地域包括支援センター	日高	65歳以上人口	人	5,540	5,509	5,505
		総合相談件数	件	2,199	2,729	3,495
		配置人数（内三職種）	人	7（4）	7（4）	9（6）
出石・但東 地域包括支援センター	出石・ 但東	65歳以上人口	人	5,032	4,992	4,972
		総合相談件数	件	2,883	2,914	2,535
		配置人数（内三職種）	人	6（4）	6（6）	6（6）
市全体	市全域	65歳以上人口	人	26,913	26,824	26,655
		総合相談件数	件	16,943	16,826	16,758
		配置人数（内三職種）	人	30（21）	29（23）	32（24）

※65歳以上人口及びセンター配置人数は、各年度4月1日現在

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市内に4箇所（2分室）の地域包括支援センターを設置しており、すべて豊岡市社会福祉協議会に委託しています。
- 2021年度から豊岡地域包括支援センター内に各センター間の連携・調整等の役割を担う職員を配置しました。
- 定期的（毎年度2回程度）に地域包括支援センター運営協議会を開催し、市の実施方針やセンターの事業計画・事業実施状況・実績等について協議・評価を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 身寄りのない方や複合多問題世帯の相談等、支援に時間を要するケースの増加、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策への対応等、年々業務量が増加しています。センターの業務量を把握し、委託先と必要な人員体制の協議を行いながら対応していますが、人員確保が難しい状況です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 4箇所の地域包括支援センターを豊岡市社会福祉協議会に委託し、包括的支援事業等を実施します。
- センターの業務量の把握に努め、随時、委託先と必要な人員体制の協議を行い、対応を検討します。
- 市のバックアップ体制を強化し、引き続き業務が効果的・効率的に推進できるよう取り組みます。

⑤地域ケア会議推進事業

事業・取組の名称	地域ケア会議推進事業
対 象 者	市民
事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指し、日常生活圏域（市内6圏域）ごとに介護保険サービス事業所、地域の関係機関等の多職種で構成する「地域ケア会議」を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域ケア会議」は、開催目的や機能（5つの機能：①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）を明らかにするとともにその活用を図り、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことが求められています。 ・圏域ごとの「地域ケア会議」は、地域包括支援センターが主体的に取り組んでいます。 ・地域包括支援センターは課題整理を行い、個別事例検討会を振り返ることで、地域の中に潜む問題点等を明らかにする取り組みを行っています。

表 地域ケア会議開催状況（開催回数）

日常生活圏域	2021年度		2022年度		2023年度[見込]	
	定例会	困難ケース事例検討会	定例会	困難ケース事例検討会	定例会	困難ケース事例検討会
豊岡	20	14	20	9	20	16
城崎	9	1	9	2	9	2
竹野	9		9		9	
日高	15	14	15	12	15	12
出石	8	2	8	5	8	2
但東	8		8		8	

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 各地域包括支援センター（4センター）が月1回程度、1回当たり2事例の検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催しました。また、各センターが年2回程度、検討した事例への提案内容やケアプランへの提案の活用状況等の振り返りを実施し、ケースからみえた課題を地域課題として検討しました。
- 自立支援型地域ケア会議の目的等について介護支援専門員や提案を行う参加者へ説明し、共有しました。
- 困難ケースについては個別ケア会議を随時開催し、各ケースについて関係機関と連携し支援しました。
- 2023年度に地域ケア推進会議を設置し、各圏域の課題のうち豊岡市全体の課題であると判断した案件は部会を立ち上げ協議しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 自立支援型地域ケア会議では、本人の望むことについて多職種で検討を重ねました。
- 介護支援専門員に行ったアンケートでは、事例検討したことで77%が「新しい気づきがあった」、62%が「スキルアップにつながった」と回答がありました。
- 地域ケア会議からあがってきた地域課題について、生活支援コーディネーターと連携して取り組みました。(介護支援専門員と民生委員の顔合わせ、全但バスの乗り方説明の動画作成、買物支援等)
- 個別ケア会議では、身寄りのない人等の相談が増えており、支援に行き詰るケースが増えています。
- 自立支援型地域ケア会議で積み上げた課題のうち、豊岡市全体の課題であると判断した案件は、地域ケア推進会議で検討します。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 自立支援型地域ケア会議は、本人の望む生活を送ることができるよう、自立に向けたケアプランを立てられ支援につながるよう開催します。
- 個別ケースから見えてきた地域課題を整理し、地域ケア推進会議へつなぎます。

表 「地域ケア会議」の5つの機能

項目	個別課題 解決機能	ネットワーク 構築機能	地域課題 発見機能	地域づくり・ 資源開発機能	政策形成機能
豊岡市地域ケア推進会議				○	○
自立支援型地域ケア会議	○	○	○		
個別ケア会議	○	○	○		

(2) 在宅医療と介護の連携推進

事業・取組の名称	在宅医療・介護連携推進事業
対象者	医療・介護に従事する方
事業概要	<p>○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療^{*1}と在宅介護^{*2}の提供を行う必要があります。</p> <p>○多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、豊岡市医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。</p>

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」においては、多職種との連携に関する課題の抽出と対応策の検討、情報交換・共有、合同研修会の開催等の事業を行っています。
- 「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」においては、病院から退院後に訪問診療を必要とする患者と地域の医師をつなぐ取り組みが行われています。
- 「但馬圏域入退院支援運用ガイドライン」を活用して、病院から在宅への円滑で効果的な移行支援が進められています。
- 2020年12月から、ICTを活用して医療・介護の専門職が相談・情報共有できる仕組みが整備されました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて顔の見える関係となることで、医療・介護関係者のネットワーク化が図られ、多職種間の相互理解が深まっています。
- 「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」では、随時退院調整に関する相談を受け付けています。入退院支援の課題の分析も行われています。
- ICTを活用した情報共有ツールの整備により、よりスムーズに多職種間の情報共有等を行っています。
- 高齢者が少しでも長く住み慣れた居宅において生活ができるように、病院からの退院支援、日常での療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で医療と介護が連携を図ることのできる体制の整備と目的を共有する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて、地域の医療・介護の関係機関の連携を強めていきます。
- 医療関係者、介護関係者、市が協働し、PDCAサイクルを意識して取り組むよう努めます。

^{*1}在宅医療：医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等多くの職種によって提供されます。

^{*2}在宅介護：各種介護・介護予防サービス事業者によって提供されます。

(3) 生活支援体制整備事業

事業・取組の名称	生活支援体制整備事業
対象者	市民、事業者等
事業概要	<p>○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置や協議体の設置等を通じて、高齢者等の生活支援・介護予防サービスの創出や発掘、サービス提供主体、住民、行政等の連携強化、就労的活動による高齢者の社会参加等を図る事業です。</p> <p>○生活支援体制整備は階層ごとに行います。第1層を市全域、第2層を地区（地域コミュニティ組織の範囲）としています。</p> <p>○生活支援コーディネーターは、次のような業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の生活支援ニーズと資源状況の把握、見える化及び住民への問題提起 ・NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織等多様な主体に対する生活支援への協力依頼 ・生活支援の担い手の発掘・養成及びサービスの開発 ・地区の生活支援の関係者のネットワーク化 ・生活支援ニーズと助け合い活動のマッチング <p>○第2層協議体は、本市では地域サポート会議と称し、次のような機能や役割をもちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの組織的支援（コーディネーターと同様の機能）を行うこと ・生活支援の企画立案、方針策定を行う場 ・地域づくりにおける意識統一を図る場 ・関係者の情報交換や生活支援の働きかけの場

表 生活支援コーディネーター活動の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
地域福祉研修会の実施	地区	40	38	30
地域コミュニティ組織協議の場への参加	回	640	776	998

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市の生活支援体制整備事業担当者を第1層生活支援コーディネーターとし、第2層生活支援コーディネーターは豊岡市社会福祉協議会に委託し各圏域に6名配置しています。
- 第2層生活支援コーディネーターは、地域コミュニティ組織（福祉部等）や行政区において、住民による地域課題の協議・検討を行う場の設定や運営の支援を行いました。
- 住民が定期的に地区の課題等を話し合う場となる「協議体」は、2023年10月現在で25地区の設置となっています。
- 担い手の養成及び住民による地域課題解決力を強化するため、地区等で地域福祉研修会を実施しました。
- 地域コミュニティ組織によるサロン・カフェ、移動支援の取り組み等、社会資源が創出されました。
- 買い物支援ネットワーク会議の開催等、地域課題の解消に向けた関係機関とのネットワークの構築に努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 地域コミュニティ組織関係者や地区住民との関係づくりを進め、住民の主体的な活動の支援ができました。
- 企業等と連携し、買物困難者等への支援活動の展開を図ることができました。
- 介護予防ケアマネジメント等において活用できるよう、サロン活動や玄さん元気教室等の社会資源情報をマップに落とし込み、見える化する取り組みを進めました。引き続き、既存資源の発掘や必要な新たな資源の創出が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第2層の生活支援体制整備事業の取り組みは、引き続き、地区（地域コミュニティ組織の範囲）を中心に進め、地区住民の意向に配慮しながら、第9期計画期間中に全地区で設置を目指します。
- 第1層協議体については、第2層協議体の設置状況を考慮しつつ、既存の協議組織等との関係を整理し、その設置の必要性を検討します。
- 地区住民等の地域課題・生活支援ニーズを把握しながら、その地区に必要な社会資源の創出に努め、関係機関と連携し住民の主体的な活動を支援します。
- 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置の必要性や可否を検討します。

(4) 認知症総合支援事業

豊岡市認知症総合支援事業（認知症あんしん大作戦）の取組

目指す姿：認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる。

豊岡市認知症支援ネットワーク会議

〔業務〕 認知症支援事業の企画・調整、ネットワーク構築、初期集中支援チームの活動について検討
 〔組織〕 認知症サポート医、民生委員・児童委員、家族介護者、介護保険事業所、豊岡市社会福祉協議会、認知症疾患医療センター、県、行政等

※赤字：重点的に取り組むもの

認知症の人やその家族の視点を重視して、取り組みを行う	五つの柱	豊岡市の取り組み（第9期）
	①普及啓発・本人発信支援	a. 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援 b. 認知症キャラバンメイトの活動支援 c. 身近な場における認知症理解の普及・啓発 d. 認知症の人の生活を知り、ともに暮らすための普及啓発
	②予防	a. 認知症予防講座の開催
	③早期発見・早期対応	a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり b. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携 c. 認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）の周知・活用 d. 認知症初期集中支援チームの周知・活用
	④医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	a. 認知症地域支援推進員の設置 b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催 c. 認知症の人と介護者への支援 ・認知症カフェの周知 ・認知症カフェ等の立ち上げ支援及び運営支援 ・認知症家族介護教室の実施
	⑤認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	a. 若年性認知症の人と家族への支援 ・相談窓口の周知 ・若年性認知症の人と家族のつどいの実施 ・若年性認知症生活支援相談センター等との連携 ・当事者の居場所づくり・社会参加への支援 ・当事者及び家族の思いの発信 b. 地域見守り体制の推進 ・高齢者見守りネットワークの充実 ・認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実 ・個別ケア会議の開催 c. 権利擁護の推進（68ページに記載） ・消費者行政窓口、弁護士会等職能団体との連携 ・市民後見、法人後見の検討 ・権利擁護研修会の実施

①普及啓発・本人発信支援

a. 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援

事業・取組の名称	認知症サポーター養成と受講後の活動の支援
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場、学校等で認知症高齢者やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成しています。</p> <p>○認知症サポーターのうち、ボランティアとして活動意欲のある方またはフォローアップ講座を希望する方に対して、見守りや傾聴等の支援活動を具体的に伝えることで地域での活動につなげる「フォローアップ講座」を開催しています。</p>

表 認知症サポーターの養成状況実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
認知症サポーター養成講座	実施回数	回	18 (30)	25 (40)	40 (40)	30	30	30
	延養成人数	人	584 (600)	633 (800)	600 (800)	600	600	600
認知症サポーターフォローアップ講座	実施回数	回	1 (4)	1 (4)	1 (4)	1	1	1
	受講人数	人	15 (20)	17 (20)	4 (20)	20	20	20

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 「認知症サポーター養成講座」について周知し、講座の要請のあった学校・事業所（電力会社や金融機関等）・地域の集まり等で実施しました。受講後に見守りや声掛け、ボランティア活動等につながるよう「認知症サポーターフォローアップ講座」を開催し、認知症カフェ等での活動につなげています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症サポーター養成講座受講後のアンケートでは、99%が「認知症について理解できた」、75%が「普段の生活や仕事の中で活かせる」と回答しており、認知症に対する理解と正しい対応方法の啓発につながっています。
- 認知症サポーターフォローアップ講座を受講後、認知症カフェでボランティアとしての活動へつなげることもできました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域包括支援センターや介護保険事業所に在籍する認知症キャラバンメイトが中心となり「認知症サポーター養成講座」の開催を引き続き行い、高齢者の生活場面に関わりがある商業施設等にも認知症について正しい知識と理解を広め、地域の中で見守るサポーターを増やしていきます。また、学童期からの理解を広めるため、教育委員会等と連携し講座の実施に努めます。
- 「認知症サポーター養成講座」の受講により、認知症に関する知識の普及とともに、対応や声かけ・見守り等を身近なこととして認識していただけるよう内容を工夫します。
- 「認知症サポーター養成講座」受講後の活動の定着へつなげるよう「認知症サポーターフォローアップ講座」を引き続き開催し、活動につながる仕組みづくりを図ります。

b. 認知症キャラバンメイトの活動支援

事業・取組の名称	認知症キャラバンメイトの活動支援
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して地域の中で普及や啓発を行う指導者としての役割を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバンメイト」を養成するとともに、キャラバンメイトが活動しやすいように連絡会を開催しています。</p> <p>○認知症サポーター養成講座を開催できる能力の向上のために、研修の機会を提供しています。</p>

表 認知症キャラバンメイトの養成状況

		単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
キャラバンメイト養成講座	県等開催の講座	人	3	0	5
キャラバンメイト連絡会	実施回数	回	1	1	1
	参加人数	人	16	14	20

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 年1回キャラバンメイト連絡会を開催し、認知症に関する情報提供や家族介護者の思い等を学習する機会を持ちました。

イ 第8期計画の評価・課題

- キャラバンメイトが活動しやすいように、キャラバンメイト連絡会や情報提供等の機会が必要です。リーダー役を担う仕組みづくりはできませんでしたが、連絡会において活動しやすい情報提供や研修を行いました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 連絡会の開催や情報提供を行うなど、キャラバンメイトの資格者が活動できるよう支援を行います。

c. 身近な場における認知症理解の普及・啓発

事業・取組の名称	身近な場における認知症理解の普及・啓発
対象者	市民
事業概要	○「認知症は誰でもなりうること、認知症に関する正しい知識を身につけること及び認知症への偏見を払拭すること」のために、地域や、地域コミュニティ組織等の身近な場で広く普及啓発を行います。

表 身近な場における認知症理解の普及・啓発実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	0 (9)	14 (10)	8 (10)	10	10	10
延参加人数	人	0 (300)	202 (330)	100 (350)	200	200	200

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 「身近な場における認知症理解の普及・啓発」として、地域や団体への普及啓発を行いました。
- 認知症に対する偏見の払拭や、自分が認知症の症状があった場合に希望する支援等をテーマにしたDVD「認知症とともに」を作成し貸し出しを行いました。また、希望により保健師等が講話を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症に対する偏見の払拭や、正しい理解の啓発につながっています。DVD視聴者へアンケートを実施した結果、76%の人が「認知症について理解できた」と回答されました。
- 様々な機会を通じてDVDを周知していく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、地域や団体に周知を行い、DVDを使った認知症理解の普及啓発を行います。
- 認知症の人を含めた一人ひとりが、自分らしく相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現に向けて、普及啓発を行います。
- 認知症になるとどのような変化があるか等、自分のこととして感じられるような啓発活動を行います。

d. 認知症の人の生活を知り、ともに暮らすための普及啓発

事業・取組の名称	認知症の人の生活を知り、ともに暮らすための普及啓発
対象者	市民
事業概要	○認知症患者は年々増加しているため、家族介護者や本人を支える周囲の人が、認知症本人の感じている事を理解し、本人の立場に立ち、本人に合ったかわりが出来るような普及啓発を行います

ア 第8期計画の取組状況・実績

※新規事業のため記載事項なし

イ 第8期計画の評価・課題

※新規事業のため記載事項なし

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 市民に対し、認知症の人の視点を体験することで理解を促進するような取り組みを推進します。
- 民間団体等が、認知症によって生じる障壁（「上手く気持ちを伝えられない」等）を解消するための取り組みに協力します。

②予防

a. 認知症予防講座の開催

事業・取組の名称	認知症予防講座の開催
対象者	市民
事業概要	○認知症を正しく理解した上で、地域において認知症予防への関心が高まることを目的として、「認知症予防講座」を開催しています。

表 認知症予防講座の開催実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実施回数	回	4	5	10
参加者数	人	87	95	200

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 地域での健康教室、通いの場や支え合い通所事業所や生きがい活動事業所のスタッフに対し、体を動かしながら脳を使う二重課題運動の紹介を行い、様々な場で実施できるよう努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 「認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする」ことを周知することで、認知症についての関心度は向上しており、今後も地域で認知症に関する正しい知識の普及が必要です。
- 二重課題のレクリエーションを通いの場や支え合い通所事業所や生きがい活動事業所のスタッフへ紹介し、様々な場で実施してもらえるよう努めました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応できるように、地域の健康教室等、様々な機会を通じて啓発します。

③早期発見・早期対応

a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり

事業・取組の名称	地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり
対象者	市民
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症相談窓口として、市及び地域包括支援センターを「認知症相談センター」と位置づけ、周知を行っています。 ○認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携を図りながら、認知症に関する相談に対応しています。

表 認知症に関する相談件数の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実人数	人	350	307	362
延件数	件	1,004	925	1086

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 「認知症相談センター」を市広報・ホームページや地域での健康教室の際等に周知を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- アンケート調査の結果、「認知症に関する相談窓口を知っている」と回答した人は30%で、前回調査時から増減はありませんでした。
- 認知症の相談を「認知症相談センターに相談する」と回答した人は前回調査時から増減はありませんが、「かかりつけ医へ相談する」と回答した人は増えています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 早期の相談につながるよう、引き続き市民や身近な相談先である医療機関や民生委員等へ「認知症相談センター」の周知を図ります。
- 普及啓発を通じて、「認知症は身近なことであること、早期発見・早期対応が重要であること」を伝えるとともに、相談しやすい地域づくりを推進します。
- 早期相談時に十分なアセスメントと支援の方針立てができ、支援介入がスムーズに行えるよう認知症のアセスメントについて相談員の資質向上に努めます。

b. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携

事業・取組の名称	認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して専門的な診断や治療が必要な高齢者は、公立豊岡病院内の「認知症疾患医療センター」で診断や治療を受ける体制が整備されています。</p> <p>○認知症の早期から、適切な診断と正しい知識に基づいた本人・家族の支援を行うことを目的に認知症連携用紙*を作成し、活用方法について地域包括支援センター、介護支援専門員等に周知しています。</p> <p>○地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目ない提供に努めています。</p>

表 認知症疾患医療センター等との連携件数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実人数	人	2	3	3
延件数	件	2	3	3

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 認知症の受診は、かかりつけ医から認知症疾患医療センター等専門機関につながるなど、流れができてきているため、連携用紙を使った実績は少数になっています。しかし、かかりつけ医がおらず、専門的な診断が必要な場合等は、認知症連携用紙を活用し介護支援専門員と認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター等が連携を行い、スムーズな支援につながっています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護支援専門員等から認知症疾患医療センターへ情報を伝えたいことで受診ができることは、切れ目のない認知症ケアを展開するために必要です。今後も認知症連携用紙を活用しながら、認知症疾患医療センターとの連携を強化し、切れ目なく認知症ケアを行う体制を継続していく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、認知症疾患医療センターと介護支援専門員、地域包括支援センター、認知症支援推進員の連携を強化し、認知症の診断やケアがスムーズに行われるよう努めます。
- 介護支援専門員等へ認知症連携用紙を周知します。

*認知症連携用紙：医療、介護、地域のサポート等の各サービスの連携を図り、スムーズな支援につながるよう認知症疾患医療センターと認知症地域支援推進員が共通の連携用紙を作成し、活用しています。

c. 認知症ケアネットの周知・活用

事業・取組の名称	認知症ケアネットの周知・活用
対象者	市民
事業概要	「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、各市町村において「認知症ケアネット*」（認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成が推進されています。認知症の進行状況にあわせて、地域でどのような医療・介護サービスが受けられるか、インフォーマルなサポートも含めた地域資源の情報を収集・整備し、市民にあらかじめ周知します。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 認知症について相談窓口だけでなく、具体的な症状や対応・介護の心がけ、医療や介護・福祉サービスについてわかりやすく情報をまとめた「認知症ケアネット」をアンケートの結果を基に改訂しました。
- 各振興局の窓口、地域包括支援センター、地域コミュニティセンター等に設置を依頼しました。また認知症サポーター養成講座や認知症講話の際に配布しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- アンケートの結果、「認知症の進み具合に応じて受けられる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供に取り組むべき」という回答が多くあり、当事者や家族の声、意見を聞きながら、認知症ケアネットを改訂しました。「支援者がサービスの説明を行う際に活用できる」との声もありました。今後、さらに活用を広げるよう周知が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 認知症について相談窓口だけでなく具体的な症状や対応・介護の心がけ・医療や介護・福祉サービスの情報提供を行います。
- 認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員が相談対応を行う際に、丁寧で分かりやすく統一した対応ができるよう活用を進めます。また、地域での認知症サポーター養成講座、認知症予防講座等の機会を通じて配布し、地域住民に広く周知・活用できるよう進めます。

*認知症ケアネット：認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかをわかりやすくまとめたものをいいます。県では、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域全体で支えるネットワークづくりを重視していることから、国が使っている「認知症ケアバス」という名称ではなく、「認知症ケアネット」と呼んで推進しています。

d. 認知症初期集中支援チームの周知・活用

事業・取組の名称	認知症初期集中支援チームの周知・活用
対象者	市民
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」で、早期診断・早期対応のために、各市町村において「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。 ○医療や介護につながっておらず対応に困っている方等を対象に、初期の対応を包括的・集中的に支援し、自立生活をサポートします。

表 認知症初期集中支援チームの相談件数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実人数	人	17	15	6
延訪問数	回	114	119	20

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 介護支援専門員に連絡会等で周知しました。
- 認知症初期集中支援チーム員が支援者と一緒に集中的に介入・支援を行うことで、医療やサービスにつながるなど効果がありました。
- チーム員会議での経験の積み重ねで、会議にかけるまでに医療やサービスにつながるケースも増えたことから、相談件数は減少しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症初期集中支援チームの対応件数は減少傾向ですが、事例の内容は複雑なものもあり、課題の整理や支援調整に時間を要するケースが多い状況です。
- チーム員が相談時に早期に認知症当事者やその家族が抱える課題を整理し、当事者の生活機能をアセスメントできる力を向上させていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 早期相談、早期の支援対象者の発見につなげるため、今後も医療機関・民生委員等の身近な相談先へ認知症初期集中支援チームと認知症相談センターの周知を図ります。
- 認知症初期集中支援チーム員に認知症のアセスメントに関する研修等を行い、資質向上に努めます。

④医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

a. 認知症地域支援推進員の設置

事業・取組の名称	認知症地域支援推進員の設置
対 象 者	市民
事 業 概 要	認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業者と地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る取り組みを行っています。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 国の定める「認知症地域支援推進員研修」を受講した認知症地域支援推進員を2名配置しています。
- スキルアップのため積極的に研修を受講しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症に関する相談対応や地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等と連携を行いました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き関係機関と連携を強化し、認知症施策の推進に努めます。

b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催

事業・取組の名称	介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催
対象者	医療・介護従事者
事業概要	<p>認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症の人とその家族を支援する介護従事者等を対象に相談会や研修会を開催しています。</p> <p>・認知症事例支援相談会 病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、専門医等が処遇困難事例について事例検討を行い、個別支援を実施しています。</p>

表 認知症事例支援相談会の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実施回数	回	1	1	2
相談件数	件	3	3	7

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 認知症ケアに関わる専門職が認知症に関する正しい知識と本人の思いに寄り添ったケアができるように、介護従事者等を対象に認知症事例支援相談会を実施しました。
- サービスにつながった後も、認知症ケアを行う上で個別に応じた対応力が求められます。
- 認知症対応型の事業所に限らず参加できる事業所を拡大することや、相談事例を案内文に添付することで、多くの支援者が参加しやすいように努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 医療や福祉の専門職から直接個別に助言を受けられる機会は貴重であり、事例支援相談会の参加者の満足度は高くなっています。入所施設、通所介護サービス事業所、訪問介護サービス事業所、介護支援専門員、訪問看護事業所等、様々な事業所が参加しました。
- サービスにつながった後も、支援が困難であったり複雑なケースも増えており、今後も個別の事例に応じた専門職への支援が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 認知症ケアに関わる専門職が正しい知識と理解、本人の思いに寄り添った支援ができるよう認知症事例相談会を引き続き実施します。
- 相談会参加後のフォローを行い認知症ケアの推進向上を図っていきます。

c. 認知症の人の介護者への支援

事業・取組の名称	認知症の家族介護者に対する支援
対象者	市民
事業概要	認知症の本人と家族が集い、日ごろの悩み等を気軽に話せる場を持ち、同じ立場の人同士が交流し話し合うことで、互いに支え合い、学び合うことを目的として、「認知症カフェ」や「認知症家族介護教室」を実施し、介護者の負担を軽減する取り組みを行っています。

表 認知症カフェ・つどいの実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
開設箇所数	箇所	9	9	9

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 認知症カフェ一覧表の掲示を市内の医療機関・歯科医院・薬局・認知症疾患医療センターに依頼しました。また、市広報・ホームページへの掲載や市民へチラシ・ポスターを配布するなど周知を図りました。
- 認知症家族介護教室を開催し、認知症について知識・介護技術を習得することにより、介護者の負担軽減を図りました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 市内の認知症カフェについて、市広報・ホームページへの掲載やチラシやポスター配布、認知症サポーター養成講座等での周知や相談時に紹介するなど、広く周知ができました。
- 認知症カフェ連絡会を開催し、運営について情報交換やボランティアの紹介等の支援を行っています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 今後も、様々な場面で認知症カフェの周知を図ります。
- 関係機関と協働しながら認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援を行います。
- 認知症の正しい理解や関わり方を含む介護技術を学ぶ機会として、認知症家族介護教室を開催します。
- 「認知症の人と家族の一体的支援事業」を実施する事業所との連携を行います。

⑤認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

a. 若年性認知症の人と家族への支援

事業・取組の名称	若年性認知症の人と家族への支援
対象者	市民
事業概要	若年性認知症の本人と家族が集い、日ごろの悩み等を気軽に話せる場を持ち、同じ立場の人同士が交流し話し合うことで、互いに支え合い、学び合うことを目的として、月1回「若年性認知症の人と家族のつどい」を実施しています。

表 若年性認知症の人と家族のつどいの実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実施回数	回	11	12	12
延参加人数	人	169	129	110

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 認知症カフェ一覧表の掲示を市内の医療機関・歯科医院・薬局・認知症疾患医療センターに依頼しました。また、市広報・ホームページへの掲載や、市民へチラシ・ポスターを配布するなど周知を図りました。
- 若年性を含む認知症の人とその家族がお互いに情報共有や相談・助言する場として、「若年性認知症の人と家族のつどい」を認知症疾患医療センター、豊岡市社会福祉協議会と共催で実施しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 「若年性認知症の人と家族のつどい」を開催することで、当事者とその家族が日ごろの思いや悩みを気軽に話せる場のひとつとなっています。
- 地元ラジオや、キャラバン・メイト連絡会等の機会に認知症の人や家族の思いを発信し、認知症について理解を深められるよう取り組みました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、「若年性認知症の人と家族のつどい」や認知症カフェの周知に努めます。
- 当事者が望むことや思いを聞き、居場所づくりや社会参加に向けた支援、本人発信支援を関係機関と連携しながら検討していきます。
- 必要時は、ひょうご若年性認知症支援センター・若年性認知症とともに歩むひょうごの会と情報交換を行い、連携に努めます。

b. 地域見守り体制の推進

事業・取組の名称	地域見守り体制の推進
対象者	市民
事業概要	<p>○地域住民、生活関連事業者等の協力により、地域全体で高齢者をさりげなく見守る「高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）」を展開しています。</p> <p>○地域の方や協力事業者等が、高齢者のちょっと気がかりなことに気付いたときには、地区の役員・民生委員・児童委員等に相談したり、地域包括支援センターに連絡する仕組みをつくっています。</p> <p>○「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク」では、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等の日ごろの見守り体制及び所在行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるように、関係機関の協力体制を構築することにより認知症高齢者等の安全の確保及び家族等への支援を図っています。</p>

表 認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事前登録の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
登録人数	人	96	95	95

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 「高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）」の展開により、関係機関から年間90～100件程度の相談があります。
- 「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」では、年1回、関係機関で連絡会を開催し、連携体制の確認や情報共有等を行いました。また、市広報や介護支援専門員連絡会等で事業の説明を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 新たに9機関が加入され見守る人が増えました。
- 市民や支援者へ事業の説明を行うことで、登録を検討される機会になっています。今後も早い段階での登録や、登録をきっかけに地域の見守りが出来る支援体制の強化が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 認知症高齢者や独居高齢者が増加していく中で、引き続き、「高齢者見守りネットワーク事業」や「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」を周知し、地域での見守りや相談につながる支援を行っていきます。また、協力機関等へ認知症サポーター養成講座の受講を促します。
- 地域や様々な機関の見守りや連携した支援が必要なケースについては、個別ケア会議を開催します。

(5) 任意事業

①家族介護支援事業

事業・取組の名称	家族介護支援事業
対象者	高齢者を在宅で介護している家族やその援助者等
事業概要	<p>○家族介護教室 高齢者を介護している家族やその援助者等を対象とした介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識または技術を習得するための教室を開催しています。</p> <p>○家族介護者交流会 高齢者を介護されている家族等を一時的に解放し、介護者相互の交流を通して介護者のリフレッシュを図るため、日帰り旅行、施設見学等の交流事業を実施しています。</p>

表 家族介護支援事業の実績値及び計画値

	単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	35 (48)	41 (48)	45 (48)	20	—	—
延参加者数	人	282 (300)	242 (350)	206 (400)	200	—	—

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 家族介護教室と家族介護者交流会を同日に開催するなど、参加しやすいよう工夫しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護者の知識の習得や介護者同士の交流を通して、情報交換・介護者のリフレッシュを図りました。
- インターネット等の普及で情報収集ができ、また介護支援専門員にも介護の相談ができることもあり、家族介護支援事業の参加者は徐々に減少しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 家族介護支援事業の参加者は徐々に減少していることや、高齢者に関する相談は総合相談窓口を設けている (P67 参照) ことから、2025年3月末で廃止します。

②家族介護用品支給事業

事業・取組の名称	家族介護用品支給事業
対象者	介護保険の要介護3以上の高齢者等を在宅で介護されている家族（市民税非課税世帯に限ります）
事業概要	在宅で「要介護3」以上の高齢者を介護されている市民税非課税世帯の家族に、紙おむつや尿取パッド等の介護用品と引き換え可能な介護用品引換券を交付しています。

表 家族介護用品支給事業の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
対象者数	人	56	54	76

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 対象者数は増加傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 重度の高齢者を介護されている家族の経済的負担の軽減に一定の役割を果たしています。
- 国の地域支援事業として国・県からの交付金を受け実施しています。国は第10期以降において、本事業を地域支援事業からの除外を検討しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第9期計画においても本事業は継続します。

③成年後見制度利用支援事業

事業・取組の名称	成年後見制度利用支援事業
対 象 者	<p>○申立ての支援（市長申立て） 認知症等により判断能力が十分でない高齢者等のうち、配偶者及び2親等内の親族を有しないか、特別事情のある方であって市長が本人保護のために必要と認めた方</p> <p>○成年後見人等の報酬への助成 市長申立ての対象となった被後見人等が家庭裁判所の決定した成年後見人等への報酬額を支払う資力がない場合に、成年後見人等に対して報酬の助成を行います。</p>
事業概要	対象者の保護のための成年後見制度に係る審判の申立て及び申立てに要する費用並びに後見人等への報酬に対する支援

表 成年後見制度利用支援事業の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
市長申立て件数	件	6	6	9
報酬助成件数	件	6	4	9

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市ホームページへの掲載や地域包括支援センターを通じて、成年後見制度の普及啓発に努めました。
- 地域包括支援センターと連携して、市長申立ての支援を行いました。
- 成年後見人等の報酬助成件数は増加傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 報酬の助成は低所得者の成年後見制度の利用拡大に役立っています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域包括支援センターと連携し、本事業だけでなく成年後見制度全体について介護支援専門員等関係者や一般住民へさらなる周知に努めます。
- 成年後見制度の利用促進のため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に関する研究を行います。

④介護サービス相談員派遣事業

事業・取組の名称	介護サービス相談員派遣事業
対象者	介護福祉施設等の入所者、利用者
事業概要	<p>○介護サービス相談員が介護老人福祉施設等を訪問し、利用者と直接面談を行い疑問や不安等の解消を図るとともに、施設における介護サービスの質的向上及び利用者の自立した日常生活の実現を目指します。</p> <p>○施設職員の利用者への接し方や、利用者が施設職員以外の人と接する機会を生かし、相談内容を介護サービスに限定せず多方面の会話を通して精神面の支援を行い、問題解決に導くように努めています。</p>

表 介護サービス相談員派遣事業実績値及び計画値

	単位	実績値			計画値		
		※ () 内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
相談員数	人	10 (11)	12 (12)	12 (13)	13	14	14
訪問施設数	特養 箇所	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10	10	10
	その他 箇所	13 (14)	13 (15)	13 (15)	15	16	17
延相談件数	件	76 (220)	142 (220)	227 (240)	240	250	250

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 介護サービス相談員を2名増員し、研修や連絡会を通して資質の向上を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から施設訪問が難しくなりましたが、予防対策を図り施設と相談しながら短時間でも可能な範囲で活動を続けてきました。
- 利用者だけではなく施設職員との情報交換を通して思いを傾聴し、気持ちに寄り添うよう努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 感染症予防対策を講じ限られた取り組みの中でも、介護サービス相談員の小さな気づきを重視した活動を行うことで、利用者や施設職員の疑問や不安等の解消につながっています。
- 熱意、コミュニケーション能力等の高い資質が求められるため、介護サービス相談員の人材確保が困難な状況です。活動継続のため相談員のモチベーションの向上方法の模索が必要です。
- 派遣を受け入れてくれる事業者の拡充が課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 苦情に至る事態を未然に防止すること及び利用者や施設職員の日常的な不平・不満又は疑問等の改善を図るため、今後も派遣事業を継続します。
- 派遣を受け入れてくれる事業者の拡充、介護サービス相談員の人材確保に努めます。

⑤住宅改修支援事業

事業・取組の名称	住宅改修支援事業
対象者	介護支援専門員等と契約しない要介護・要支援認定者の「住宅改修が必要な理由書」を作成した介護支援専門員等。
事業概要	介護保険制度では、要介護者または要支援者が住宅改修費の支給申請をする場合、介護支援専門員等が作成する「住宅改修が必要な理由書」を添付する必要があります。しかし、介護支援専門員等がこの理由書を作成しても、要介護者等がその月に居宅介護支援サービスを利用しない場合は、その理由書の作成だけでは居宅サービス計画費の支給対象とならないため、住宅改修理由書の作成1件につき2,000円を手数料として支給する制度を設け介護支援専門員等を支援しています。

表 住宅改修支援事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
支援件数	件	7 (15)	7 (15)	6 (15)	15	15	15

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 在宅生活を希望する高齢者の支援策の一つとして、制度を維持・継続し、良好な住環境整備の促進を図っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 医療機関からの退院後の居住環境を改善するために早期に住宅改修を希望する方や、自立した在宅生活を続けるため、手すりの設置や段差解消等のみを目的として要介護認定を行う場合もあり、在宅復帰・自立支援のために必要な事業となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 在宅生活を希望する高齢者の支援策の一つとして、今後も本制度を維持・継続し良好な住環境整備の促進を図ります。

⑥食の自立支援事業

事業・取組の名称	食の自立支援事業
対象者	概ね 65 歳以上で、心身に支障があり調理が困難なひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯の方
事業概要	高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、調理が困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、週3回の配食サービスと安否確認を民間事業者等に委託して実施しています。

表 食の自立支援事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数	人	195 (225)	204 (225)	226 (225)	225	-	-
配食数	食	24,206 (25,799)	26,022 (25,799)	27,170 (25,799)	25,799	-	-

ア 第8期計画の取組状況・実績

- アセスメント内容に基づき栄養バランスのとれた食事を届けることにより、栄養改善を図るとともに配食を通じた見守りを行い、健康で自立した生活が継続できるように支援を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 民間配食サービスが充実してきていること、また一部の地区では「支え合い生活支援サービス事業」を実施して、同様の配食サービスを提供していることから、事業を実施する必要性が薄れてきています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 本事業は、1年間の調整期間を経て2025年3月末で廃止します。

⑦介護給付等適正化事業

事業・取組の名称	介護給付等適正化事業
対象者	要介護認定申請者、介護サービス利用者、介護サービス事業者
事業概要	国の示す「介護給付適正化の計画策定に関する指針」、県の「市町介護保険事業計画策定に係る県基本指針」において主要5事業が3事業に再編されることを踏まえ、主要3事業である①要介護認定の適正化②ケアプラン等の点検③医療情報との突合・縦覧点検に取り組みます。

表 ケアプラン点検実施数の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
点検事業所数	箇所	67	51	56
点検介護支援専門員数	人	139	118	115
点検ケアプラン数	件	336	297	279

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 持続可能な介護保険制度とするために、介護保険料の負担増を抑制するとともに、介護保険制度の信頼性を高めることが必要です。そのため、利用者に対する適切な介護サービスの確保、保険者としての事業者指導、不適切な給付の削減等の介護保険事業運営の適正化を図りました。
- 第8期計画では「第5期介護給付適正化計画」を作成し、要介護認定の適正化のため認定調査に関して管理者兼要介護認定調査員を配置しました。また、給付データに基づくケアプラン点検の実施等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- コロナ禍における臨時的な取り扱いが続く中で、要介護認定については、遠方の外部委託を除き市の職員である認定調査員が調査を実施、全件の調査票を点検し審査判定の平準化に取り組みました。
- 介護予防・介護給付に関するケアプラン点検は2021年度延べ67事業所、2022年度延べ51事業所、2023年度延べ38事業所（9月末時点）に対し実施しました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「第6期介護給付適正化計画書」を作成します。
- 要介護認定の適正化では、引き続き市の調査員による調査及び点検を実施します。
- ケアプラン等の点検では、国保連の介護給付適正化システムの給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる帳票を活用し、リハビリテーション専門職員等の協力を得ながら必要性の検討・点検の実施を進めていきます。
- 給付費に関する問い合わせ件数が数件程度と少なく、効果も明確ではないことから、国及び県の指針も踏まえ、介護給付費通知については廃止します。

4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

事業・取組の名称	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (ポピュレーションアプローチ*)
対象者	一般後期高齢者(一般高齢者も可)
事業概要	後期高齢者はフレイル状態になるリスクが高いため、運動・口腔・栄養・社会参加等に関する知識を習得できるよう介護予防の講話を実施しています。また、保健事業部門と介護予防部門が一体的にフレイル予防を推進します。

表 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業実績値及び計画値

	単位	実績値			計画値		
		※()内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
実施回数	回	69 (32)	73 (32)	75 (32)	80	80	80
延参加人数	人	1,475 (320)	1,385 (320)	1,500 (320)	1,300	1,300	1,300

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 兵庫県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結し、後期高齢者に対して実施する質問票を活用して専門職が生活圏域ごとの課題を明確にし、フレイル予防に関わっています。
- 住民主体の通いの場の支援として、保健師・栄養士・歯科衛生士の専門職を派遣しました。また、フレイル予防の講話・個別相談等を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 後期高齢者の来所が多い健診会場と健診結果相談会でフレイル健康相談を実施し、予防の取組のきっかけづくりとなるよう啓発を行い、フレイル理解度やフレイル該当率を評価しました。フレイルの理解度は低く、予防の取組について普及啓発が必要です。
- 地域において、運動・口腔・栄養の講話と後期高齢者質問票による健康状態の把握を実施しました。口腔機能と運動機能のフレイルリスクが高いことが分かりました。
- 要介護状態になること、疾病の発症や重症化予防のために、高年介護課と健康増進課の連携を検討する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- フレイル予防の取組のきっかけとなるよう、フレイルの啓発と健康相談を行います。また、生活習慣病の発症と重症化予防のために健診受診の啓発を行います。
- フレイルリスクの高かった運動機能と口腔機能を重点に、フレイル予防の取組について理解してもらえよう普及啓発を行います。
- 身近な健康づくりや適切な医療につなげるなど早期に介護予防につながるよう、高年介護課・健康増進課・地域包括支援センターが連携を強化し、より効率的な取組を検討します。

*ポピュレーションアプローチ：一体的な実施において、通いの場等で、疾病予防や介護予防を目的に、健康な人を含めたすべての人を対象に働きかけることをいいます。

第6章 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

○各介護サービスの実績値及び計画値は、国から提供されている『地域包括ケア「見える化」システム』の自治体向け機能である、「将来推計」を活用したものです。

第1節 日常生活圏域と事業展開

1 日常生活圏域と事業展開

高齢者が介護を要する状態となっても、その人らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築が進められ、今後は医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備による一層の推進を図ることが求められています。

本市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス等を提供する施設の整備状況、その他の社会的な条件を総合的に勘案し、旧市町エリアを基本とした6つの日常生活圏域を設定しており、圏域単位で地域に密着したサービス基盤の整備や地域に根ざした事業を推進してきました。

一方、高齢化の進展に伴って支援を必要とする高齢者本人だけでなく、認知症高齢者等の家族介護者支援に対するニーズも高まっています。このような状況にも適切に対応していくために、重層的支援により属性や世代を問わない包括的な相談支援や障害分野・児童福祉分野等の他分野と連携が重要となっています。複雑・多様化するニーズに対し地域包括ケアシステムが役割を果たしていけるよう、事業を展開してまいります。

図 本市の日常生活圏域



※港地区は城崎圏域に含めています。

第2節 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービス体系表

	介護給付	予防給付								
都道府県が指定・監督	<p>◎居宅サービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション 	<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 		<p>◎介護予防サービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 	<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 	
<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション 									
<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 										
<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 									
<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 										
市町村が指定・監督	<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 	<p>◎居宅介護支援</p>								
その他	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護（複合型） 	<p>◎介護予防支援</p>								
	<p>○住宅改修</p>	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 								
		<p>○介護予防住宅改修</p>								

2 居宅サービス

(1) 訪問介護

事業・取組の名称	訪問介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業を利用）	
事業概要	介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護や調理・洗濯・掃除等の援助を行います。

表 訪問介護の実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	655.9 (677)	647.3 (687)	610.0 (702)	635	641	647
	利用回数	回/月	15,597.3 (17,416.8)	14,560.6 (17,735.1)	14,060.6 (18,201.0)	14,249.7	14,433.6	14,597.7
	給付額	千円/年	592,368 (658,819)	557,475 (671,348)	538,156 (689,138)	556,019	563,727	570,092

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者数はやや減少していますが、要介護認定者の約18%が利用しており、主要な居宅サービスの一つとなっています。
- 介護職員の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で研修体制や利用者からの苦情の状況、訪問介護計画等、適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。
- 訪問介護員の安全確保及び離職防止を図るため、訪問サービスを提供する際に利用者等からの暴力行為等により2人以上の訪問が必要なケースについては、利用者及び家族の同意が得られない場合に、介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度を設けています。利用実績はありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で、サテライトを含め、市内22事業所がサービスを提供しています。
- 第8期計画期間中に、市内3事業所が廃止されました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 事業所の廃止に伴い安定したサービスを提供するために、兵庫県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保に取り組みます。
- 利用者及び家族の同意が得られない場合に介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度は継続します。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業・取組の名称	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。
	予防	自宅に浴室がなく、感染症等で施設等の浴室利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	51.6 (56)	52.9 (57)	47.8 (59)	51	52	53
	利用回数	回/月	227.1 (254.8)	232.9 (259.4)	213.6 (268.4)	224.1	228.6	233.1
	給付額	千円/年	33,530 (37,013)	34,226 (37,697)	31,654 (39,006)	33,692	34,415	35,095
予防	利用者数	人/月	0.8 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
	利用回数	回/月	2.9 (4.2)	0 (4.2)	0 (4.2)	3.0	3.0	3.0
	給付額	千円/年	298 (429)	0 (430)	0 (430)	311	311	311

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 1カ月当たりの利用者数は50人程度で推移しており、要介護度4・5の重度者が約80%を占めています。
- 看護・介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で研修体制や利用者からの苦情の状況、訪問入浴介護計画等、適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 寝たきりの高齢者等の身体の清潔を保持するサービスとして重要な役割を担っています。
- 市内の事業所数は2箇所ですが、サービスは概ね充足しています。しかし、豊岡市全域を訪問しているため介護職員の負担が大きい状況です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 利用者数は50人程度ではあるものの、重度の介護を要する高齢者を在宅で支援するために必要不可欠なサービスであり、利用者のニーズに応じた供給体制の維持に努めます。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

事業・取組の名称	訪問看護・介護予防訪問看護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	予防	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

表 訪問看護・介護予防訪問看護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	541.2 (569)	531.7 (577)	491 (594)	541	555	573
	利用回数	回/月	4,361.4 (4,722.8)	4,154.7 (4,789.8)	3,903.1 (4,932.8)	4,172.0	4,297.1	4,450.9
	給付額	千円/年	297,619 (308,566)	285,596 (313,318)	271,653 (323,192)	296,028	306,141	317,117
予防	利用者数	人/月	102.3 (111)	99.3 (112)	101.9 (114)	104	106	109
	利用回数	回/月	669.2 (870.3)	561.6 (879.6)	589.6 (895.5)	599.5	612.5	636.6
	給付額	千円/年	33,309 (39,342)	32,170 (39,782)	32,807 (40,501)	33,644	34,434	35,802

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者数はやや減少傾向にあります。利用者は要介護4・5の方が要介護者全体の約40%を占めていますが、近年、要介護1・2の方が増加しています。
- 在宅医療・介護連携推進協議会による多種職の研修会等に参加し、医療介護連携に努めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 訪問看護ステーションは第8期計画期間中にサテライトを含め5箇所開設し、2024年1月1日時点で16箇所(サテライトを2箇所含む)があります。2023年度は3箇所が開設したため、今後は利用者数の増加が見込まれます。なお、医療機関や近隣市町の事業所から一定数のサービス提供を受けています。
- 2023年8月の1人当たりの月間利用回数は7.3回で、兵庫県や全国平均をやや下回っています。
- 在宅生活の維持・継続を支援することにより、今後は終末期への対応等のニーズが拡大し、利用者数の増加が予測されるため、サービス供給の充実と医療機関との一層の連携を図る必要があります。
- 事業者アンケートでは、「看護職員の確保が困難である」と回答があり、職員の確保・育成が課題となっています。
- 訪問看護においては、医師の指示のもと理学療法士等がリハビリテーションを行うサービス事業所が増えています。訪問リハビリテーションの事業所の新規参入が見込めないため、引き続き、リハビリテーションも含めたサービス提供が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 在宅医療・介護連携の強化を図ります。
- 看護小規模多機能型居宅介護を含めた総合的なサービス供給体制の整備を推進します。
- 事業者アンケートより、第9期計画期間中に2箇所が新規開設予定です。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業・取組の名称	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して、心身の機能維持・回復に必要な機能回復訓練を行います。
	予防	

表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	42.1 (47)	44.8 (47)	50.9 (49)	54	55	56
	利用回数	回/月	378.2 (451.2)	400.2 (451.2)	498.9 (469.7)	517.3	527.3	537.3
	給付額	千円/年	12,903 (14,749)	14,701 (14,757)	17,613 (15,360)	18,489	18,874	19,235
予防	利用者数	人/月	15.1 (19)	14.7 (19)	16 (19)	18	18	18
	利用回数	回/月	129.5 (163.7)	109.6 (163.7)	135.3 (163.7)	164.4	167.9	167.9
	給付額	千円/年	4,454 (5,543)	3,709 (5,546)	4,442 (5,546)	5,462	5,587	5,587

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者数はやや増加傾向にあり、要介護4・5の方が要介護者全体の約50%を占めています。
- 医療機関以外でサービス提供が可能な事業所は介護老人保健施設のための、訪問看護ステーション等が代替としてリハビリテーション業務を担っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年11月分の実績では、市内で5箇所の事業所等（うち3箇所は医療機関）がサービスを提供しています。
- 第8期計画期間中に訪問リハビリテーションを開設した事業所数はなく、引き続き、訪問看護ステーション等に頼らざるを得ない状況です。
- より必要性の高い方に利用してもらえるように、事業所への運営指導等で、利用者の状況変化等の評価により、可能であれば通所リハビリテーション等への移行を促すように助言を行いました。
- 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 訪問看護、通所リハビリテーションとの役割分担を明確にしながら、サービス提供事業者相互の連携を強め、サービス提供の充実に努めます。
- 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業・取組の名称	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	予防	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	284.3 (276)	299.3 (281)	295.3 (288)	310	317	320
	給付額	千円/年	29,664 (27,504)	30,401 (27,975)	30,474 (28,631)	32,928	33,675	34,006
予防	利用者数	人/月	20.3 (23)	24.1 (25)	25.6 (25)	28	28	29
	給付額	千円/年	2,298 (2,938)	2,844 (3,196)	2,476 (3,196)	3,050	3,054	3,179

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者数は増加傾向にあります。利用者は要介護3以上の方が要介護者全体の約60%を占めていますが、近年は要介護1以下の方が増加傾向にあります。
- 市外事業所も含め、最も事業所数が多いサービスです。

イ 第8期計画の評価・課題

- 在宅で療養するためには必要なサービスであり、引き続き利用者のニーズに応じた提供を促進する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、利用者のニーズに応じたサービス提供を促進します。

(6) 通所介護

事業・取組の名称	通所介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業を利用）	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

表 通所介護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値			
		2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度	
介護	利用者数	人/月	899.3 (948)	861.8 (960)	839.9 (981)	852	860	864
	利用回数	回/月	7,852.8 (8,170.9)	7,241.7 (8,271.7)	7,081.6 (8,449.1)	7,087.7	7,152.9	7,186.1
	給付額	千円/年	764,873 (796,365)	706,195 (807,337)	691,954 (826,192)	702,902	711,998	719,162

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者は要介護1・2の方が全体の約65%となっており、要介護1の方が全体の40%を占めています。
- 2020年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等や類似サービスの多様化、第8期計画期間中に2事業所が地域密着型通所介護へ移行、1事業所が廃止されたことにより、利用者数は減少傾向にあります。
- 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で研修体制や利用者からの苦情の状況、通所介護計画等、適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内17事業所がサービスを提供しており、事業所数の不足はありません。
- 2023年8月の1人当たりの利用回数は月8.2回となっており、兵庫県や全国平均より1~2日少ないですが、但馬地域ではほぼ平均値となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 要介護度の改善や自立支援を促すため、事業所では機能訓練や口腔ケア等のメニューに取り組むようになり、在宅生活において役立つ支援となるように、職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービスの提供を促進します。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業・取組の名称	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設や病院・診療所で、心身の機能維持・回復に必要なリハビリテーションが日帰りで受けられます。
	予防	介護老人福祉施設や病院・診療所で、食事等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが日帰りで受けられます。

表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	217.8 (249)	209.4 (253)	203.4 (256)	214	220	223
	利用回数	回/月	1669.5 (1,961.5)	1566.5 (1,990.6)	1557.3 (2,013.9)	1,601.7	1,641.8	1,663.7
	給付額	千円/年	176,357 (200,395)	167,069 (203,923)	166,925 (206,277)	173,135	178,800	181,484
予防	利用者数	人/月	54.9 (70)	53 (71)	49.9 (72)	54	55	56
	給付額	千円/年	21,745 (27,765)	19,594 (28,292)	20,002 (28,567)	23,029	23,610	24,161

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者は要介護1・2の方が要介護者全体の約65%を占めています。市内事業者数に増減はなく、2020年度から利用者数はやや減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等と考えられます。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に2事業所がサービスを提供しています。また、近隣市町からもサービス提供を受けています。
- 2023年8月の1人当たりの利用回数は月6.3回となっており、兵庫県や全国平均よりやや多く、但馬地域では最も多くなっています。
- 広大な圏域のため、通所距離の問題等から利用者のニーズに対応できる供給体制が充足されているとは言えません。しかし、サービス提供が可能な事業者は介護老人保健施設と医療機関のみであり、提供者の増加は困難な状況です。
- 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- より必要性の高い方に利用してもらうように、状態の安定している利用者が通所介護サービスで機能訓練を受けられるよう、医療機関や但馬長寿の郷の理学療法士等と調整を行うとともに、通所介護事業者等と連携強化を図ります。
- 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業・取組の名称	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や、機能回復訓練等が受けられます。
	予防	

表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	441 (498)	433.8 (506)	443.5 (519)	470	480	488
	利用日数	日/月	3,998.5 (4,526.9)	3,927.5 (4,606.2)	4,115.6 (4,733.2)	4,375.4	4,481.8	4,562.6
	給付額	千円/年	412,064 (463,475)	403,633 (472,256)	429,117 (485,680)	456,346	468,594	477,230
予防	利用者数	人/月	26.3 (22)	23.8 (22)	25 (22)	26	27	28
	利用日数	日/月	154.8 (138.0)	114.8 (138.0)	106.5 (138.0)	116.0	121.5	127.0
	給付額	千円/年	11,606 (9,751)	8,483 (9,757)	7,881 (9,757)	8,705	9,167	9,618

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者は要介護1・2の方が全体の約50%を占めており、要支援1・2の方は5%程度です。
- 2020年度から利用者数が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等と考えられます。但馬地域、全国の利用者数も同じように減少傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に14事業所があります。
- 2023年8月の1人当たりの利用回数は月9.1回となっており、兵庫県や全国平均よりやや少なく、但馬地域で最も少なくなっていますが、ニーズの高いサービスであり、新型コロナウイルス感染症の影響が軽減されることで、今後の高齢者の増加に伴い需要が増え、利用希望者が増加する可能性が考えられます。
- 高齢者の心身機能の維持や回復だけでなく、家族の介護によるストレスや疲れの回復を図る観点からも、在宅生活を支える有効なサービスです。
- 緊急時に対応できる空床の確保が必要です。
- 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携してサービス提供の調整を行う必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 施設や介護支援専門員等と連携を密にして、長期入所者の入院中の空床利用の促進等、緊急時への対応の拡充を図ります。
- 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。
- 兵庫県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保に取り組みます。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

事業・取組の名称	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。
	予防	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、介護予防を目的とした、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。

表 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	29.5 (35)	25.4 (35)	30.3 (36)	33	34	34
	利用日数	日/月	251.1 (312.9)	211.8 (312.9)	243 (321.6)	274.3	283.2	282.5
	給付額	千円/年	31,715 (38,310)	26,802 (38,331)	30,570 (39,543)	35,309	36,682	36,581
予防	利用者数	人/月	0.2 (0)	0.1 (0)	0.1 (0)	1	1	1
	利用日数	日/月	0.5 (0.0)	0.3 (0.0)	0.6 (0.0)	0.5	0.5	0.5
	給付額	千円/年	45 (0)	27 (0)	49 (0)	53	53	53

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 1カ月当たりの利用者数は30人程度で推移しています。
- 要介護度別では、要介護1～5の利用者の占める割合に大きな差はなく、要支援1・2の利用者はほとんどいない状況です。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に2事業所があります。また、近隣市町の施設からもサービス提供がありますが、緊急時に対応できる空床の確保が必要です。
- 医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練等が提供されるサービスであり、短期入所生活介護との役割分担を明確にし、相互に連携したサービス提供の調整を行う必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 施設の協力のもと、緊急時に対応できる空床の確保に努めます。
- 主治医や介護支援専門員等と連携を図り、利用者の身体状況にあった適切な利用を促進します。
- 短期入所生活介護との役割分担を明確にし、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業・取組の名称	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の日常生活の自立や、介護者の負担を軽減するための福祉用具が借りられます。一部の福祉用具には、介護度により借りることができないものもあります（例外措置あり）。
	予防	

表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	1,487.8 (1,452)	1,490.2 (1,473)	1,467.9 (1,507)	1,541	1,556	1,570
	給付額	千円/年	245,445 (244,434)	251,002 (248,627)	249,579 (255,354)	261,508	264,248	266,590
予防	利用者数	人/月	654.3 (652)	695.4 (661)	729.7 (669)	772	783	798
	給付額	千円/年	53,401 (53,090)	58,376 (53,836)	62,702 (54,479)	66,282	67,249	68,514

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 認定者の約40%が福祉用具貸与を利用しています。利用者は要支援1～要介護1の方が約50%を占めています。要支援認定者数が年々増加していることから、軽度者の利用が増加しています。
- 軽度者は一部の福祉用具の貸与が制限されますが、特に必要と認められる方には、介護支援専門員からの届出等を受け、審査確認のうえ年間200件程度が貸与されています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に8事業所がサービスを提供しています。また、近隣市町の事業所からのサービス提供も多く、利用者のニーズに対応できる供給体制は整っていると考えられます。
- 居宅サービス利用者の日常生活の維持や自立した生活を支援し、介護者の負担軽減を図る上で重要なサービスです。
- 全国的に福祉用具による事故が度々起きているため、事業者、介護支援専門員等へ利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の貸与となるように、事故の事例等の情報提供や指導・助言を行いました。
- 福祉用具専門員に対し、利用者への商品の特徴・全国平均貸与価格の説明や機能や価格帯の異なる複数商品の提示、利用者へ交付する福祉用具貸与計画書を介護支援専門員へ交付することが義務付けられました。事業者への運営指導等で福祉用具貸与計画やサービス担当者会議の記録等を確認し、利用者の身体状況に合わせた福祉用具の検討が適切に行われているかどうか等の点検・指導等を行いました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「介護保険における福祉用具選定の判断基準」に即した適切なサービス利用の普及啓発に努めます。
- 福祉用具による事故防止のため、事故等の事例の情報共有等、事業者との連携に努めます。
- ケアプラン点検や運営指導等を通して、利用者の身体状況に適した福祉用具の選択が行われているか等を確認し、指導や助言に努めます。

(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

事業・取組の名称	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつで使用する用具の購入費が同一年度で10万円を上限に支給されます。
	予防	

表 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	23.2 (25)	21.6 (25)	20.3 (25)	25	25	25
	給付額	千円/年	6,568 (7,313)	7,105 (7,313)	7,172 (7,313)	8,040	8,040	8,040
予防	利用者数	人/月	13.1 (14)	11.3 (14)	12.1 (14)	14	14	14
	給付額	千円/年	3349(3,628)	2,977 (3,628)	3,731 (3,628)	4,319	4,319	4,319

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者数は月により変動がありますが、30～40人前後で推移しています。
- 利用者は、要支援1～要介護1の方が全体の約60%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に8事業所があります。また、近隣市町からの販売も多く、利用者のニーズに対応できる供給体制が整っていると考えられます。
- 利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の販売を推進する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「介護保険における福祉用具選定の判断基準」にあった適切なサービス利用の普及啓発に努めます。
- 利用者の身体状況にあったサービス提供となるように、事業者・介護支援専門員等へ指導や助言に努めます。

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

事業・取組の名称	住宅改修	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした費用について 同一住宅で20万円を上限に支給されます（要事前申請）。
	予防	

表 住宅改修・介護予防住宅改修実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	16.7 (18)	14.8 (18)	14.8 (19)	19	19	19
	給付額	千円/年	18,165 (17,733)	15,367 (17,733)	14,148 (18,900)	18,416	18,416	18,416
予防	利用者数	人/月	16.6 (17)	14.6 (17)	17.1 (17)	18	18	18
	給付額	千円/年	17,925 (19,199)	15,451 (19,199)	16,778 (19,199)	18,824	18,824	18,824

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者数は、30～40人前後で推移しています。
- 利用者は、要介護2以下の方が全体の約85%を占めています。在宅で生活しやすい環境整備を行い、住み慣れた住宅で生活を継続する支援サービスとなっています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 在宅において安心安全に暮らすため、必要な転倒防止や自立しやすい環境を整備するもので、利用ニーズの高いサービスです。
- 利用者の身体状況に応じ適切で効果的な整備が行われるように、普及啓発に努める必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 今後も適切で効果的な住環境の整備が行われるように、普及啓発に努めます。
- 介護支援専門員や施行業者からリフォームの必要性や有効性等について聞き取り等を行い、必要のないリフォームの防止に努めます。
- 高齢者支援事業の住宅改造費助成事業と整合を図り、適切な給付を行います。

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	有料老人ホーム等の入居者で、要介護認定を受けた方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話等を受けられます。
	予防	有料老人ホーム等の入居者で、要支援認定を受けた方が、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の支援等を受けられます。

表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	135.5 (146)	137.5 (174)	137.9 (179)	140	140	140
	給付額	千円/年	309,050 (320,621)	311,437 (382,921)	317,773 (393,592)	323,091	323,499	323,499
予防	利用者数	人/月	15.6 (16)	15.3 (18)	15.5 (18)	16	16	16
	給付額	千円/年	10,479 (12,810)	10,472 (14,189)	11,133 (14,189)	11,460	11,475	11,475

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 利用者数は大きな増減なく推移しています。
- 要介護度別では、要介護1～5の利用者の占める割合に大きな差はありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内7施設（養護老人ホーム2施設含む）からサービスの提供があります。
- 2022年度の本市の事業所数は、兵庫県や全国平均より1.8～2倍近く多くなっています。
- 第8期計画期間中に高齢者の住まい整備の観点から事業者を公募しましたが、応募はありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 特定施設の整備は、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度者の受け入れ施設として期待できますが、事業者の参入が見込めないことから、第9期計画期間中の整備は行いません。

3 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業・取組の名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	日中・夜間の定期的な巡回や随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	12.3 (17)	11.3 (17)	8 (17)	33	33	33
	給付額	千円/年	17,918 (20,118)	19,273 (20,129)	12,685 (20,129)	51,774	51,839	51,839

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所は、第8期計画期間中に2箇所開設しています。
- 利用者は、要介護1・2の方が全体の約70%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に3事業所があり、第8期計画期間中に2箇所開設したことから、今後の利用の増加が見込まれます。
- 住み慣れた地域で要介護高齢者の在宅生活を24時間支え、医療と介護が連携した居宅サービスとして重要であり、事業者等との連携強化による情報の共有を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 国は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を介護者の介護離職防止の観点や、地域包括ケアシステム推進のための重要な介護サービスとして位置づけており、事業者と連携して利用者の拡大とサービス提供の維持に努めます。
- 新規事業者の参入を推進するため、兵庫県と連携し、市内事業者等への定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの特性や運営助成制度の周知等を図ります。

(2) 夜間対応型訪問介護

事業・取組の名称	夜間対応型訪問介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	24時間安心して在宅生活を送れるように、巡回や通報システムによる訪問介護が受けられます。

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 現在、市内に夜間対応型訪問介護に対応するサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。また、県内でも事業者がほとんどない状況です。

イ 第8期計画の評価・課題

- 住み慣れた地域で、要介護高齢者の在宅生活を夜間も支えるための医療と介護が連携した居宅サービスとして重要であり、事業者等との連携強化により情報の共有を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 事業者アンケートでは、第9期計画期間中に1箇所が新規開設予定です。

表 夜間対応型訪問介護実績値及び計画値

		単位	計画値		
			2024年度	2025年度	2026年度
介 護	利用者数	人/月	—	—	7
	給付額	千円/年	—	—	3,278

(3) 地域密着型通所介護

事業・取組の名称	地域密着型通所介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。
	予防	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスを日帰りで受けられます。

表 地域密着型通所介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	416.1 (385)	424.3 (391)	422.3 (397)	444	453	462
	利用回数	回/月	3,165.5 (2,916.3)	3,226.2 (2,961.6)	3,256.3 (3,007.3)	3,378.6	3,450.3	3,521.7
	給付額	千円/年	294,325 (271,018)	311,444 (275,917)	321,289 (280,314)	341,718	349,859	358,053

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2020年度から新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等の傾向が考えられるものの、2事業所が通所介護から地域密着型通所介護へ移行、1事業所が開設したこともあり、利用者数は増加傾向にあります。
- 利用者は、要介護1・2の方が全体の約75%で、特に要介護1の方が全体の約50%を占めています。また、要介護認定者が通所介護又は地域密着型通所介護を利用している割合は約35%と高く、居宅サービスの主要なサービスの一つとなっています。
- 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で研修体制や利用者からの苦情の状況確認、通所介護計画等、職員の資質向上や適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に16事業所がサービスを提供しており、事業所数の不足はありません。近年はリハビリに特化した通所介護サービスを望む利用者も多く、第8期計画期間中に1箇所のリハビリに特化した通所介護事業所が開設されました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 要介護度の改善や自立支援を促すため、事業所では機能訓練や口腔ケア等のメニューに取り組むようになり、在宅生活において役立つ支援となるように職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービスの提供を促進します。

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業・取組の名称	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練が日帰りで受けられます。
	予防	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで、介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練が日帰りで受けられます。

表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	73.7 (82)	86.9 (83)	91.8 (88)	97	98	100
	利用回数	回/月	588.8 (655.6)	685.6 (663.0)	691.4 (726.1)	702.7	712.3	727.5
	給付額	千円/年	76,919 (87,637)	90,603 (88,555)	92,083 (98,579)	95,289	96,814	99,088
予防	利用者数	人/月	2.8 (2)	2.8 (2)	5.0 (2)	6	6	6
	利用回数	回/月	11 (14.2)	12.2 (14.2)	24.6 (14.2)	24.0	24.0	24.0
	給付額	千円/年	1,103 (1,706)	1219 (1,707)	2,635 (1,707)	2,525	2,528	2,528

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 1カ月当たりの利用者数は80人を超えています。
- 要介護1・2の利用者が全体の約65%を占めています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控えが考えられるものの、2021年5月、新たに1箇所が開設したことにより、2022・2023年度の利用者数は増加しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に5事業所があり、サービス提供を行っているのは4事業所で、利用者は事業所がある日常生活圏域の居住者にやや限られている状況です。
- 住み慣れた地域で自立した生活を希望する認知症高齢者及びその家族にとって重要なサービスとなっています。高齢者の増加に伴い、益々認知症高齢者が増加することが予測されるため、利用者のニーズに応じたサービス供給体制の整備が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- サービスの特徴を周知するとともに、利用者のニーズを的確に把握しながら、認知症高齢者数の動向、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます。
	予防	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	99.9 (102)	98.4 (123)	100 (123)	118	135	139
	給付額	千円/年	225,930 (255,808)	233,403 (310,676)	228,673 (310,676)	286,795	330,641	341,376
予防	利用者数	人/月	27.1 (24)	27.9 (29)	22.1 (29)	24	27	29
	給付額	千円/年	19,688 (14,440)	20,625 (17,442)	16,558 (17,442)	19,160	22,318	24,407

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2024年1月1日時点で、豊岡圏域に2箇所、日高圏域に1箇所、出石圏域に1箇所、但東圏域に1箇所の事業所があり、全体で1カ月に120人程度の利用者があります。
- 要介護度別では、要介護1以下の方が全体の約50%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 小規模多機能型居宅介護サービス事業所がない城崎・竹野地域を優先して公募を行いました。応募はありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、第8期計画期間中に整備できなかった城崎・竹野地域で1箇所の整備を行うこととします。また、事業者アンケートで希望があった豊岡地域に1箇所開設予定です。

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業・取組の名称	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	
対象者	要支援2、要介護1以上	
事業概要	介護	認知症の人が、共同生活を営む住居で食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けられます。
	予防	認知症の人が、共同生活を営む住居で介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けられます（要支援2のみ）。

表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	216.2 (225)	219.3 (225)	210.8 (225)	224	224	224
	給付額	千円/年	650,080 (680,274)	652,185 (680,652)	636,576 (680,652)	693,196	694,074	694,074
予防	利用者数	人/月	0.6 (0)	0.3 (0)	0.4 (0)	1	1	1
	給付額	千円/年	1,469 (0)	429 (0)	1,145 (0)	2,796	2,800	2,800

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 第8期計画期間中の事業所の開設はなく、利用者数は210～220人程度で推移しています。
- 重度の利用者がやや増えており、要支援認定を受けている利用者はほとんどありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に14事業所がサービスを提供しており、2022年度の事業所数は、兵庫県や全国平均より1.5～2倍近くになっています。
- 入居者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 利用者のニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することで介護サービスの質的な向上を図ります。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型特定施設入居者生活介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	入居定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けられます。

表 地域密着型特定施設入居者生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	19.3 (20)	19 (20)	19.4 (20)	20	20	20
	給付額	千円/年	49,122 (50,382)	49,739 (50,410)	50,727 (50,410)	56,104	56,175	56,175

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2024年1月1日時点で市内に1事業所があり、利用者数もその定員の範囲内で推移しています。
- 要介護度別では利用状況に大きな差はありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 第8期計画期間中に高齢者の住まい整備の観点から事業者を公募しましたが、応募はありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第9期計画期間中に地域密着型特定施設入居者生活介護の公募及び指定は行いません。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられます。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	86.8 (87)	88.9 (87)	87.6 (87)	87	87	87
	給付額	千円/年	312,558 (319,095)	315,936 (319,272)	322,585 (319,272)	333,120	333,542	333,542

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2024年1月1日時点で市内に施設は3箇所あり、定員は87床です。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護職員のうち特に夜勤の職員が不足しており、職員の確保・育成が課題となっています。
- 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 制度改正により入所者は原則として要介護3以上の方となり、入所の必要性が高い方は以前より早期入所が可能となったため、入所待機者の動向等を勘案した結果、第9期計画期間中の整備は行いません。
- 要介護2以下の方の特例入所について施設等から市に助言を求められた際は、適切に関与するとともに、事業所への運営指導等の機会を利用し、特例入所の判定が適切であったか等を確認します。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することで介護サービスの質的な向上を図ります。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	看護小規模多機能型居宅介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	医療ニーズの高い方が、利用者の自宅または小規模多機能型居宅事業所に通所または短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、療養上の世話や診察の補助等の看護のサービスを一体的に受けられます。

表 看護小規模多機能型居宅介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	20.2 (27)	20.4 (27)	20.5 (53)	23	24	25
	給付額	千円/年	79,610 (100,826)	82,930 (100,882)	89,547 (197,065)	102,034	106,354	110,239

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2024年1月1日時点で市内に事業所は1箇所あります。
- 利用者は約20人で推移しており、要介護4・5の方が約70%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を備えた看護小規模多機能型居宅介護は、今後ニーズが高まることを予測し、既存の日高圏域以外を対象として公募を行いました。応募はありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 利用者が定員に達していないこと、第8期で応募者が無かったことから、第9期計画期間中の整備は行いませんが、今後は利用者のニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。

4 居宅介護支援・介護予防支援

事業・取組の名称	居宅介護支援・介護予防支援	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護が必要な方の心身の状態等に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
	予防	地域包括支援センターの介護支援専門員等が、介護予防を目的とした介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

表 居宅介護支援・介護予防支援実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
			介護	利用者数	人/月	1,972.2 (1,979)	1,943.3 (2,006)	1,891.8 (2,047)
	給付額	千円/年	374,897 (369,542)	365,084 (375,111)	358,824 (383,156)	378,374	386,853	393,944
予防	利用者数	人/月	730 (727)	767.9 (737)	801.1 (746)	840	850	870
	給付額	千円/年	39,832 (38,986)	41,856 (39,545)	43,815 (40,028)	46,583	47,199	48,312

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 要支援認定者が増加していることから、介護予防支援の利用者は年4%程度増加しています。
- 市は、自立支援・重度化防止等の観点からケアプラン作成の支援を行っています。
- 2015年からケアプラン点検を実施しており、事業所への運営指導も含め、自立支援の観点に沿ったケアプランの作成や適切なサービスの提供等について助言・指導を行いました。
- 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合は、介護支援専門員は市へケアプランの届出が義務付けられました。市は検証を行い、必要に応じ是正を促すこととなり、2021年度は2件の届出を受けています。
- 認定期間の半数を超える短期入所サービスの利用は、利用者の心身の状況や本人等の意向に照らし申請内容が適切であるか、ケアプランの確認を行っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に32事業所、111人（地域包括支援センターを含む）がケアマネジメント業務に携わっており、利用者のニーズに対応できる供給体制が整っています。しかし、今後も利用者数の増加が見込まれるため、介護支援専門員の人員の確保に取り組む必要があります。
- ニーズの多様化や複雑な制度改正に対応できるよう研修等を実施し、より一層知識等の向上促進が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- ケアプラン点検や各種研修会等を通じて利用者の多様なニーズへの対応を図るとともに、居宅生活の支援と自立に向けた適切で質の高いケアプランの作成を促進します。
- 在宅医療と介護の連携及び在宅介護支援の中心的な役割を担う専門職であるため、介護支援専門員の確保に取り組むとともに、研修等を実施し人材育成を促進します。
- 2018年度の介護報酬改定で設けられた居宅介護支援事業所の管理者要件において、管理者は主任介護支援専門員であることとされています。しかし、事業所の人材確保状況等を考慮し、2021年3月31日までの経過措置期間が延長され、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年3月31日まで猶予されています。

5 介護保険施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

事業・取組の名称	介護老人福祉施設	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話が受けられます。

表 介護老人福祉施設実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	662.8 (669)	657.9 (669)	685.8 (669)	683	683	683
	給付額	千円/年	2,075,141 (2,087,329)	2,034,472 (2,088,488)	2,083,188 (2,088,488)	2,131,466	2,134,164	2,134,164

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 2024年1月1日時点で市内に施設は7箇所あり定員は680床です。利用者数は、市外からの利用者や市外の施設利用者等があることから、市内の利用者は660人程度で推移しています。
- 市外の施設に本市の被保険者が30人程度入所しています。
- 入所者は原則として要介護3以上の方となったため、特例入所の要介護1・2の利用者は約5%となっています。要介護4・5の利用者は全体の70%を超えています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護離職防止や、県の保健医療計画との整合、入所のニーズ等、入所待機者の動向等を勘案しつつ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や特定施設入居者生活介護と併せて適正なサービス供給量を検討する必要があります。
- 介護職員のうち特に夜勤の職員が不足しており、職員の確保が課題となっています。
- 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 制度改正により入所者は原則として要介護3以上の方となり、入所の必要性が高い方は以前より早期入所が可能となったため、入所待機者の動向等を勘案した結果第9期計画期間中の整備は行いません。
- 要介護2以下の方の特例入所について施設等から市に助言を求められた際は、適切に関与するとともに、事業所への運営指導等の機会を利用し、特例入所の判定が適切であったか等を確認します。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

(2) 介護老人保健施設

事業・取組の名称	介護老人保健施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にあり、リハビリテーション等を必要とする方が入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や、日常生活上の世話が受けられます。

表 介護老人保健施設実績値及び計画値

	単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値			
		2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度	
介護	利用者数	人/月	212.3 (238)	213.5 (238)	216.4 (238)	232	232	232
	給付額	千円/年	698,668 (780,063)	712,066 (780,496)	731,366 (780,496)	792,038	793,856	795,018

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 第8期計画期間中の新規整備はありません。利用者数はほぼ同じ水準で推移しています。
- 利用者は要介護4・5の方が多く、約45%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2024年1月1日時点で市内に2施設、232床が整備されています。
- 在宅復帰後の生活を視野に入れたサービスの提供等、在宅復帰支援機能の充実を図る必要があります。
- 利用者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第9期計画期間中の新規整備は行いません。
- 施設への運営指導等で、在宅復帰支援への取組状況等の確認を行います。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

(3) 介護療養型医療施設

事業・取組の名称	介護療養型医療施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にある長期療養が必要な方が入院し、療養上の管理、看護・医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療が受けられます。

表 介護療養型医療施設実績値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]
介護	利用者数	人/月	0.6 (1)	0 (1)	0 (1)
	給付額	千円/年	2,706 (4,436)	0 (4,438)	0 (4,438)

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市内に介護療養型医療施設はなく、2021年度まで市外の施設を1カ月当たり1人程度が利用していましたが、2022年度以降の利用者はいません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護療養型医療施設は、設置期限が2024年3月末までです。

(4) 介護医療院

事業・取組の名称	介護医療院	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」の機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たなサービスです。

表 介護医療院の実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	1.8 (1)	1.3 (1)	1.6 (1)	3	3	3
	給付額	千円/年	7,763 (5,243)	6,136 (5,246)	7,044 (5,246)	12,997	13,014	13,014

ア 第8期計画の取組状況・実績

- 市内に介護医療院はなく、市外の施設で1カ月当たり1人程度の利用者がサービスを利用しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 今後も利用者が大幅に増加するサービスではないと見込んでいます。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 今後、新たな整備を行いません。

6 サービス事業量の計画値

第9期計画におけるサービス事業量の計画値は、国の算定要領に従い、要支援・要介護認定者の推計、2021年度から2023年度の実績見込等を基に、次のとおりとします。

(1) 介護サービス見込量

		2024年度	2025年度	2026年度	掲載頁
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数 (回)	14,249.7	14,433.6	14,597.7	
	人数 (人)	635	641	647	
訪問入浴介護	回数 (回)	224.1	228.6	233.1	
	人数 (人)	51	52	53	
訪問看護	回数 (回)	4,172.0	4,297.1	4,450.9	
	人数 (人)	541	555	573	
訪問リハビリテーション	回数 (回)	517.3	527.3	537.3	
	人数 (人)	54	55	56	
居宅療養管理指導	人数 (人)	310	317	320	
通所介護	回数 (回)	7,087.7	7,152.9	7,186.1	
	人数 (人)	852	860	864	
通所リハビリテーション	回数 (回)	1,601.7	1,641.8	1,663.7	
	人数 (人)	214	220	223	
短期入所生活介護	日数 (日)	4,375.4	4,481.8	4,562.6	
	人数 (人)	470	480	488	
短期入所療養介護 (老健)	日数 (日)	274.3	283.2	282.5	
	人数 (人)	33	34	34	
福祉用具貸与	人数 (人)	1,541	1,556	1,570	
特定福祉用具購入	人数 (人)	25	25	25	
住宅改修	人数 (人)	19	19	19	
特定施設入居者生活介護	人数 (人)	140	140	140	
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数 (人)	33	33	33	
夜間対応型訪問介護	人数 (人)	0	0	7	
地域密着型通所介護	回数 (回)	3,378.6	3,450.3	3,521.7	
	人数 (人)	444	453	462	
認知症対応型通所介護	回数 (回)	702.7	712.3	727.5	
	人数 (人)	97	98	100	
小規模多機能型居宅介護	人数 (人)	118	135	139	
認知症対応型共同生活介護	人数 (人)	224	224	224	

		2024年度	2025年度	2026年度	掲載頁
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	20	20	20	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	87	87	87	
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	23	24	25	
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	683	683	683	
介護老人保健施設	人数(人)	232	232	232	
介護医療院	人数(人)	3	3	3	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	1,968	2,006	2,043	
		2024年度	2025年度	2026年度	掲載頁

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護予防サービス見込量

		2024年度	2025年度	2026年度	掲載頁
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	3.0	3.0	3.0	
	人数(人)	1	1	1	
介護予防訪問看護	回数(回)	599.5	612.5	636.6	
	人数(人)	104	106	109	
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	164.4	167.9	167.9	
	人数(人)	18	18	18	
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	28	28	29	
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	54	55	56	
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	116.0	121.5	127.0	
	人数(人)	26	27	28	
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.5	0.5	0.5	
	人数(人)	1	1	1	
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	772	783	798	
特定介護予防福祉用具購入	人数(人)	14	14	14	
介護予防住宅改修	人数(人)	18	18	18	
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	16	16	16	
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	24.0	24.0	24.0	
	人数(人)	6	6	6	
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	24	27	29	
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1	1	1	
(3) 介護予防支援	人数(人)	840	850	870	

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

7 その他のサービス

(1) 特定入所者介護サービス費

施設サービスを利用した場合の負担額は、介護保険サービスの利用者負担の他に居住費（短期利用の場合は滞在費）、食費、日常生活費等の自己負担が必要となります。低所得の方は、申請により、居住費（滞在費）・食費の自己負担に上限額が設けられ、超えた分は介護保険から給付されます。

(2) 高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、1カ月の利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯で合算）して、一定の上限額を超えた時には申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

(3) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額が高額になった場合は、介護保険と医療保険の両方の自己負担額を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯で合算）して、一定の上限額を超えた時には申請により、超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。

8 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数等

本計画期間における施設・居住系サービスの必要利用定員総数を次のとおり定めます。なお、兵庫県による指定、許可及び認可に係る施設・サービスの当該定員数については、市の老人福祉計画・介護保険事業計画において定めるべき法定事項ではありませんが、市の必要サービス量の考え方として定めるものです。

表 介護保険施設・居住系サービスの必要利用定員総数の計画値

施設・サービス種別	単位	2024年度	2025年度	2026年度
特別養護老人ホーム	人	767	767	767
介護老人福祉施設	人	680	680	680
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	87	87	87
介護老人保健施設	人	232	232	232
介護医療院	人	0	0	0
介護専用型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0
混合型特定施設入居者生活介護	人	190	190	190
認知症対応型共同生活介護	人	225	225	225
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	20	20	20

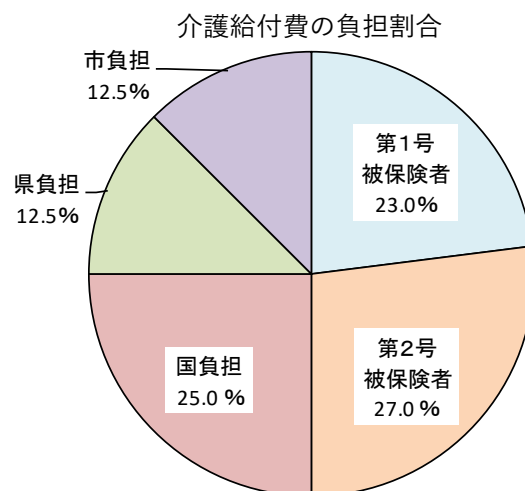
第3節 第1号被保険者の保険料の確保

1 介護保険事業の負担割合

(1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められています。第9期計画期間においては、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%となります。国負担分25.0%のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整され調整交付金として交付されます。

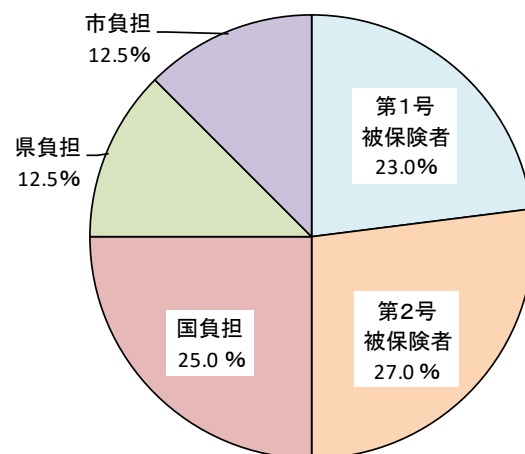


(2) 地域支援事業費

① 介護予防・日常生活支援総合事業

50.0%を公費で、残りの50.0%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は23.0%です。

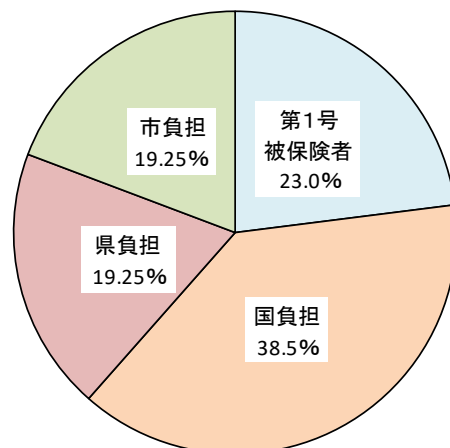
介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合



② 包括的支援事業費・任意事業費

77.0%を公費で、残りの23.0%を第1号被保険者の保険料で負担します。

包括的支援事業費・任意事業費の負担割合



2 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計

第9期計画期間における所得段階区分ごとの第1号被保険者数は次のとおりとしています。市では、より負担能力に応じた保険料負担とし、また、介護保険制度の持続可能性を確保するため、所得段階区分を第9期計画より13段階とします。

表 所得段階区分と所得段階別被保険者数の推計

所得段階	単位	2024年度	2025年度	2026年度	合計
第1段階（基準額×0.455） ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	人	3,538	3,525	3,506	10,569
第2段階（基準額×0.685） ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	人	2,677	2,667	2,653	7,997
第3段階（基準額×0.690） ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	人	2,393	2,384	2,371	7,148
第4段階（基準額×0.900） ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	人	2,628	2,618	2,604	7,850
第5段階（基準額×1.00） ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	人	4,578	4,562	4,537	13,677
第6段階（基準額×1.20） ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	人	4,791	4,774	4,748	14,313
第7段階（基準額×1.30） ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	人	3,527	3,514	3,495	10,536
第8段階（基準額×1.50） ・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	人	1,354	1,349	1,341	4,044
第9段階（基準額×1.60） ・本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上、410万円未満の方	人	428	427	424	1,279
第10段階（基準額×1.80） ・本人が住民税課税で合計所得金額が410万円以上、520万円未満の方	人	217	217	216	650
第11段階（基準額×1.90） ・本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上、610万円未満の方	人	99	99	98	296
第12段階（基準額×2.00） ・本人が住民税課税で合計所得金額が610万円以上、720万円未満の方	人	73	73	73	219
第13段階（基準額×2.10） ・本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	人	259	258	257	774
合計	人	26,562	26,467	26,323	79,352
※参考 所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	26,357	26,264	26,121	78,742

3 標準給付費及び地域支援事業費の推計

(1) 標準給付費

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、審査支払手数料、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

第9期計画期間において必要な介護保険事業の費用の推計は、過去の給付実績、介護報酬の改定、サービス基盤の整備等から次のとおりとしています。

表 標準給付費の推計

単位：円

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
標準給付費見込額	8,936,686,288	9,077,757,624	9,170,970,776	27,185,414,688
総給付費	8,437,011,000	8,567,222,000	8,650,241,000	25,654,474,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	269,247,975	274,970,320	280,351,940	824,570,235
高額介護サービス費等給付額	195,111,313	199,261,304	203,331,836	597,704,453
高額医療合算介護サービス費 等給付額	28,400,000	28,960,000	29,540,000	86,900,000
算定対象審査支払手数料*	6,916,000	7,344,000	7,506,000	21,766,000

(2) 地域支援事業費

地域支援事業の事業費は次のとおりとしています。なお、地域支援事業の事業費は「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」それぞれで上限額が定められ、個別協議の枠組みも設けられています。

表 地域支援事業費の推計

単位：円

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
地域支援事業費見込額	612,938,000	608,522,000	613,711,000	1,835,171,000
介護予防・日常生活支援総合 事業	407,397,000	414,726,000	419,694,000	1,241,817,000
包括的支援事業・任意事業	205,541,000	193,796,000	194,017,000	593,354,000

*算定対象審査支払手数料：国民健康保険団体連合会に介護保険給付の審査を委託することにより発生する手数料

4 介護保険料の推計

(1) 介護保険料の推計

第1号被保険者の保険料は、次の計算式により算出しています。

表 保険料基準額の推計（2024年度から2026年度までの合計）

	項目	単位	合計
A	標準給付費見込額	円	27,185,414,688
B	地域支援事業費見込額	円	1,835,171,000
C	第1号被保険者負担分相当額 $((A+B) \times 23\%)$	円	6,674,734,708
D	調整交付金相当額	円	1,421,361,584
E	調整交付金見込額	円	1,900,182,000
F	財政安定化基金拠出金見込額	円	0
G	財政安定化基金償還金	円	0
H	準備基金取崩額 (2023年度末時点の準備基金の残額 900,000,000円)	円	471,950,000
I	市町村特別給付費等	円	0
J	市町村相互財政安定化事業負担額	円	0
K	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	円	0
L	保険料収納必要額 $(C + (D - E) + F + G - H + I + J - K)$	円	5,723,964,293
M	予定保険料収納率	%	98.5
N	所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	78,742
O	保険料基準額（年額） $L \div M \div N$	円	73,800
P	保険料基準額（月額） $O \div 12$ カ月	円	6,150

(2) 介護保険料基準額（月額）

第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

介護保険料は、今後、より高齢化が進行し介護サービス等の支援を必要とする方が増え続ける一方、それを支える世代（第2号被保険者）が減少していく傾向にあるため、このまま進むと2030年度には約7,800円、2040年度には約9,000円になると推計されます。

第9期（2024年度～2026年度） 介護保険料基準額（月額）	6,150 円
------------------------------------	---------

表 介護保険料基準額（月額）の推移

区分		単位	旧豊岡市	旧城崎町	旧竹野町	旧日高町	旧出石町	旧但東町
第1期	月額基準額	円	2,562	2,600	2,500	2,536	2,623	2,500
	増減率	%	13.2	10.0	4.0	10.4	33.2	28.0
第2期	月額基準額	円	2,900	2,860	2,600	2,800	3,494	3,200
	増減率	%	13.2	10.0	4.0	10.4	33.2	28.0
第3期	月額基準額	円	3,500					
	増減率	%	20.7	22.4	34.6	25.0	0.2	9.4
第4期	月額基準額	円	3,840					
	増減率	%	9.7					
第5期	月額基準額	円	4,830					
	増減率	%	25.8					
第6期	月額基準額	円	5,634					
	増減率	%	16.6					
第7期	月額基準額	円	6,150					
	増減率	%	9.2					
第8期	月額基準額	円	6,150					
	増減率	%	0.0					
第9期	月額基準額	円	6,150					
	増減率	%	0.0					

(3) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別の保険料は次のとおりです。

市では、より負担能力に応じた保険料負担とし、また、介護保険制度の持続可能性を確保するため、所得段階区分を13段階とします。

表 所得段階別の第1号被保険者保険料

所得段階	単位	年額	月額 (月平均)
第1段階 (基準額×0.455) ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	円	33,579	2,799
第2段階 (基準額×0.685) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	円	50,553	4,213
第3段階 (基準額×0.690) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	円	50,922	4,244
第4段階 (基準額×0.900) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	円	66,420	5,535
第5段階 (基準額×1.00) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	円	73,800	6,150
第6段階 (基準額×1.20) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	円	88,560	7,380
第7段階 (基準額×1.30) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	円	95,940	7,995
第8段階 (基準額×1.50) ・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	円	110,700	9,225
第9段階 (基準額×1.60) ・本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上、410万円未満の方	円	118,080	9,840
第10段階 (基準額×1.80) ・本人が住民税課税で合計所得金額が410万円以上、520万円未満の方	円	132,840	11,070
第11段階 (基準額×1.90) ・本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上、610万円未満の方	円	140,220	11,685
第12段階 (基準額×2.00) ・本人が住民税課税で合計所得金額が610万円以上、720万円未満の方	円	147,600	12,300
第13段階 (基準額×2.10) ・本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	円	154,980	12,915

(4) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化

第1段階から第3段階に該当する第1号被保険者の介護保険料上昇を抑制するため、第1段階から第3段階の基準額に対する割合を引き下げ、保険料の軽減を図ります。

表 低所得者軽減強化後の第1号被保険者保険料（第1段階～第3段階）

	介護保険料基準額に対する割合	保険料（月額）
第1段階	0.455 → 0.285	2,799円 → 1,753円
第2段階	0.685 → 0.485	4,213円 → 2,983円
第3段階	0.690 → 0.685	4,244円 → 4,213円

第4節 介護保険制度の円滑な推進

1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムについては、市の重点施策として位置づけています。地域包括ケアシステムを要約すると、「在宅生活の限界点を高める仕組み」であり、市民の「介護が必要な状態になっても、自宅で生活したい」という思いに応えるためにも、市と市民・関係機関・事業者等が目標を共有しながら、各圏域に適合したシステムづくりを進めます。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

2015年度の制度改正により、介護予防給付として実施していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。また、高齢者等が年齢や心身の状況等に関わらず参加できる体操教室「玄さん元気教室」を一般介護予防事業として推進しています。今後も、「支え合いサービス」や「玄さん元気教室」等の普及・啓発に努め、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組として推進していきます。

3 計画の推進状況の点検・評価・公表

学識経験者、保健や福祉、医療の関係者、被保険者代表等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画推進委員会」を設置し、第9期計画の進捗状況について点検・評価を行います。また、その結果等を市ホームページ等で公表します。

4 他計画との連携

高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上を図るため、「豊岡市地域福祉計画」を本市の保健や福祉施策に関する諸計画の横串としながら、本計画の他にも「豊岡市障害福祉計画」、「豊岡市健康行動計画」等を策定し、各種の事業を推進しています。これらの計画における介護予防や高齢者の社会参加、生きがいづくり、障害者支援等を地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携を図りながら施策を推進します。

5 サービスに関する情報提供

制度の内容等について広く周知し、介護等が必要となったときに適切な介護保険サービスが利用できるように、積極的な情報提供に努めます。

- (1) 市広報、市ホームページ等を通じ、市民への広範な周知に努めます。
- (2) パンフレットの配布や出前講座等により、対象者等への具体的な周知を図ります。
- (3) 新規申請等の相談者に対し、その状況に応じた適切かつ丁寧な情報提供に努めます。
- (4) 介護サービス情報公表制度を利用することで、利用者とその家族自身がより適切に介護サービス事業者の選択が行えるように情報提供を行います。また、事業者にも情報の登録を呼びかけます。

6 公平で適正な要介護認定の実施

要介護認定は、介護保険サービスを選定、利用する上で非常に重要な要素であり、公正、公平性の観点に立った客観的な認定が求められており、適正かつ迅速な要介護認定の実施に努めます。

- (1) 保健、福祉、医療の各分野で豊富な経験のある委員による介護認定審査会を構成し、委員への研修等を実施しながら、公正かつ適切な認定審査を実施します。
- (2) 要介護認定調査員に対する継続的な研修及び調査員相互の情報交換を行い、客観的で公平な訪問調査を実施します。

7 サービス提供体制の充実

利用者が自らの意思によってサービスを選定し、尊厳を持って生活できるように、適切なケアマネジメントに加え、より質の高いサービス提供の実現を目指します。

- (1) 介護支援専門員、介護保険サービス従事者について、県からの支援を仰ぎながら、サービス提供事業者と連携を図り、地域包括ケアシステムを支える人材確保の確保と介護現場の生産性向上を目指します。
- (2) 利用者の視点に立った総合的なサービス計画の作成を促進します。
- (3) 地域密着型サービス事業者の参入を促進します。
- (4) 介護ロボットやICT（情報通信技術）の導入に関する情報提供や補助制度の周知等、介護サービス事業者への導入支援に努めます。
- (5) 介護分野の文書に係る負担軽減のため、申請様式や添付書類の簡素化等に取り組み、介護サービス事業者の業務の効率化を図ります。

【参考】 本市の推計人口における介護人材需要推計

単位：人

	介護職員数	介護保険施設・事業所の看護職員数	介護その他の職員数	合計
2026年	2,160	419	1,172	3,751
2030年	2,269	432	1,223	3,924
2035年	2,380	454	1,289	4,123
2040年	2,493	477	1,353	4,323
2045年	2,447	468	1,326	4,241

※厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」による簡易推計

8 利用者保護体制の充実

利用者へ苦情相談窓口の周知を行うほか、サービス提供事業者への現地指導等によりサービス提供の状況把握に努めるなど、利用者が安心してより良いサービスが受けられるように、体制整備を図ります。

- (1) サービス提供事業者に対する現地指導及び啓発等により、適切にサービス提供が行われているかを確認するほか、苦情発生未然防止に努めます。
- (2) 介護サービス相談員派遣事業を推進し、利用者の視点に立った支援を行います。
- (3) 苦情相談窓口の周知を図るとともに、県、国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化に努めます。

9 介護保険料の収納確保

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、重要な財源である介護保険料の収納確保に努めます。

- (1) 普通徴収者の口座振替の利用を促進します。
- (2) 介護保険制度の啓発による滞納防止に努めるとともに、滞納者に対する様々な対応策を実施し、適正な滞納整理に努めます。

10 介護給付の適正化

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、県、国民健康保険団体連合会と連携しながら、適正化対策を推進します。

第9期計画では、介護保険適正化計画書を別に作成し、給付データの分析、適正な職員の配置と資質向上のための研修、監査体制の構築等、より具体的な取組方針等を掲げることとします。

11 低所得者への対応

介護保険サービスを安心して利用できるように、低所得者等への対応に努めます。

- (1) 介護保険法及び市の独自制度による、介護保険料及び利用者負担の減免措置について、周知に努めます。
- (2) 施設サービスに係る負担限度額制度（特定入所者介護サービス費）及び高額介護サービス費について周知し、該当者に対する申請の促進に努めます。
- (3) 社会福祉法人による利用者負担の軽減制度の利用促進を図るとともに、未実施の法人に対し事業実施を要請するなど、利用環境の拡充に努めます。

12 災害及び感染症に対する備え

介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すよう努めます。

介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図ります。

13 介護人材確保・定着

介護現場における人材不足の解消のため、兵庫県等と連携を図り、介護職員の確保に取り組みます。

- (1) 介護人材不足により休止・廃止する事業所が無いように、市独自の施策を実施し介護人材の確保・定着を進めます。

參考資料

豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

令和5年5月1日豊岡市告示第206号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定に関し意見を聴くため、豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係団体の役員又は職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高年介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。

豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、会場の収容能力によりこの限りでない。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(別記様式)に必要な事項を記入し、提出しなければならない。

2 傍聴の受付は、傍聴人受付簿の提出順に行うものとする。また、定員を超えた場合にあつては、提出順により傍聴人を決定する。

3 傍聴人の受付は会場前において、会議開始30分前からとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

2 前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (9) その他会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(委員長の指示)

第6条 傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、委員会が豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会設置要綱(令和5年豊岡市告示第206号)第2条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。

豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	福井 周治	委員長
2	豊岡市区長連合会	上崎 重樹	
3	豊岡市民生委員児童委員連合会	山本 幹子	
4	豊岡市老人クラブ連合会	森本 七重	
5	(公社)豊岡市シルバー人材センター	三谷 佳美	
6	市特養・養護・老健施設長等連絡協議会	池本 雄一	副委員長
7	(福)豊岡市社会福祉協議会	田中 正義	
8	兵庫県介護支援専門員協会但馬支部・豊岡ブロック	田村 ゆかり	
9	豊岡市医師会	由良 妃早子	
10	豊岡市歯科医師会	中村 利央	
11	但馬薬剤師会豊岡部会	由良 温宣	
12	公立豊岡病院組合	細見 真知子	
13	兵庫県但馬県民局豊岡健康福祉事務所	守本 陽一	
14	豊岡市地域密着型サービス事業者連絡協議会	藤田 亜紀子	
15	ボランティア団体(愛育班)	濱上 喜代美	
16	公募委員	西川 寿和	

豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかる検討経過等

〔豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会〕

○第1回計画策定委員会〔2023年7月12日(水)／豊岡市民会館〕

- 1 委員の委嘱
- 2 正副委員長の選出
- 3 計画策定の趣旨説明
- 4 市の介護保険の現状の説明
- 5 各種アンケート調査の説明

○第2回計画策定委員会〔2023年8月30日(水)／豊岡市民会館〕

- 1 報告事項
 - (1) 計画策定委員会会議傍聴要領について
 - (2) 計画策定にかかる国基本指針(案)について
 - (3) 在宅看取りの状況について
- 2 協議事項
 - (1) 計画の概要・基本的な考え方について
 - (2) 第8期計画の実績報告と第9期での取り組み方針(案)について

○第3回計画策定委員会〔2023年10月11日(水)／豊岡市民会館〕

- 1 報告事項
 - (1) 各種調査集計結果 概要版について
- 2 協議事項
 - (2) 第8期計画の実績報告と第9期での取り組み方針(案)について

○第4回計画策定委員会〔2023年11月15日(水)／豊岡市役所〕

- 1 報告事項
 - (1) 第9期計画期間中の人口推計及び認定者数推計について
- 2 協議事項
 - (1) 施設等整備計画について
 - (2) 第8期計画の実績報告と第9期での取り組み方針(案)について

○第5回計画策定委員会〔2023年12月20日(水)／豊岡市民会館〕

- 1 報告事項
 - (1) 第9期計画期間中の人口推計及び認定者数推計の修正について
 - (2) 豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画書素案について
- 2 協議事項
 - (1) 第8期計画の実績報告と第9期での取り組み方針(案)について

介護保険制度の主な改正点

- 1 介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わります** 2024年4月から

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスを利用したときに支払う利用者負担額が変更になります。
- 2 介護保険料が変わります** 2024年4月から

2024年度から3年間の介護保険料が決まりました。基準額は第8期と同額ですが、所得段階・介護保険料基準額に対する割合が一部変更になります。
- 3 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等** 2024年4月から

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があることから、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が創設されます。
- 4 介護サービス情報公表制度における公表事項の追加** 2024年4月から

すべての介護サービス事業所に対し、都道府県知事への財務諸表の報告が追加されます。また、任意の事項として、一人当たり賃金の公表が追加されます。
- 5 介護予防支援の指定対象の拡大** 2024年4月から

要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できるようになります。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施します。
- 6 総合相談支援事業の一部委託** 2024年4月から

地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。

2023年度豊岡市
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
介護・在宅医療意向調査在宅介護実態調査
集計結果 概要版

2024年3月
豊岡市

【 目 次 】

第1章 調査の概要	1
1 調査目的	1
2 実施内容	1
(1) 調査対象	1
(2) 調査方法	1
(3) 調査期間	1
(4) 回収状況	2
(5) 調査結果の表示方法	2
第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果	3
1 属性	3
■性別	3
■年齢	3
■世帯の状況	4
■日中一人になることがあるか	4
2 日ごろの生活について	5
■近隣との付き合い	5
■外出頻度	6
■趣味や生きがいの有無	6
■家族や友人・知人以外の相談相手	7
3 認知症について	8
■自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先	8
■認知症と診断された直後に欲しい支援	9
■認知症カフェの認知度	9
■市が認知症施策として優先して取り組むべきもの	10
4 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて	11
■普段の生活での介護・介助の必要性	11
■誰かの介護・介助をしているか	11
■高齢者福祉サービスの利用状況と今後の利用意向	12
5 在宅医療について	13
■在宅医療の認知度	13
■在宅医療を支援するサービスの認知度と利用状況	13
■かかりつけ医等の有無	14
■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望	15
■自宅での看取りの希望と実現の可能性	16
■自宅で最期まで過ごすことができると考える理由、難しいと考える理由	16
■地域包括支援センターの認知状況	17
6 その他について	18
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度	18
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの	19
7 基本チェックリスト結果	20

(1) 基本チェックリスト各項目の該当者	20
(2) 事業対象者	20
第3章 介護・在宅医療意向調査結果	22
1 属性	22
■性別	22
■年齢	22
■世帯の状況	23
■日中一人になることがあるか	23
2 日ごろの生活について	24
■近隣との付き合い	24
■外出頻度	25
■趣味や生きがいの有無	25
3 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて	26
■要介護度	26
■早朝や夜間に支援を必要とする機会	26
■家族や親族による介護・介助の頻度	27
4 在宅医療について	28
■在宅医療の認知度	28
■在宅医療を支援するサービスの認知度と利用状況	28
■かかりつけ医等の有無	29
■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望	30
■自宅での看取りの希望と実現可能性	30
■自宅で最期まで過ごすことができると考える理由、難しいと考える理由	31
■今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと	33
5 その他について	34
■地域包括支援センターの認知度	34
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度	34
■介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと	35
■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの	36
第4章 在宅介護実態調査の概要	37
■本人の認定状況	37
■主な介護者の性別・年齢	37
■主な介護者が行っている介護	38
■介護のための離職の有無	38
■介護保険サービスの利用の有無	39
■主な介護者の勤務形態と働き方の調整状況	39
■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援	40
■今後の仕事と介護の両立の可能性	41
■在宅生活の継続のために利用している保険外サービスと必要と感じるサービス	41
【必要と感じる支援・サービス】	42
■訪問診療の利用状況	42

第1章 調査の概要

1 調査目的

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の生活の状況や心身の状態等について把握し、2024年度より始まる「豊岡市老人福祉・第9期介護保険事業計画」の策定に向け、基礎資料として、介護予防等に関する事業の推進に活用します。

② 介護・在宅医療意向調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とあわせ、在宅生活を継続するにあたっての意向及び課題等を把握し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とあわせ、「老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の基礎資料とします。

③ 在宅介護実態調査

在宅生活を送る要介護認定者の「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として実施しました。調査結果は、2024年度より始まる「豊岡市老人福祉・第9期介護保険事業計画」の策定に向けた基礎資料として活用します。

2 実施内容

(1) 調査対象

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅で生活している65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない方

② 介護・在宅医療意向調査

在宅で生活している65歳以上の高齢者のうち、要介護認定者

③ 在宅介護実態調査

在宅で生活している65歳以上の高齢者のうち、要支援及び要介護認定者

(2) 調査方法

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者(23,045人)から3,000人を無作為抽出し、調査票の郵送配布、郵送回収により実施

② 介護・在宅医療意向調査

調査対象者(2,208人)から1,000人を無作為抽出し、調査票の郵送配布、郵送回収により実施

③ 在宅介護実態調査

認定調査の訪問時に、140人の方に対して、聞き取りにより実施

(3) 調査期間

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

2023年3月31日(金)～2023年4月28日(金)

② 介護・在宅医療意向調査

2023年3月31日(金)～2023年4月28日(金)

③ 在宅介護実態調査

2023年4月～2023年6月

(4) 回収状況

	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収数
①介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	3,000	2,008	66.9%	2,007	66.9%
②介護・在宅医療意向調査	1,000	559	55.9%	558	55.8%

	調査数 (聞き取り数)	有効回答数
③在宅介護実態調査	140	140

(5) 調査結果の表示方法

- ・設問ごとの集計母数はグラフ中に「N=***」、各項目の回答数は「n=***」と表記しています。
- ・集計結果の百分率(%)は小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。
- ・クロス集計のグラフ・数表では、集計区分ごとの集計母数を「N=***」と表記しています。
- ・クロス集計のグラフ・数表では、無回答を除いているため、各項目の総和と全体の集計母数(N数)は一致しない場合があります。

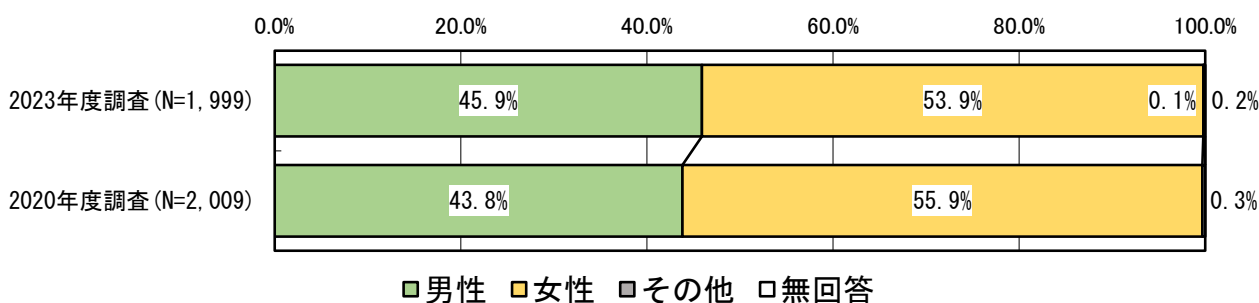
第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

1 属性

■性別

性別についてみると、「女性」が53.9%、「男性」が45.9%となっています。

図 性別

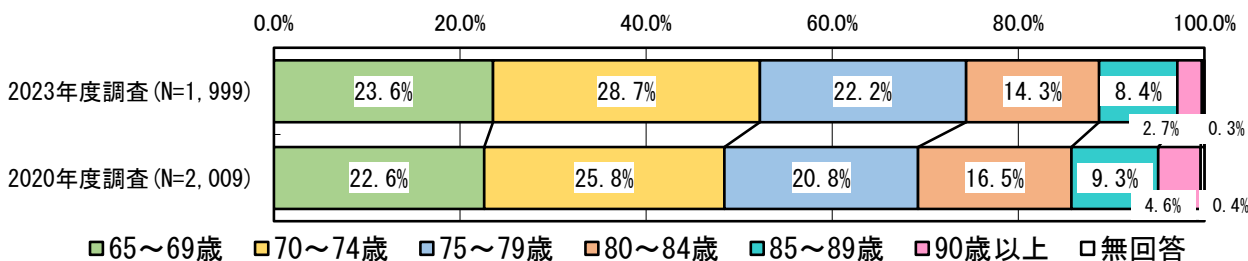


■年齢

年齢についてみると、「70～74歳」(28.7%)が最も多く、次いで「65～69歳」(23.6%)、「75～79歳」(22.2%)となっており、75歳未満が52.3%となっています。

前回調査より75歳未満の回答者が多くなっています。

図 年齢



性別にみると、男女ともに75歳未満が5割以上を占めています。

表 性別 年齢

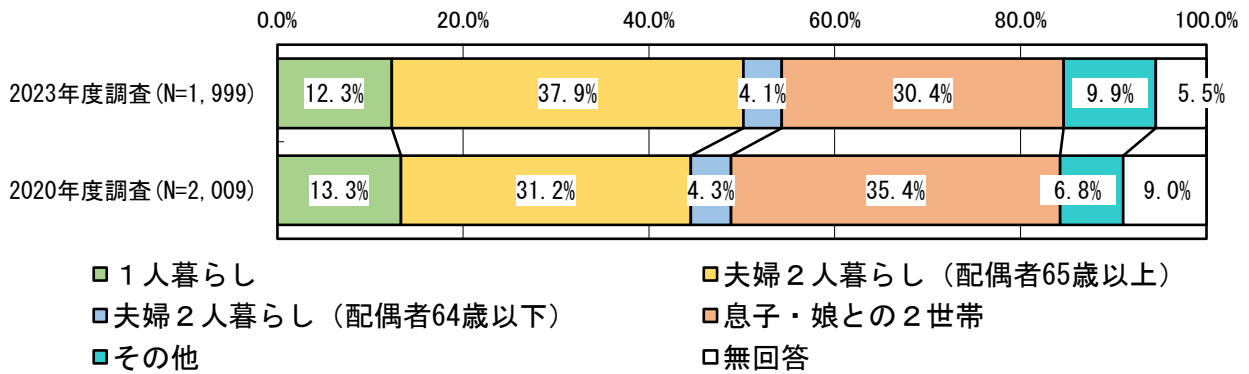
	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	無回答	合計
男性	221 24.1%	253 27.6%	216 23.5%	124 13.5%	78 8.5%	25 2.7%	1 0.1%	918 100.0%
女性	249 23.1%	320 29.7%	227 21.1%	162 15.0%	89 8.3%	28 2.6%	2 0.2%	1,077 100.0%
その他	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	3 100.0%
合計	471 23.6%	573 28.7%	443 22.2%	286 14.3%	168 8.4%	53 2.7%	5 0.3%	1,999 100.0%

■世帯の状況

世帯の状況についてみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（37.9%）が最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」（30.4%）、「1人暮らし」（12.3%）となっています。

前回調査と比較すると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が6.7ポイント高くなっている一方、「息子・娘との2世帯」が5.0ポイント低くなっています。「1人暮らし」は前回調査と同程度となっています。

図 世帯の状況

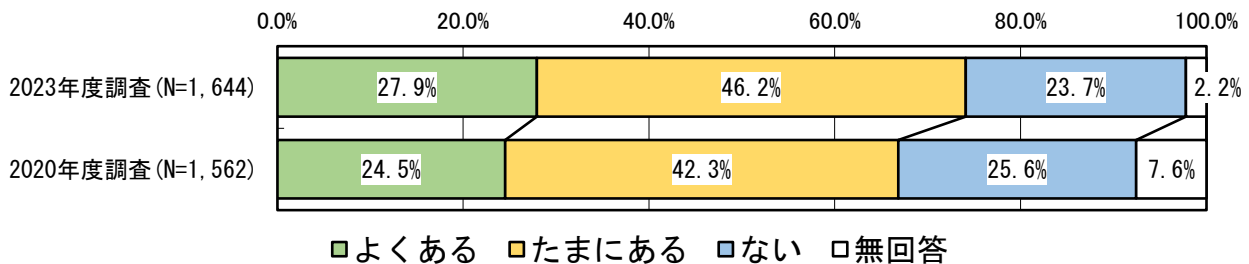


■日中一人になることがあるか

1人暮らしでない人について、「日中一人になることがあるか」をみると、「たまにある」（46.2%）が最も多く、次いで「よくある」（27.9%）、「ない」（23.7%）となっています。日中一人になることがある方（「よくある」と「たまにある」の合計）は74.1%となっています。

前回調査と比較すると、日中一人になることがある方は7.3ポイント高くなっています。

図 日中一人になることがあるか（1人暮らし以外）



2 日ごろの生活について

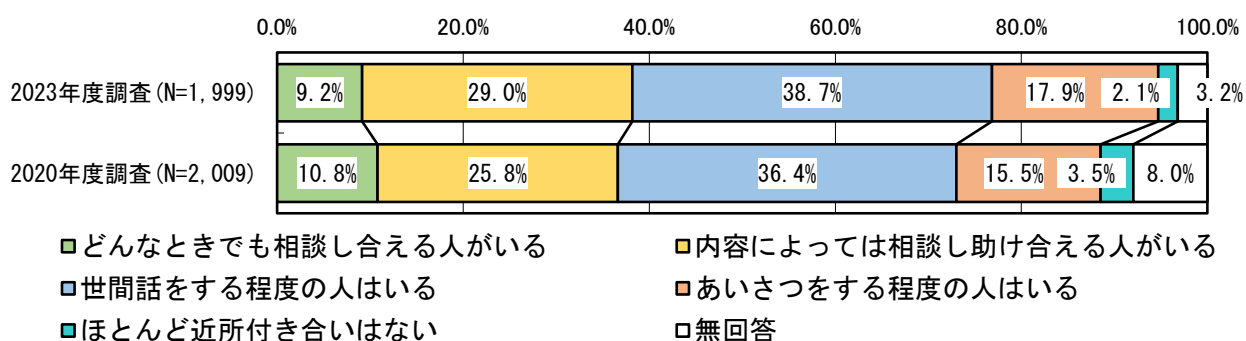
■近隣との付き合い

あなたは、ご近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか。(1つに○)

ご近所との付き合いについてみると、「世間話をする程度の人はいる」(38.7%)が最も多く、次いで「内容によっては相談し助け合える人がある」(29.0%)、「あいさつをする程度の人はいる」(17.9%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 ご近所との付き合い



居住地域別にみると、相談し合える人がある人(「どんなときでも相談し合える人がある」と「内容によっては相談し助け合える人がある」の合計)は城崎・竹野・出石地域では4割以上を占めており、竹野地域(46.2%)が最も多くなっています。

図 居住地域別 近隣との付き合い

	どんなときでも相談し合える人がある	内容によっては相談し助け合える人がある	世間話をする程度の人はいる	あいさつをする程度の人はいる	ほとんど近所付き合いはない	無回答	合計
豊岡地域	85 8.4%	284 28.2%	375 37.3%	216 21.5%	25 2.5%	21 2.1%	1,006 100.0%
城崎地域	9 11.3%	26 32.5%	28 35.0%	10 12.5%	1 1.3%	6 7.5%	80 100.0%
竹野地域	17 12.9%	44 33.3%	45 34.1%	19 14.4%	1 0.8%	6 4.5%	132 100.0%
日高地域	37 9.6%	99 25.7%	168 43.6%	61 15.8%	4 1.0%	16 4.2%	385 100.0%
出石地域	20 7.5%	93 35.1%	95 35.8%	38 14.3%	10 3.8%	9 3.4%	265 100.0%
但東地域	13 11.1%	31 26.5%	54 46.2%	13 11.1%	1 0.9%	5 4.3%	117 100.0%
無回答	2 14.3%	3 21.4%	8 57.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	14 100.0%
合計	183 9.2%	580 29.0%	773 38.7%	357 17.9%	42 2.1%	64 3.2%	1,999 100.0%

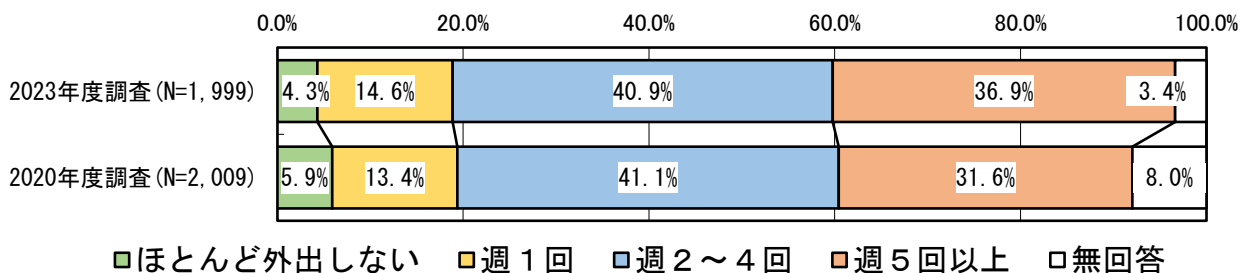
■外出頻度

あなたは、週に1回以上は外出していますか。(1つに○)

外出頻度についてみると、「週2～4回」(40.9%)が最も多く、次いで「週5回以上」(36.9%)、「週1回」(14.6%)となっています。

前回調査と比較すると、「週5回以上」が5.3ポイント高くなっています。

図 外出頻度

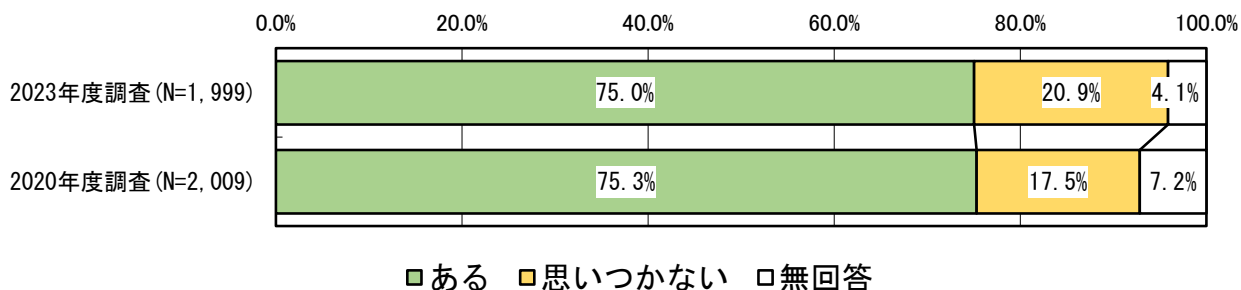


■趣味や生きがいの有無

あなたには、趣味や生きがいとしているもの(こと)がありますか。

趣味や生きがいの有無についてみると、「ある」が75.0%、「思いつかない」が20.9%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 趣味や生きがいの有無



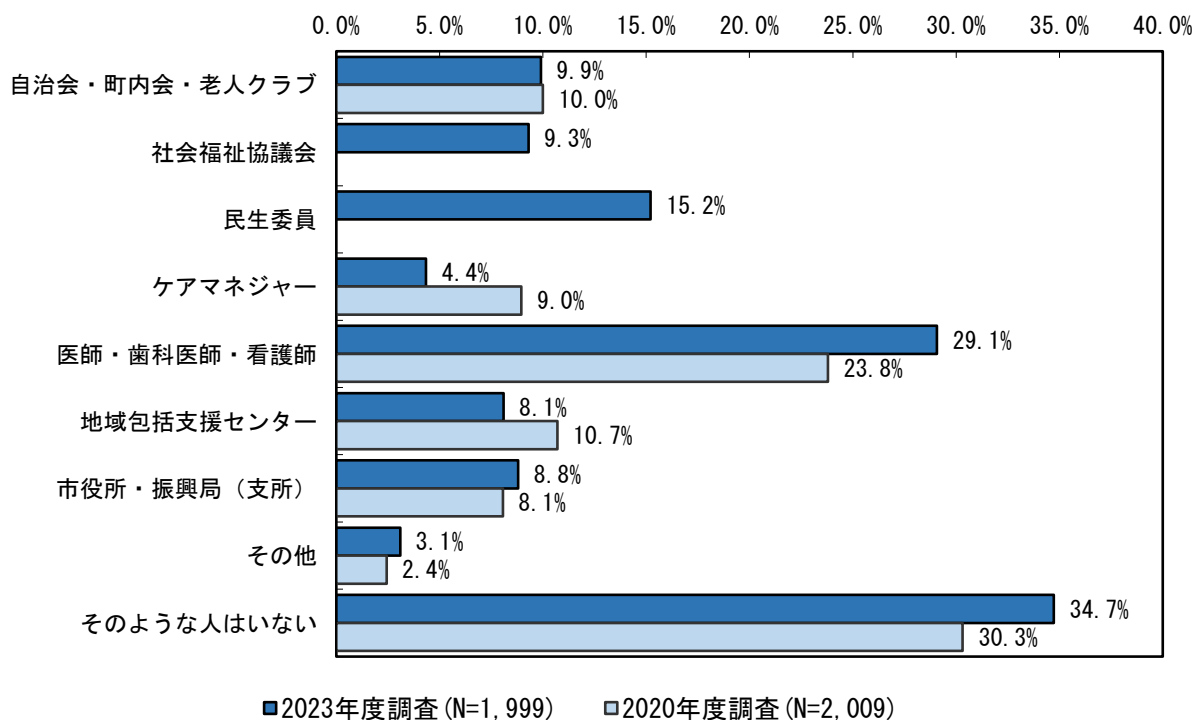
■家族や友人・知人以外の相談相手

あなたが、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

家族や友人・知人以外の相談相手についてみると、「そのような人はいない」(34.7%)が最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」(29.1%)、「民生委員」(15.2%)となっています。

前回調査と比較すると、「医師・歯科医師・看護師」が5.3ポイント高くなっています。

図 家族や友人・知人以外の相談相手(複数回答)



※「社会福祉協議会」、「民生委員」は、前回調査では「社会福祉協議会・民生委員」という選択肢でした(前回調査では19.7%)。

3 認知症について

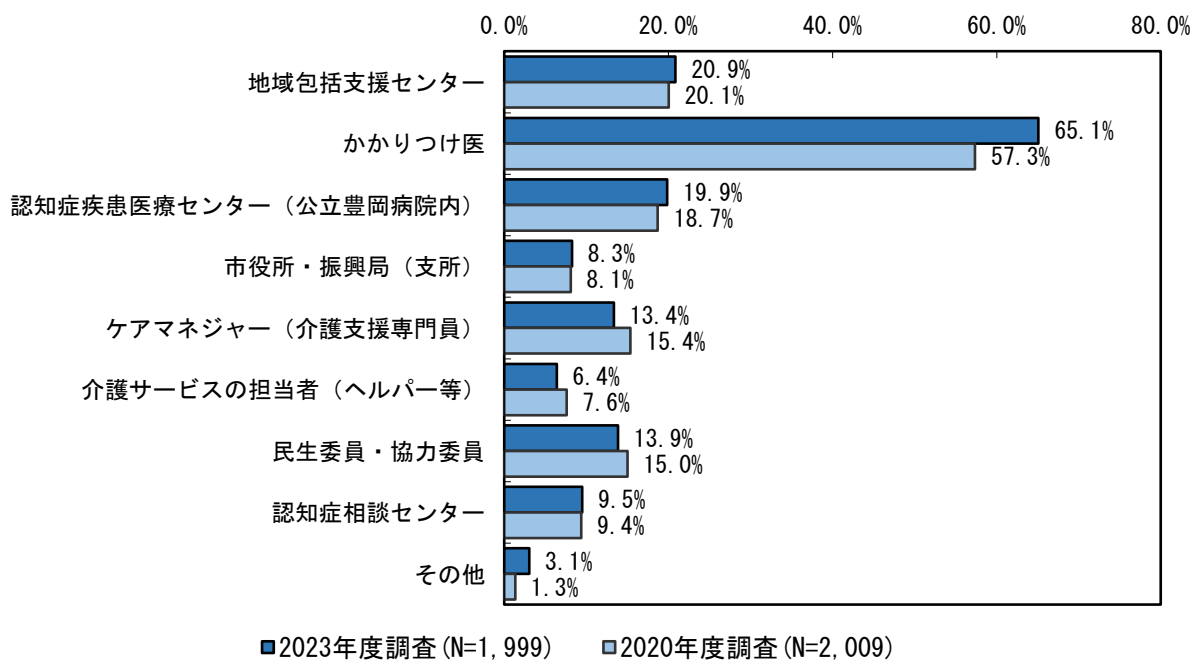
■自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先

あなたやあなたの身近な人に認知症の疑いがある時に、どのような機関・人に相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先についてみると、「かかりつけ医」(65.1%)が最も多く、次いで「地域包括支援センター」(20.9%)、「認知症疾患医療センター(公立豊岡病院内)」(19.9%)となっています。

前回調査と比較すると、「かかりつけ医」が7.8ポイント高くなっています。

図 自分や身近な人に認知症の疑いがある時の相談先(複数回答)



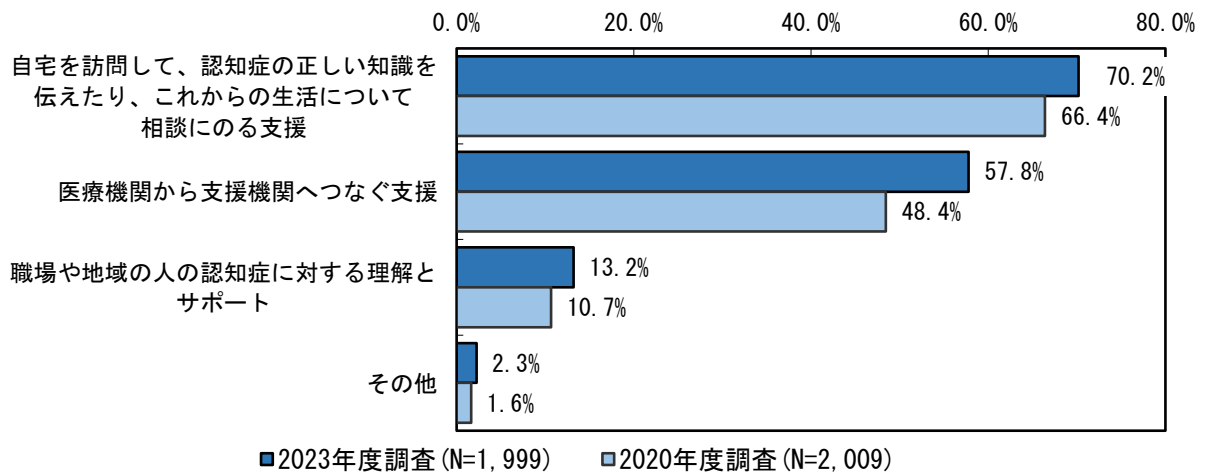
■ 認知症と診断された直後に欲しい支援

あなたやあなたの家族が認知症と診断された直後に、あなたは、どのような支援があればいいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

認知症と診断された直後に欲しい支援についてみると、「自宅を訪問して、認知症の正しい知識を伝えたり、これからの生活について相談にのる支援」(70.2%)が最も多く、次いで「医療機関から支援機関へつなぐ支援」(57.8%)、「職場や地域の人への認知症に対する理解とサポート」(13.2%)となっています。

前回調査と比較すると、「医療機関から支援機関へつなぐ支援」が9.4ポイント高くなっています。

図 認知症と診断された直後に欲しい支援 (複数回答)



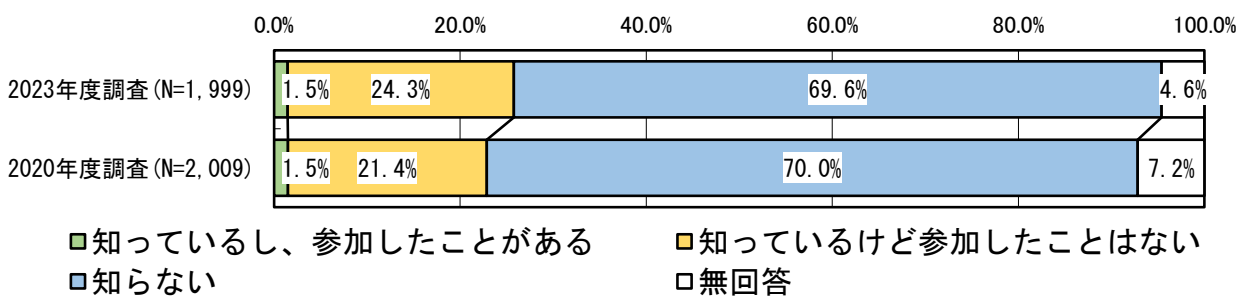
■ 認知症カフェの認知度

あなたは、認知症カフェを知っていますか。(1つに○)

認知症カフェの認知度についてみると、「知らない」(69.6%)が最も多くなっています。認知度(「知っているし、参加したことがある」と「知っているけど参加したことはない」の合計)は25.8%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 認知症カフェの認知度



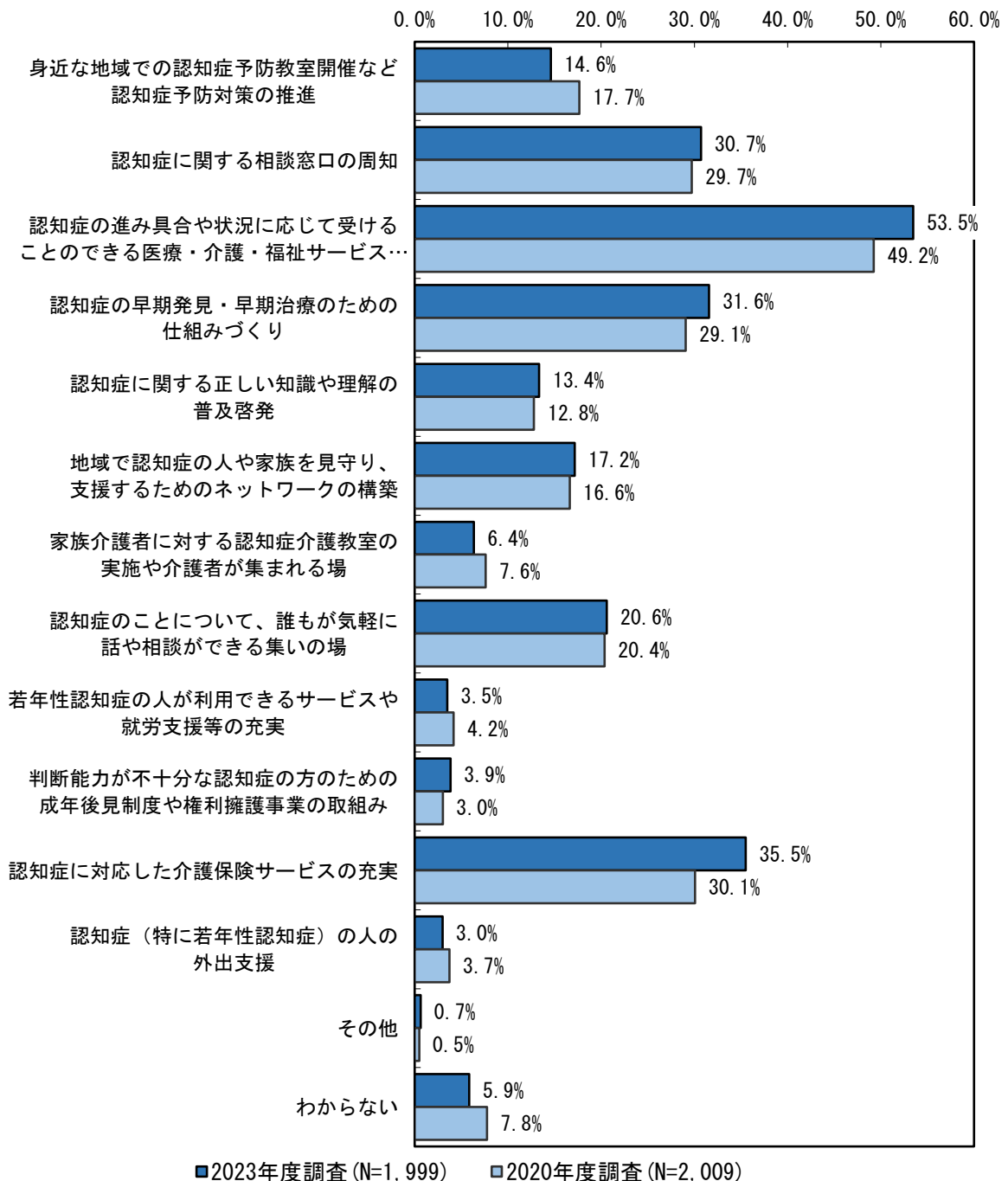
■市が認知症施策として優先して取り組むべきもの

認知症になっても住み慣れた地域で生活を送るため、市が取り組むものとして、あなたは、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。（3つまでに○）

市が認知症施策として優先して取り組むべきものについてみると、「認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供」（53.5%）が最も多く、次いで「認知症に対応した介護保険サービスの充実」（35.5%）、「認知症の早期発見・早期治療のための仕組みづくり」（31.6%）となっています。

前回調査と比較すると、「認知症に対応した介護保険サービスの充実」が5.4ポイント高くなっています。

図 市が認知症施策として優先して取り組むべきもの（3つ以内で複数回答）



4 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて

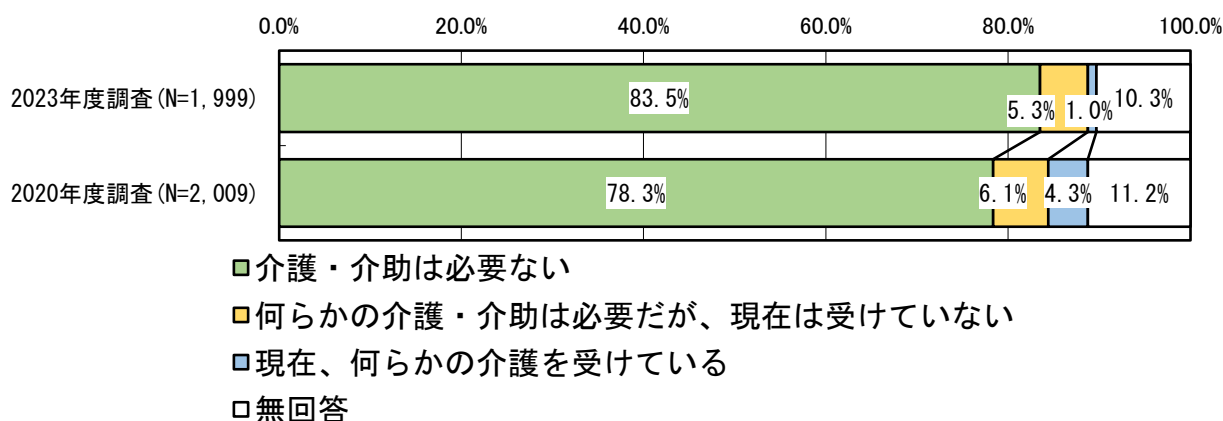
■ 普段の生活での介護・介助の必要性

あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。(1つに○)

普段の生活での介護・介助の必要性についてみると、「介護・介助は必要ない」(83.5%)が最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(5.3%)、「現在、何らかの介護を受けている」(1.0%)となっています。

前回調査と比較すると、「介護・介助は必要ない」が5.2ポイント高くなっています。

図 普段の生活での介護・介助の必要性



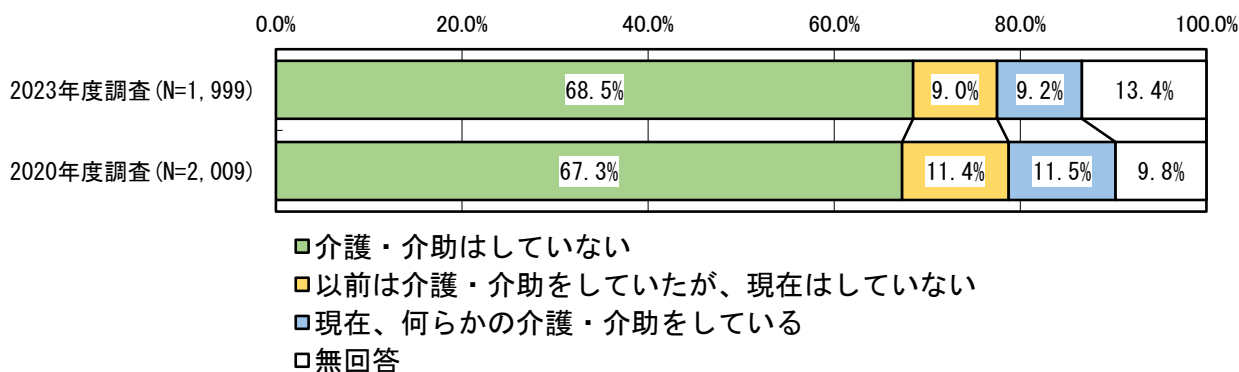
■ 誰かの介護・介助をしているか

あなたは、普段どなたかの介護・介助をしていますか。(1つに○)

誰かの介護・介助をしているかについてみると、「介護・介助はしていない」(68.5%)が最も多く、次いで「現在、何らかの介護・介助をしている」(9.2%)、「以前は介護・介助をしていたが、現在はしていない」(9.0%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 誰かの介護・介助をしているか

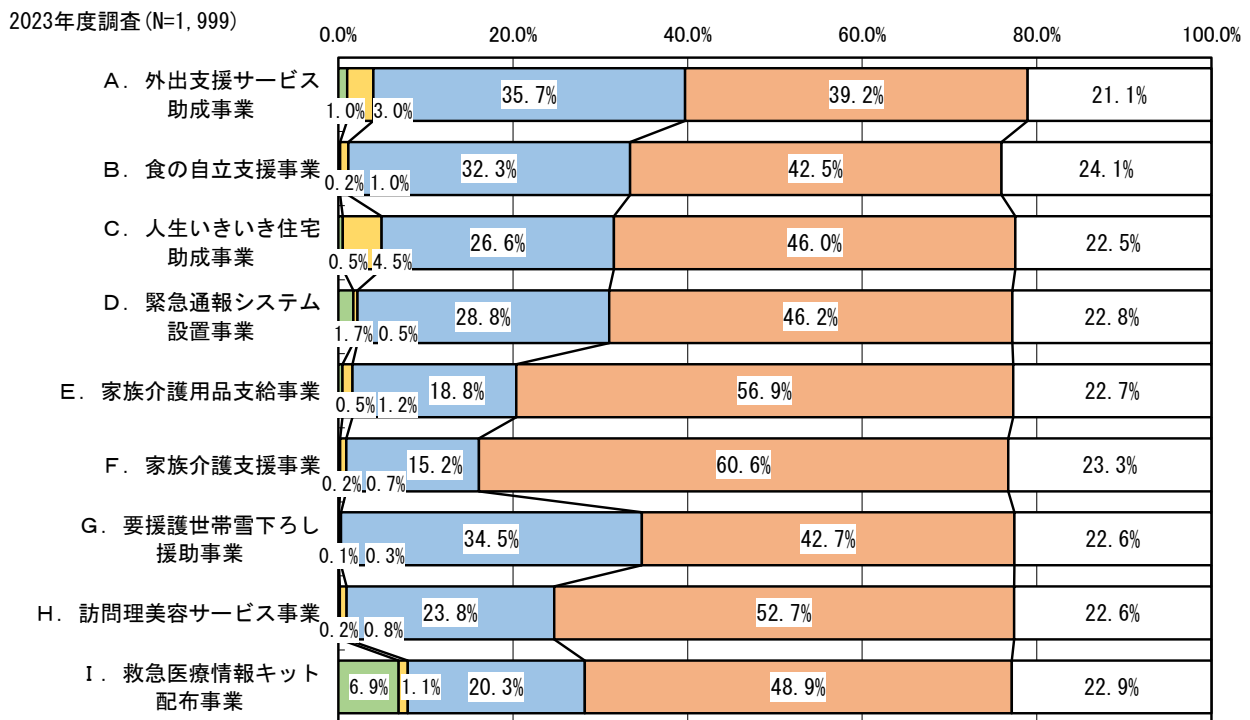


■高齢者福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

市では、介護保険サービス以外に次のような高齢者福祉サービスを行っています。以下の各サービスの利用状況、今後の利用意向についておたずねします。(A～Iの「利用状況」「利用意向」ごとに、それぞれ1つずつ○)

高齢者福祉サービスの利用状況をみると、いずれのサービスも「知らない」が最も多くなっています。「利用している」または「利用したことがある」の合計はいずれのサービスも1割未満で、「I. 救急医療情報キット配布事業」(8.0%)が最も多くなっています。

図 高齢者福祉サービスの利用状況



■利用している ■利用したことがある ■知っているが利用していない ■知らない □無回答

5 在宅医療について

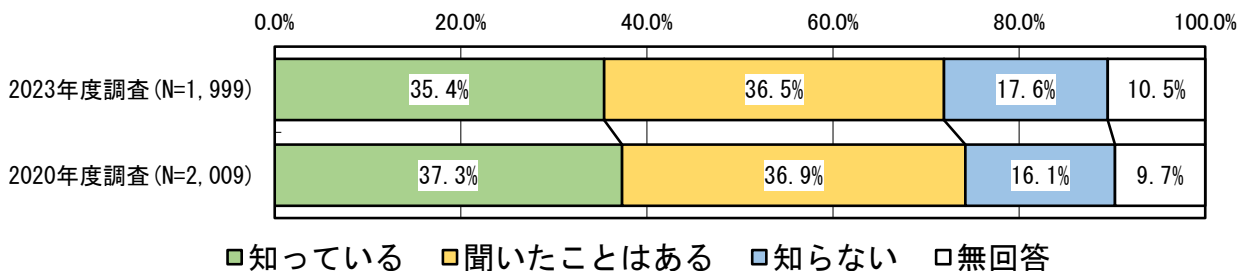
■在宅医療の認知度

あなたは、「在宅医療」について知っていますか。(1つに○)

在宅医療の認知度についてみると、「聞いたことはある」(36.5%)が最も多く、次いで「知っている」(35.4%)、「知らない」(17.6%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 在宅医療の認知度



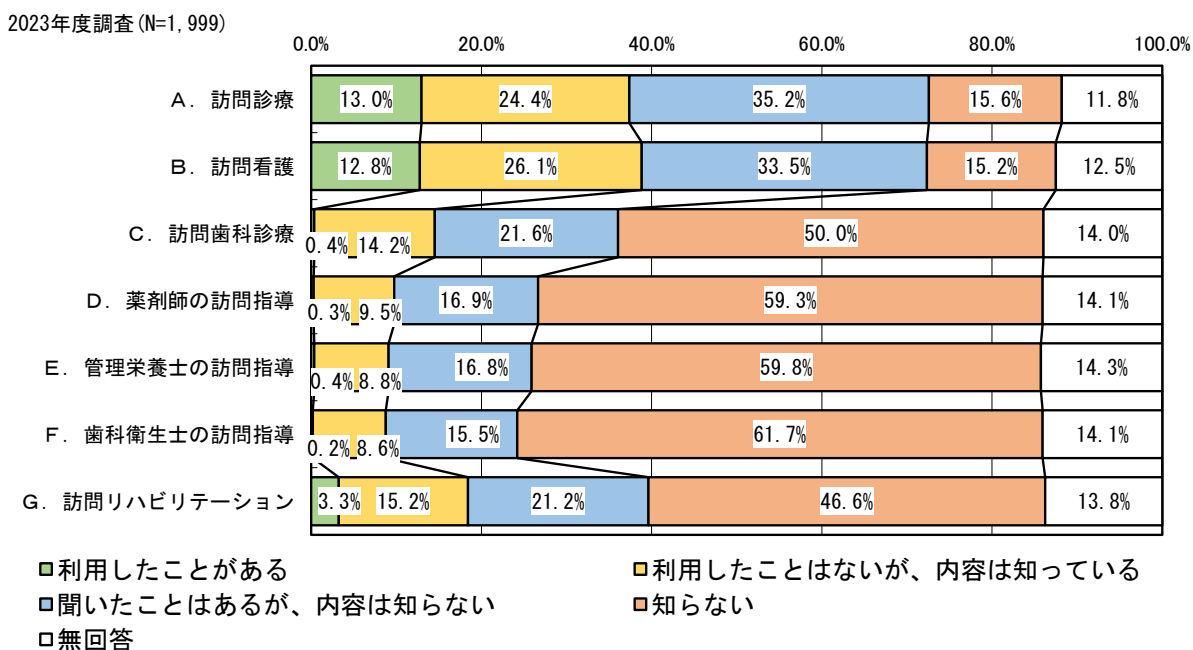
■在宅医療を支援するサービスの認知度と利用状況

あなたは、在宅医療を支える仕組みとして、以下のようなサービスがあることを知っていますか。また、あなたもしくはあなたの家族が利用されたことはありますか。(A～Gについて、それぞれ1つに○)

在宅医療を支える仕組みについてみると、「A. 訪問診療 (医師の訪問)」と「B. 訪問看護 (看護師の訪問)」は「聞いたことはあるが、内容は知らない」が最も多く、ともに3割以上となっています。それ以外の項目は「知らない」が最も多く、いずれも4割以上となっています。「利用したことがある」は「A. 訪問診療 (医師の訪問)」が13.0%、「B. 訪問看護 (看護師の訪問)」が12.8%となっており、それ以外の項目は1割未満となっています。

前回調査と比較すると、「E. 管理栄養士の訪問指導」、「F. 歯科衛生士の訪問指導」、「G. 訪問リハビリテーション (リハビリスタッフの訪問)」は「知らない」が5ポイント以上高くなっています。

図 在宅医療を支援するサービスの認知度と利用状況



■かかりつけ医等の有無

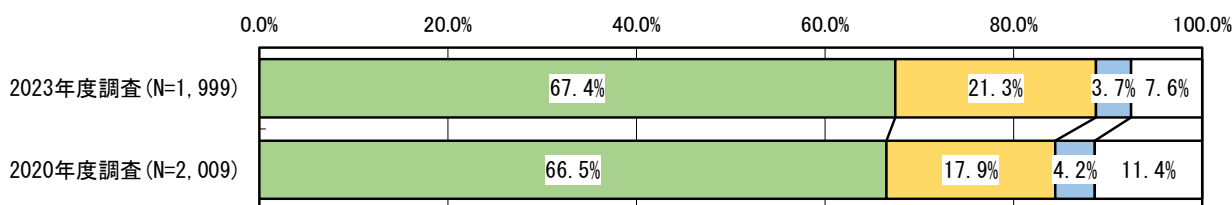
あなたには、

- ・健康状態や病気のことを相談する身近な「かかりつけ医」がいますか。
- ・歯の状態を診てもらったり相談したりできる「かかりつけ歯科医」がいますか。
- ・お薬のことを相談できる「かかりつけ薬局」がありますか。

かかりつけ医等の有無についてみると、「かかりつけ医がいる」が67.4%、「かかりつけ歯科医がいる」が52.0%、「かかりつけ薬局がある」が39.5%となっています。

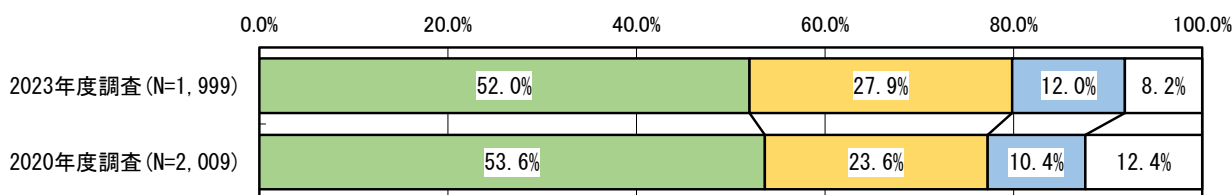
前回調査と比較すると、いずれも大きな差はありません。

図 かかりつけ医の有無



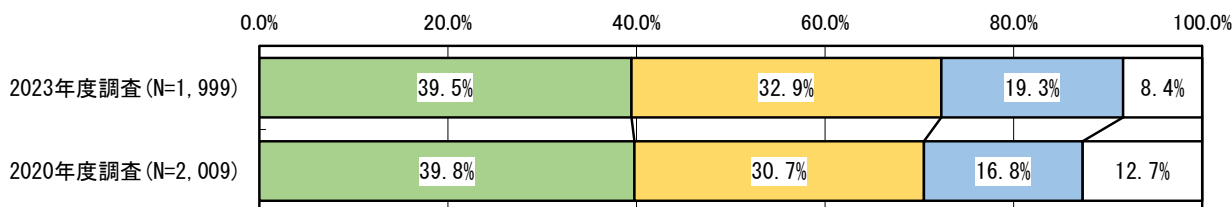
- 緑色: かかりつけ医がいる
- 黄色: かかりつけ医はいないが、行く医療機関はだいたい決まっている
- 青色: かかりつけ医や、決まって行く医療機関はない
- 無回答

図 かかりつけ歯科医の有無



- 緑色: かかりつけ歯科医がいる
- 黄色: かかりつけ歯科医はいないが、行く歯科医院はだいたい決まっている
- 青色: かかりつけ歯科医や、決まって行く歯科医院はない
- 無回答

図 かかりつけ薬局の有無



- 緑色: かかりつけ薬局がある
- 黄色: かかりつけ薬局はないが、行く薬局はだいたい決まっている
- 青色: かかりつけ薬局や、決まって行く薬局はない
- 無回答

■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望

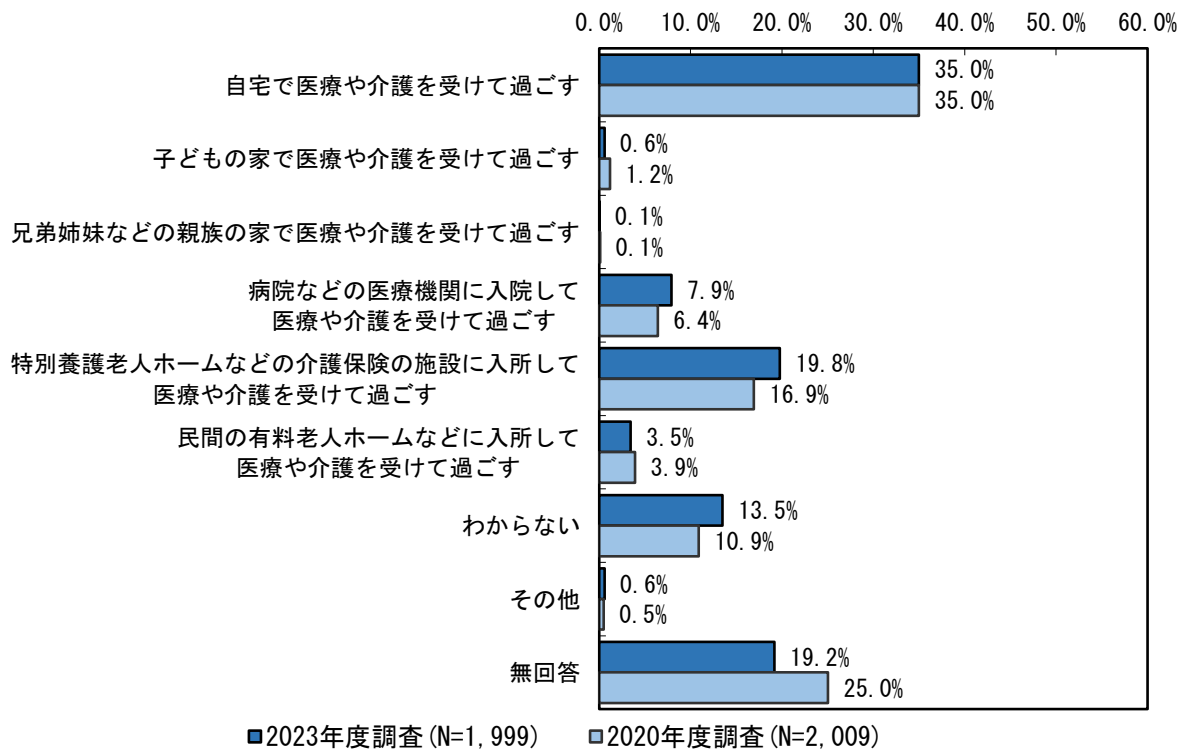
あなた自身が、高齢期に、医療や介護が必要になった時、どこで過ごしたいですか。また、ご家族が同様の時、どこで過ごしてもらいたいか、あなたの考えをお聞かせください。それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。

自分が高齢期に医療や介護が必要になった際の希望についてみると、「自宅で医療や介護を受けて過ごす」(35.0%)が最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険の施設に入所して医療や介護を受けて過ごす」(19.8%)、「わからない」(13.5%)となっています。

家族が高齢期に医療や介護が必要になった際の希望についてみると、「自宅で医療や介護を受けて過ごす」(24.3%)が最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険の施設に入所して医療や介護を受けて過ごす」(15.8%)、「わからない」(12.0%)となっています。

前回調査と比較すると、いずれも大きな差はありません。

図 高齢期に医療や介護が必要になった際の希望（自分）

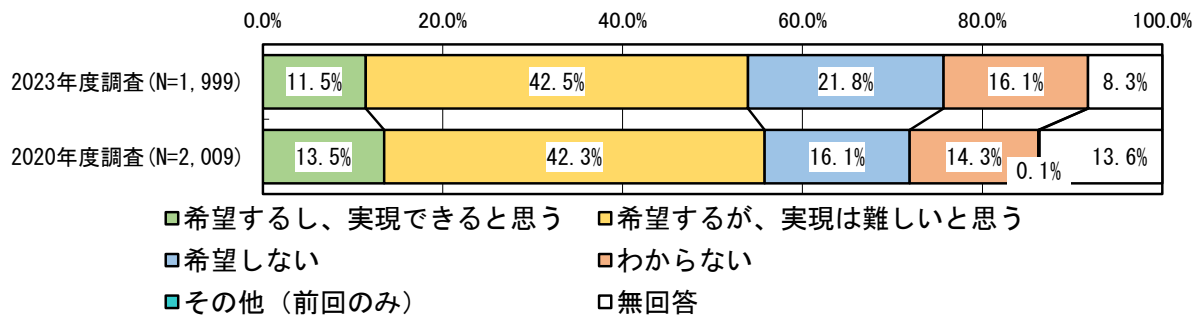


■ 自宅での看取りの希望と実現の可能性

あなた自身が、要介護度が重くなったり、仮に治る見込みがない状態となったとき、自宅（子どもの家や兄弟姉妹などの親族の家も含む）で最期まで過ごすことを希望しますか、また、実現可能だと思いますか。（○は1つ）

自宅での看取りの希望と実現可能性についてみると、「希望するが、実現は難しいと思う」（42.5%）が最も多く、次いで「希望しない」（21.8%）、「わからない」（16.1%）となっています。自宅での看取りを希望する人（「希望するし、実現できると思う」と「希望するが、実現は難しいと思う」の合計）は54.0%となっていますが、実現できると思う人は11.5%と少なくなっています。

図 自宅での看取りの希望と実現可能性



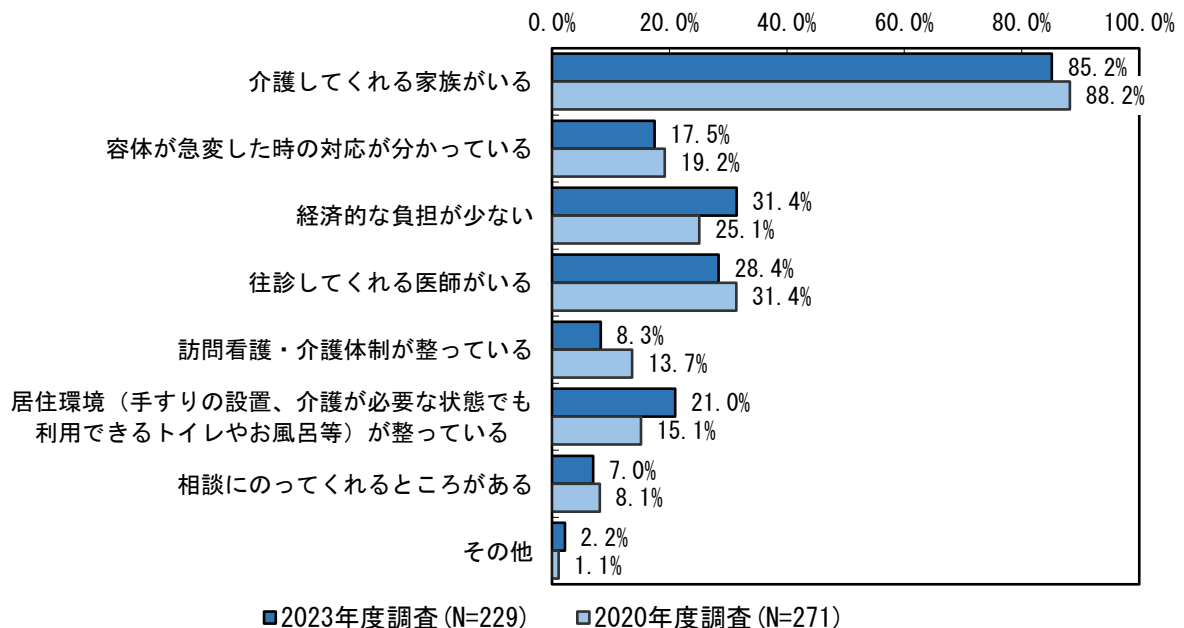
■ 自宅で最期まで過ごすことができると考える理由、難しいと考える理由

（自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して）「希望するし、実現できると思う」と考える理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

自宅で最期まで過ごすことができると考える理由についてみると、「介護してくれる家族がいる」（85.2%）が最も多く、次いで「経済的な負担が少ない」（31.4%）、「往診してくれる医師がいる」（28.4%）となっています。

前回調査と比較すると、「経済的な負担が少ない」が6.3ポイント、「居住環境（手すりの設置、介護が必要な状態でも利用できるトイレやお風呂等）が整っている」が5.9ポイント高くなっています。一方、「訪問看護・介護体制が整っている」が5.4ポイント低くなっています。

図 自宅で最期まで過ごすことができると考える理由（複数回答）

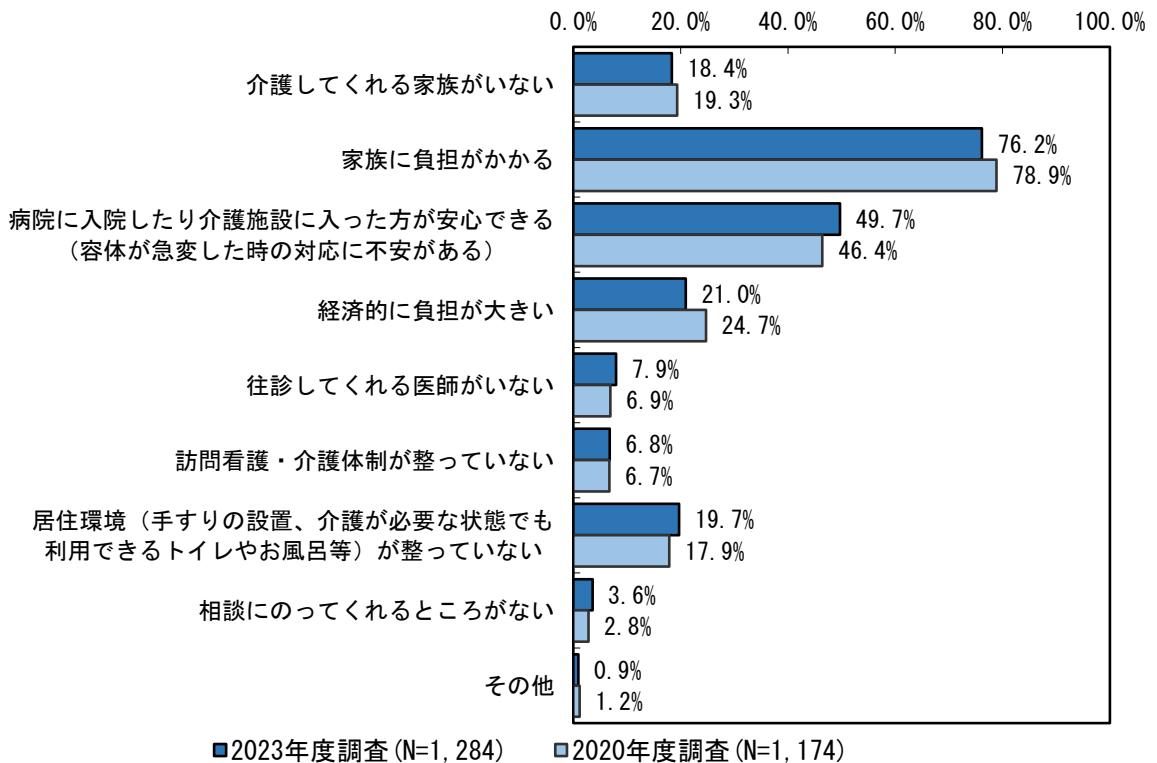


(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由についてみると、「家族に負担がかかる」(76.2%)が最も多く、次いで「病院に入院したり介護施設に入った方が安心できる(容体が急変した時の対応に不安がある)」(49.7%)、「経済的に負担が大きい」(21.0%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由(複数回答)



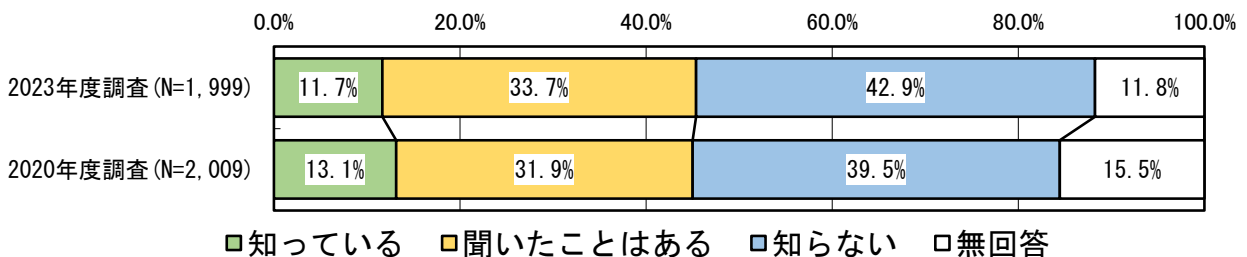
■地域包括支援センターの認知状況

あなたは、地域包括支援センターをご存じですか。(1つに○)

地域包括支援センターの認知状況についてみると、「知らない」(42.9%)が最も多く、次いで「聞いたことはある」(33.7%)、「知っている」(11.7%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 地域包括支援センターの認知状況



6 その他について

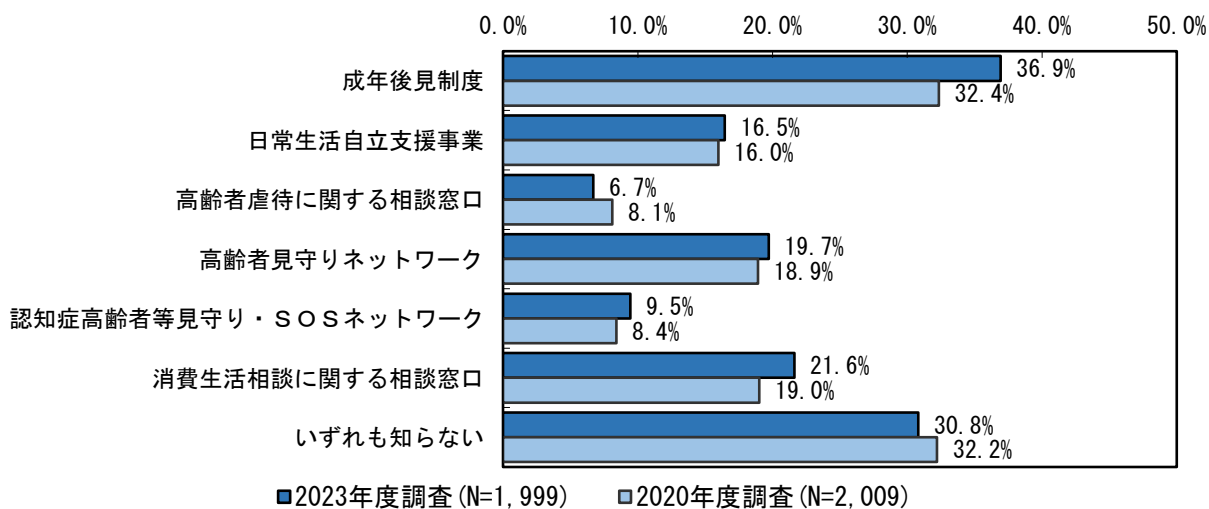
■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度

高齢者の権利や生活を守るために、以下のようなものがありますが、あなたがお存じのものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知状況についてみると、「成年後見制度」(36.9%)が最も多く、次いで「いずれも知らない」(30.8%)、「消費生活相談に関する相談窓口」(21.6%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知状況(複数回答)

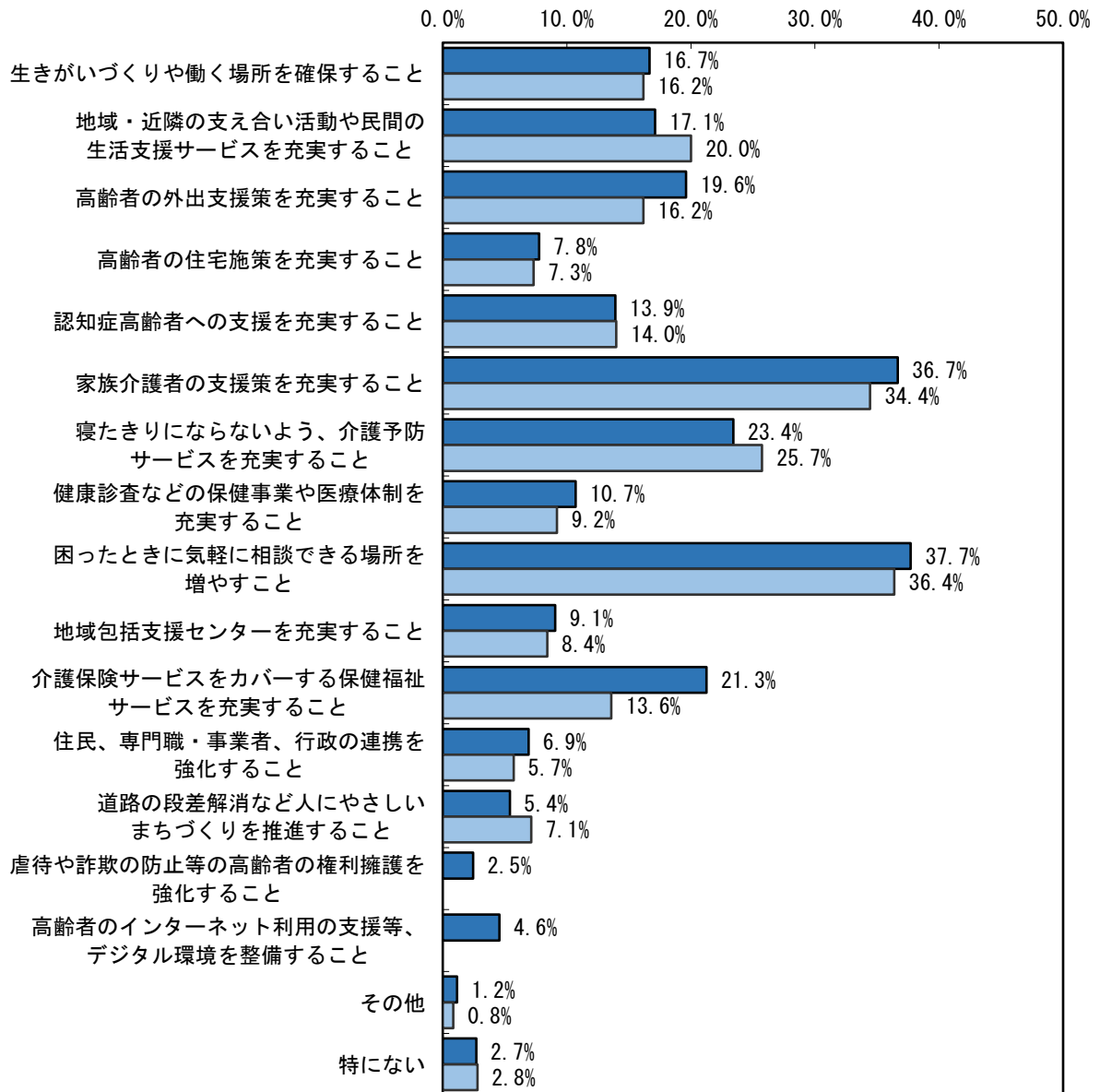


■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの

市が高齢者施策として取り組むものとして、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。(3つまでに○)

市が高齢者施策として優先して取り組むべきものについてみると、「困ったときに気軽に相談できる場所を増やすこと」(37.7%)が最も多く、次いで「家族介護者の支援策を充実すること」(36.7%)、「寝たきりにならないよう、介護予防サービスを充実すること」(23.4%)となっています。

図 市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの(3つ以内で複数回答)



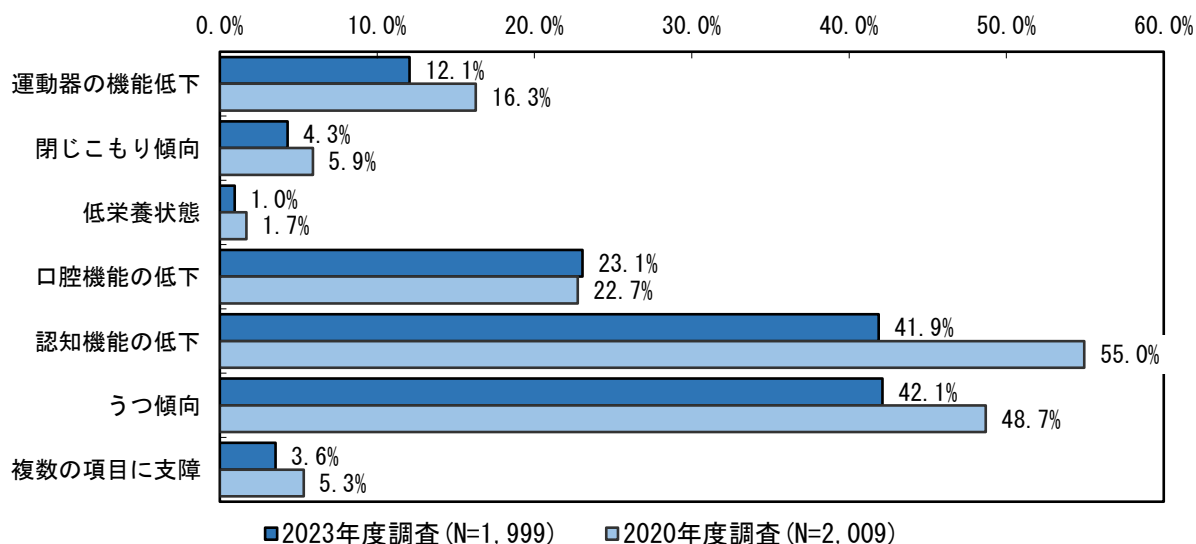
■2023年度調査 (N=1,999) □2020年度調査 (N=2,009)

7 基本チェックリスト結果

(1) 基本チェックリスト各項目の該当者

基本チェックリストについてみると、「うつ傾向」(42.1%)が最も多く、次いで「認知機能の低下」(41.9%)、「口腔機能の低下」(23.1%)となっています。

図 基本チェックリスト

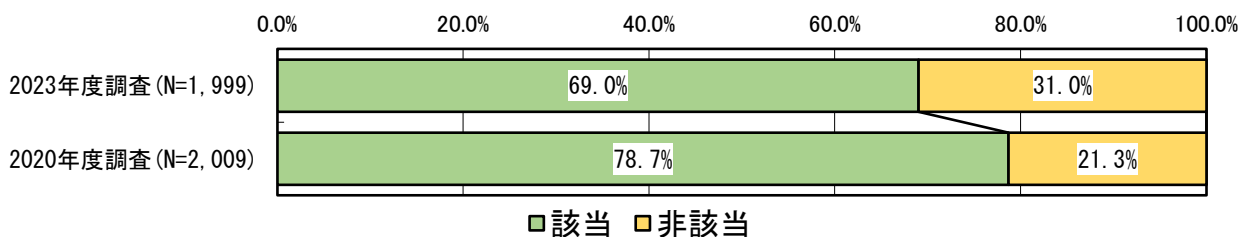


※「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」の「認知機能の低下」の判定方法が前回から変更されています。認知機能の低下の前回は、新しい算出方法では42.5%です

(2) 事業対象者

事業対象者についてみると、「該当」(69.0%)、「非該当」(31.0%)となっています。前回調査と比較すると、「該当」が9.7ポイント低くなっています。

図 事業対象者



性別にみると、事業対象者は男性が66.8%、女性が70.9%となっています。また、「運動器の機能低下」は女性（15.8%）が男性（7.7%）より8.1ポイント多くなっています。

年齢別にみると、「低栄養状態」と「うつ傾向」を除く各項目で年代が高いほど多くなる傾向があります。また、「複数の項目に支障」は90歳以上が17.0%となっています。

居住地域別にみると、但東地域は「認知機能の低下」や「事業対象者」が全体の割合より4ポイント以上高く、また、他の地域より多くなっています。

表 性別・年齢別・居住地域別 チェックリスト該当者

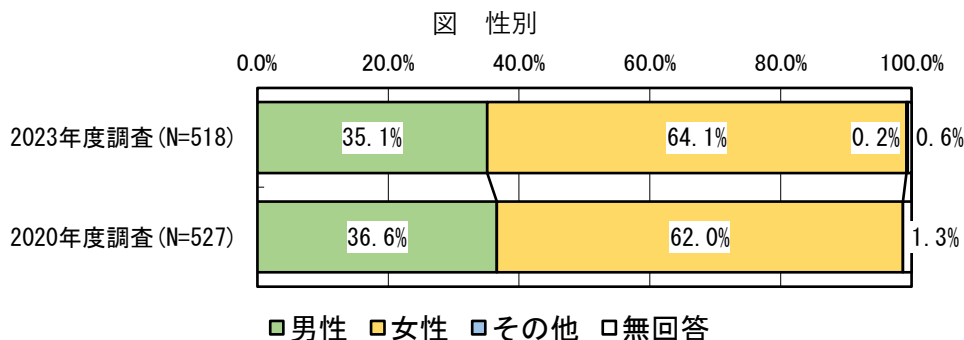
	有効回答数	運動器の機能低下	閉じこもり傾向	低栄養状態	口腔機能の低下	認知機能の低下	うつ傾向	複数の項目に支障	事業対象者	
全体	2,009	12.1%	4.3%	1.0%	23.1%	41.9%	42.1%	3.6%	69.0%	
性別	男性	880	7.7%	4.1%	0.9%	22.1%	42.5%	40.4%	3.4%	66.8%
	女性	1,123	15.8%	4.5%	1.0%	23.9%	41.3%	43.5%	3.7%	70.9%
年齢	65～69歳	454	4.0%	1.7%	1.5%	17.0%	37.6%	48.0%	0.8%	67.7%
	70～74歳	519	5.4%	2.4%	0.3%	21.5%	40.3%	42.4%	1.0%	69.1%
	75～79歳	418	13.3%	3.4%	0.2%	23.9%	41.3%	35.7%	2.7%	66.1%
	80～84歳	331	20.3%	8.0%	2.1%	28.0%	46.5%	44.1%	7.7%	72.4%
	85～89歳	187	29.8%	9.5%	1.8%	33.3%	53.0%	42.9%	10.7%	76.2%
	90歳以上	92	45.3%	18.9%	0.0%	30.2%	43.4%	30.2%	17.0%	66.0%
居住地域	豊岡地域	969	12.0%	4.3%	1.2%	24.7%	44.0%	42.7%	4.6%	69.7%
	城崎地域	85	10.0%	2.5%	1.3%	21.3%	38.8%	31.3%	1.3%	61.3%
	竹野地域	132	14.4%	5.3%	0.0%	21.2%	43.2%	39.4%	3.8%	68.9%
	日高地域	404	10.4%	4.4%	1.0%	20.0%	37.7%	43.6%	2.6%	68.1%
	出石地域	259	14.0%	3.8%	0.8%	22.6%	39.2%	41.5%	1.9%	69.1%
	但東地域	144	12.0%	6.0%	0.0%	23.9%	46.2%	44.4%	3.4%	73.5%

第3章 介護・在宅医療意向調査結果

1 属性

■性別

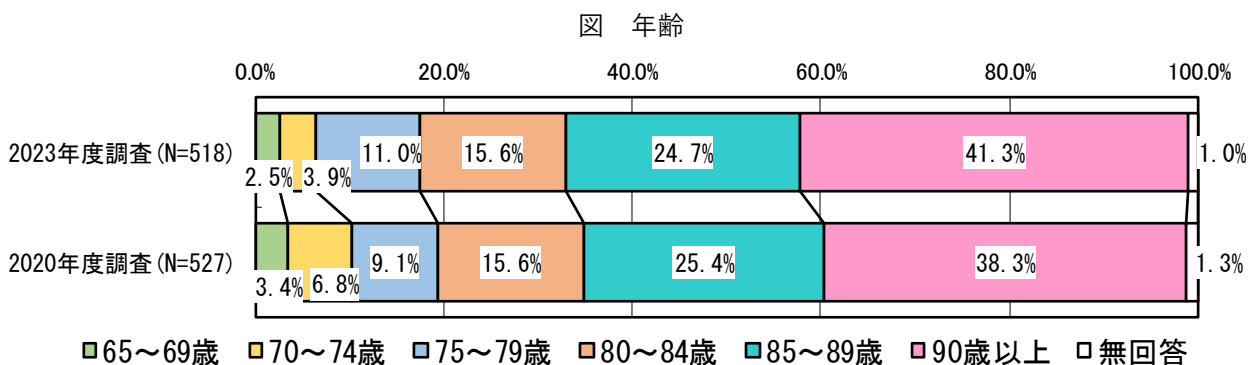
性別についてみると、「女性」が64.1%、「男性」が35.1%となっています。



■年齢

年齢についてみると、「90歳以上」(41.3%)が最も多く、次いで「85～89歳」(24.7%)、「80～84歳」(15.6%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。



性別にみると、男女ともに「90歳以上」が最も多く、女性では50.3%となっています。

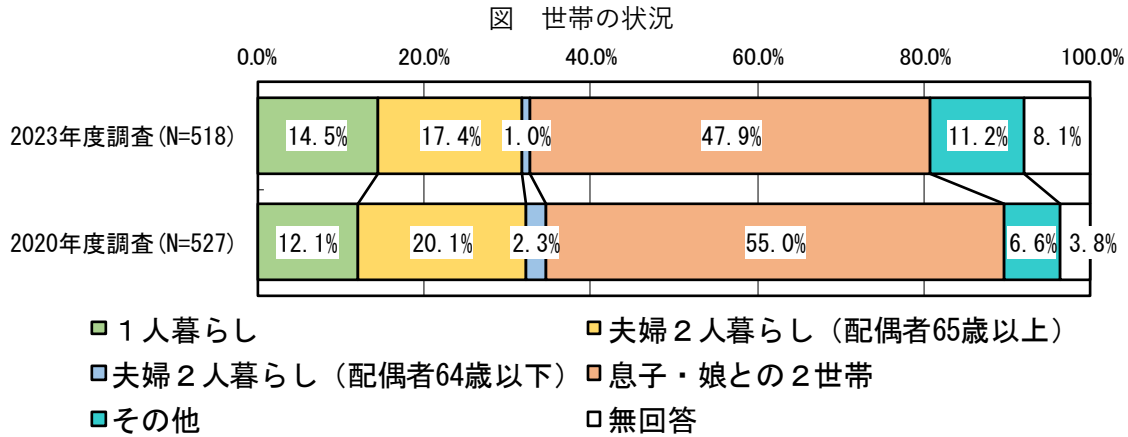
表 性別 年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	無回答	合計
男性	8 4.4%	13 7.1%	33 18.1%	39 21.4%	42 23.1%	46 25.3%	1 0.5%	182 100.0%
女性	5 1.5%	7 2.1%	24 7.2%	42 12.7%	85 25.6%	167 50.3%	2 0.6%	332 100.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	3 100.0%
合計	13 2.5%	20 3.9%	57 11.0%	81 15.6%	128 24.7%	214 41.3%	5 1.0%	518 100.0%

■世帯の状況

世帯の状況についてみると、「息子・娘との2世帯」（47.9%）が最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（17.4%）、「1人暮らし」（14.5%）となっています。

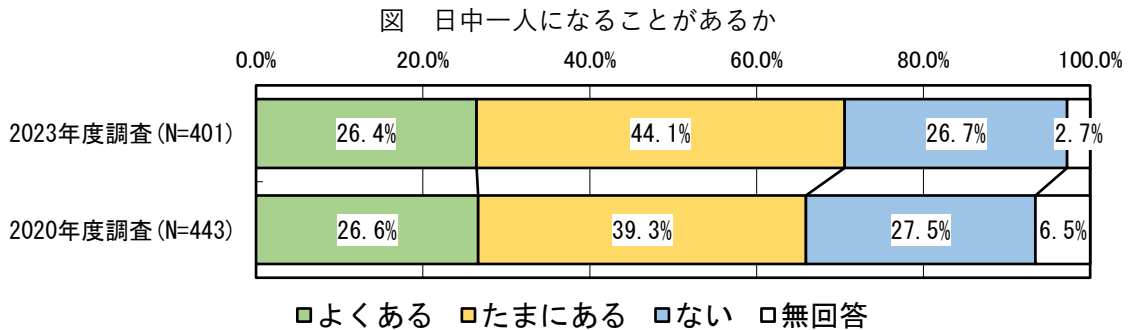
前回調査と比較すると、「息子・娘との2世帯」が7.1ポイント低くなっています。「1人暮らし」は前回調査と同程度となっています。



■日中一人になることがあるか

日中一人になることがあるかについてみると、「たまにある」（44.1%）が最も多く、次いで「ない」（26.7%）、「よくある」（26.4%）となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。



2 日ごろの生活について

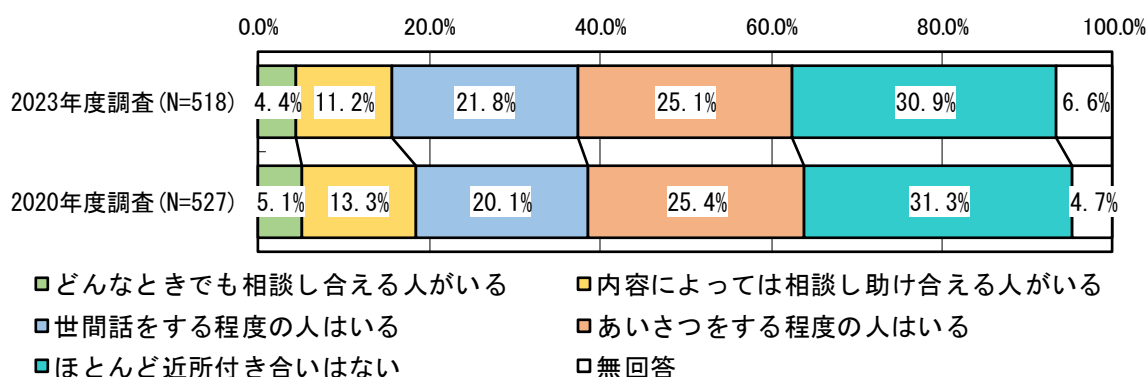
■近隣との付き合い

あなたは、ご近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか。(1つに○)

ご近所との付き合いについてみると、「ほとんど近所付き合いはない」(30.9%)が最も多く、次いで「あいさつをする程度の人はいる」(25.1%)、「世間話をする程度の人はいる」(21.8%)となっています。相談し合える人がある人(「どんなときでも相談し合える人がある」と「内容によっては相談し助け合える人がある」の合計)は15.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 ご近所との付き合い



居住地域別にみると、相談し合える人がある人(「どんなときでも相談し合える人がある」と「内容によっては相談し助け合える人がある」の合計)は竹野地域(37.0%)が最も多く、次いで日高地域(20.9%)となっています。一方、「ほとんど近所付き合いはない」は出石地域が41.0%となっています。

図 居住地域別 近隣との付き合い

	どんなときでも相談し合える人がある	内容によっては相談し助け合える人がある	世間話をする程度の人はいる	あいさつをする程度の人はいる	ほとんど近所付き合いはない	無回答	合計
豊岡地域	10 3.9%	26 10.1%	53 20.5%	70 27.1%	85 32.9%	14 5.4%	258 100.0%
城崎地域	1 5.3%	2 10.5%	7 36.8%	4 21.1%	4 21.1%	1 5.3%	19 100.0%
竹野地域	2 7.4%	8 29.6%	4 14.8%	7 25.9%	4 14.8%	2 7.4%	27 100.0%
日高地域	7 6.1%	17 14.8%	24 20.9%	26 22.6%	32 27.8%	9 7.8%	115 100.0%
出石地域	2 3.3%	3 4.9%	13 21.3%	13 21.3%	25 41.0%	5 8.2%	61 100.0%
但東地域	1 2.9%	2 5.7%	12 34.3%	9 25.7%	10 28.6%	1 2.9%	35 100.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	3 100.0%
合計	23 4.4%	58 11.2%	113 21.8%	130 25.1%	160 30.9%	34 6.6%	518 100.0%

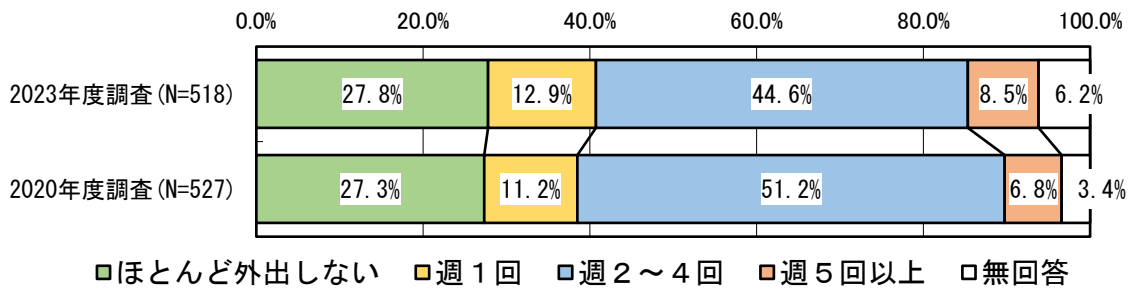
■外出頻度

あなたは、週に1回以上は外出していますか。(1つに○)

外出頻度についてみると、「週2～4回」(44.6%)が最も多く、次いで「ほとんど外出しない」(27.8%)、「週1回」(12.9%)となっています。週に1回以下しか外出しない人(「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計)は40.7%となっています。

前回調査と比較すると、「週2～4回」が6.6ポイント低くなっています。

図 外出頻度



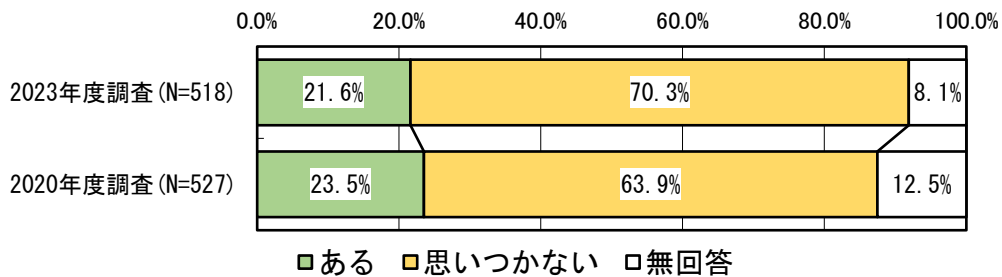
■趣味や生きがいの有無

あなたには、趣味や生きがいとしているもの(こと)がありますか。ある場合は()内に具体的な内容をお書きください。(1つに○)

趣味や生きがいの有無についてみると、「ある」が21.6%となっています。

前回調査と比較すると、「思いつかない」が6.4ポイント高くなっています。

図 趣味や生きがいの有無



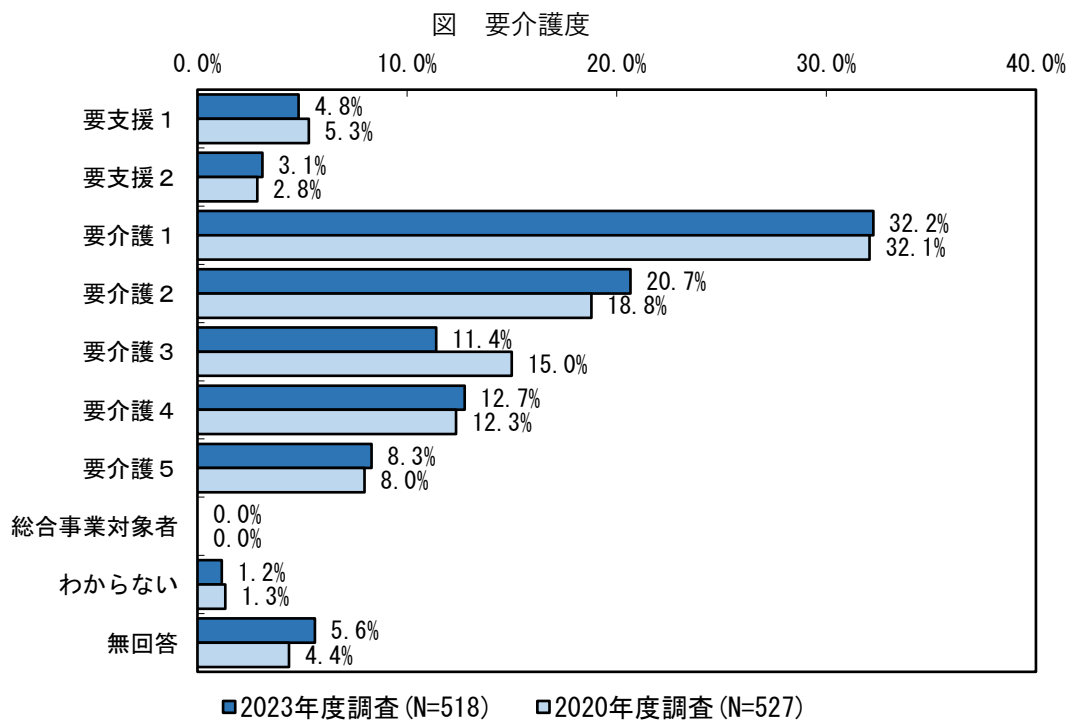
3 介護保険サービスや高齢者福祉サービスについて

■要介護度

あなたの要介護度は次のうちどれですか。(1つに○)

要介護度についてみると、「要介護1」(32.2%)が最も多く、次いで「要介護2」(20.7%)、「要介護4」(12.7%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

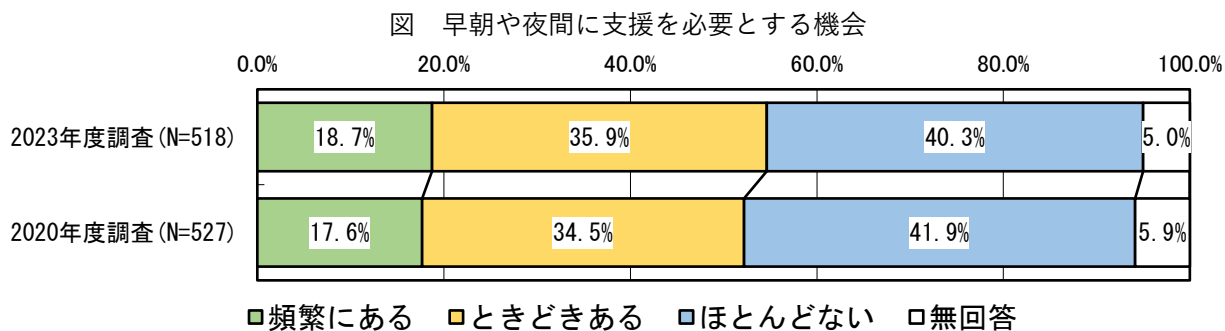


■早朝や夜間に支援を必要とする機会

あなたは、早朝や夜間に支援を必要とすることがありますか。(1つに○)

早朝や夜間に支援を必要とする機会についてみると、「ほとんどない」(40.3%)が最も多く、次いで「ときどきある」(35.9%)、「頻繁にある」(18.7%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。



要介護別にみると、「頻繁にある」または「ときどきある」人は要介護度が高くなるほど多くなり、要介護3以上で77.3%となっています。また、要介護3以上は「頻繁にある」も33.3%と多くなっています。

表 要介護度別 早朝や夜間に支援を必要とする機会

	頻繁にある	ときどきある	ほとんどない	無回答	合計
要支援1・2	3 7.3%	12 29.3%	23 56.1%	3 7.3%	41 100.0%
要介護1・2	36 13.1%	95 34.7%	140 51.1%	3 1.1%	274 100.0%
要介護3以上	56 33.3%	74 44.0%	37 22.0%	1 0.6%	168 100.0%
その他不明	2 5.7%	5 14.3%	9 25.7%	19 54.3%	35 100.0%
合計	97 18.7%	186 35.9%	209 40.3%	26 5.0%	518 100.0%

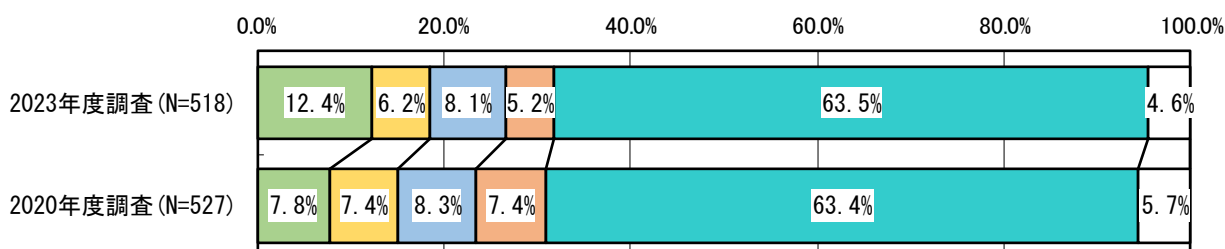
■ 家族や親族による介護・介助の頻度

あなたに対して、家族や親族からの介護・介助は、週にどのくらいありますか。同居していない子どもや親族等からの介護・介助も含みます。(1つに○)

家族や親族による介護・介助の頻度についてみると、「ほぼ毎日ある」(63.5%)が最も多く、次いで「ない」(12.4%)、「週に1～2日ある」(8.1%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 家族や親族による介護・介助の頻度



- ない
- 家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない
- 週に1～2日ある
- 週に3～4日ある
- ほぼ毎日ある
- 無回答

4 在宅医療について

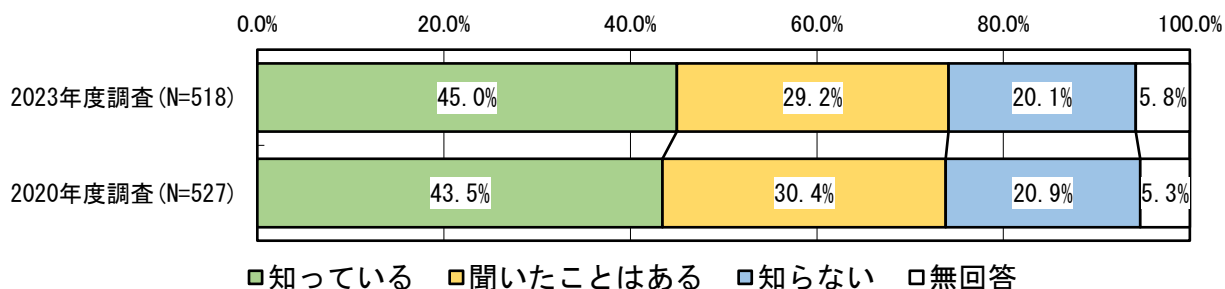
■在宅医療の認知度

あなたは、「在宅医療」について知っていますか。(1つに○)

在宅医療の認知度についてみると、「知っている」(45.0%)が多く、次いで「聞いたことはある」(29.2%)、「知らない」(20.1%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 在宅医療の認知度

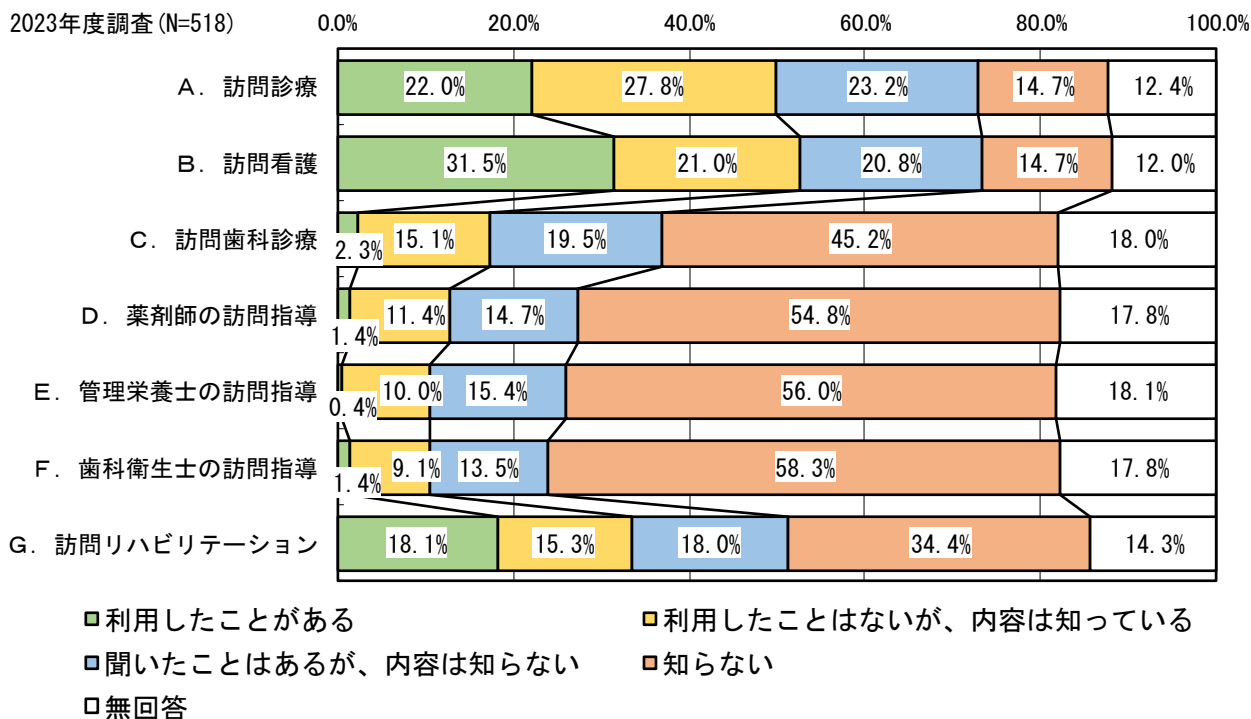


■在宅医療を支援するサービスの認知度と利用状況

あなたは、在宅医療を支える仕組みとして、以下のようなサービスがあることを知っていますか。また、あなたもしくはあなたの家族が利用されたことはありますか。(A～Gについて、それぞれ1つに○)

在宅医療を支える仕組みについてみると、「A. 訪問診療 (医師の訪問)」は「利用したことはないが、内容は知っている」(27.8%)、「B. 訪問看護 (看護師の訪問)」は「利用したことがある」(31.5%)が最も多くなっています。それ以外の項目は「知らない」が最も多く、いずれも3割以上となっています。

図 在宅医療を支援するサービスの認知度と利用状況



■かかりつけ医等の有無

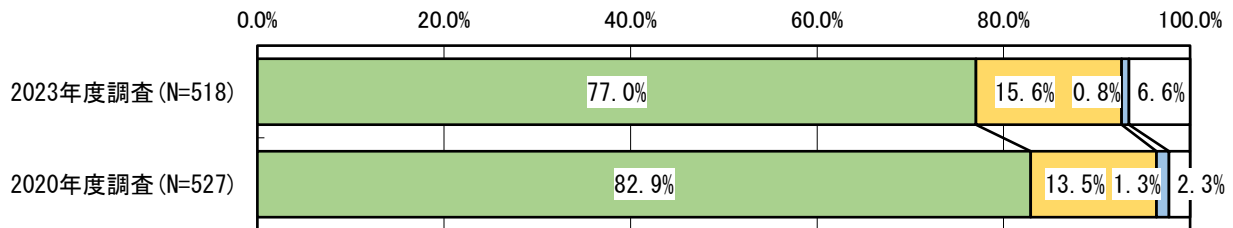
あなたには、

- ・健康状態や病気のことを相談する身近な「かかりつけ医」がいますか。
- ・歯の状態を診てもらったり相談したりできる「かかりつけ歯科医」がいますか。
- ・あなたには、お薬のことを相談できる「かかりつけ薬局」がありますか。

かかりつけ医等の有無をみると、「かかりつけ医がいる」が 77.0%、「かかりつけ歯科医がいる」が 22.0%、「かかりつけ薬局がある」が 46.3%となっています。

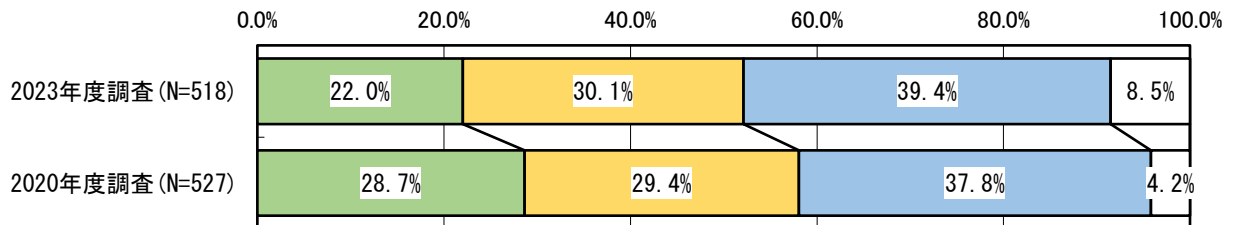
前回調査と比較すると、「かかりつけ医がいる」が 5.9 ポイント、「かかりつけ歯科医がいる」が 6.7 ポイント低くなっています。

図 かかりつけ医の有無



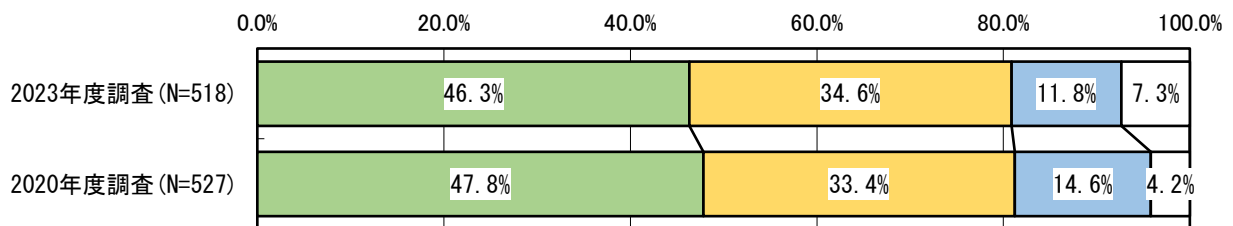
- かかりつけ医がいる
- かかりつけ医はいないが、行く医療機関はだいたい決まっている
- かかりつけ医や、決まって行く医療機関はない
- 無回答

図 かかりつけ歯科医の有無



- かかりつけ歯科医がいる
- かかりつけ歯科医はいないが、行く歯科医院はだいたい決まっている
- かかりつけ歯科医や、決まって行く歯科医院はない
- 無回答

図 かかりつけ薬局の有無



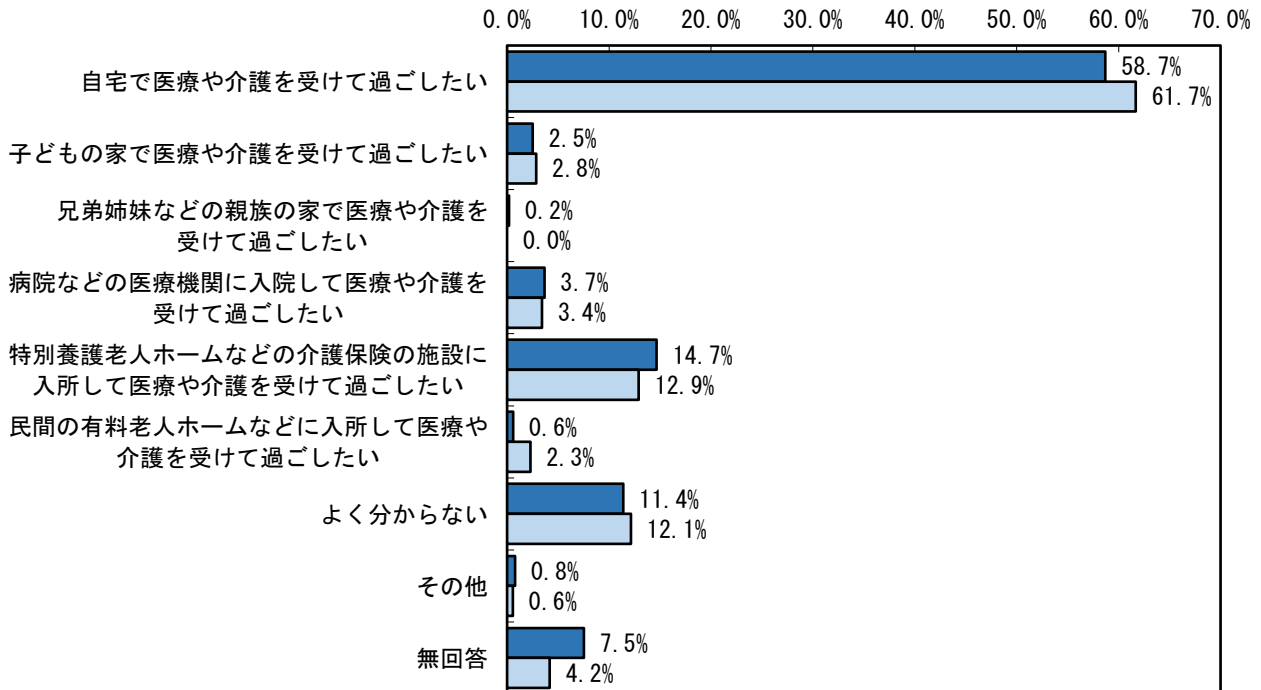
- かかりつけ薬局がある
- かかりつけ薬局はないが、行く薬局はだいたい決まっている
- かかりつけ薬局や、決まって行く薬局はない
- 無回答

■高齢期に医療や介護が必要になった際の希望

あなたは、高齢期に、医療や介護が必要になった時、どこで過ごしたいですか。(1つに○)

高齢期に医療や介護が必要になった際の希望についてみると、「自宅で医療や介護を受けて過ごしたい」(58.7%)が最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険の施設に入所して医療や介護を受けて過ごしたい」(14.7%)、「よく分からない」(11.4%)となっています。

図 高齢期に医療や介護が必要になった際の希望



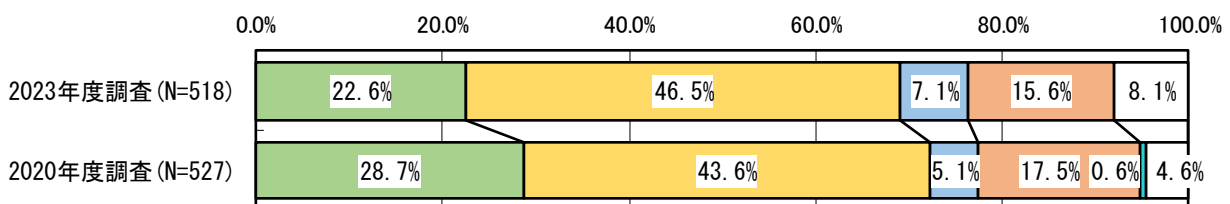
■2023年度調査 (N=518) □2020年度調査 (N=527)

■自宅での看取りの希望と実現可能性

あなた自身が、要介護度が重くなったり、仮に治る見込みがなく死期が迫っている状態となったとき、自宅(子どもの家や兄弟姉妹などの親族の家も含む)で最期まで過ごすことを希望しますか、また、実現可能だと思いますか。(1つに○)

自宅での看取りの希望と実現可能性についてみると、「希望するが、実現は難しいと思う」(46.5%)が最も多く、次いで「希望するし、実現できると思う」(22.6%)、「わからない」(15.6%)となっています。自宅での看取りを希望する人(「希望するし、実現できると思う」と「希望するが、実現は難しいと思う」の合計)は69.1%となっています。

図 自宅での看取りの希望と実現可能性



- 希望するし、実現できると思う
- 希望するが、実現は難しいと思う
- 希望しない
- わからない
- その他(前回のみ)
- 無回答

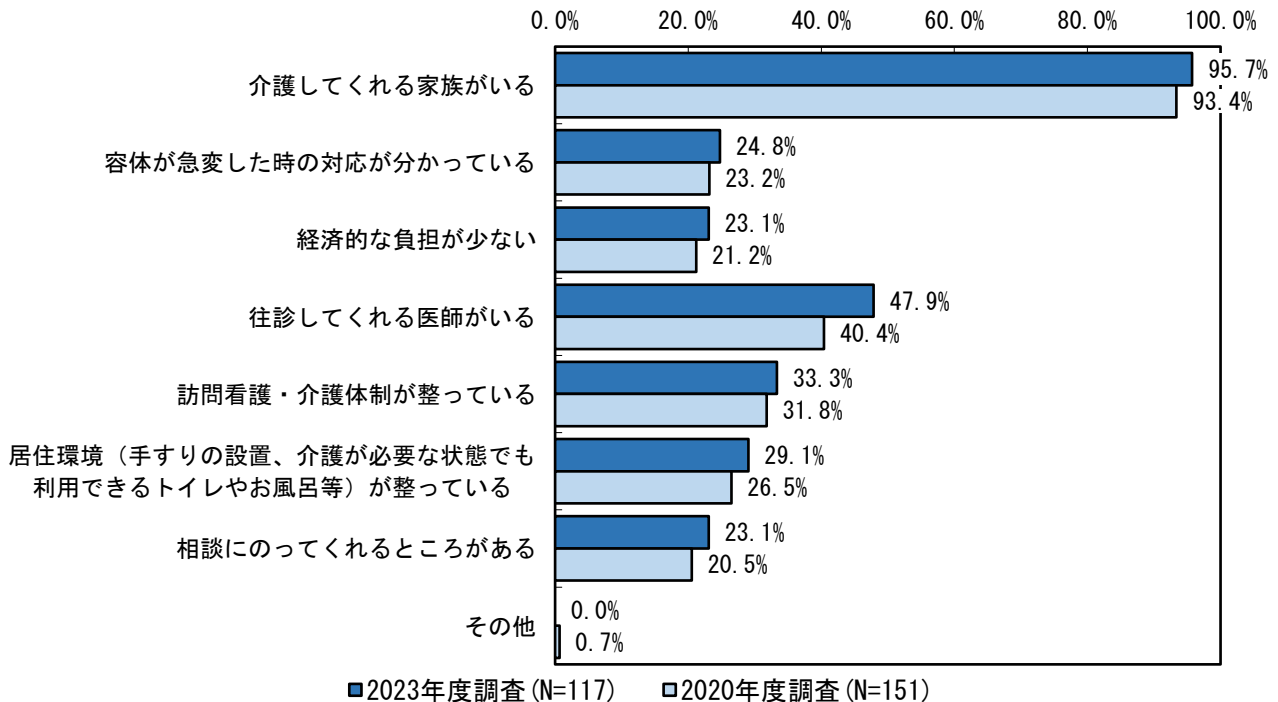
■ 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由、難しいと思う理由

(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「希望するし、実現できると思う」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

自宅で最期まで過ごすことができると思う理由についてみると、「介護してくれる家族がいる」(95.7%)が最も多く、次いで「往診してくれる医師がいる」(47.9%)、「訪問看護・介護体制が整っている」(33.3%)となっています。

前回調査と比較すると、「往診してくれる医師がいる」が7.5ポイント高くなっています。

図 自宅で最期まで過ごすことができると思う理由(複数回答)

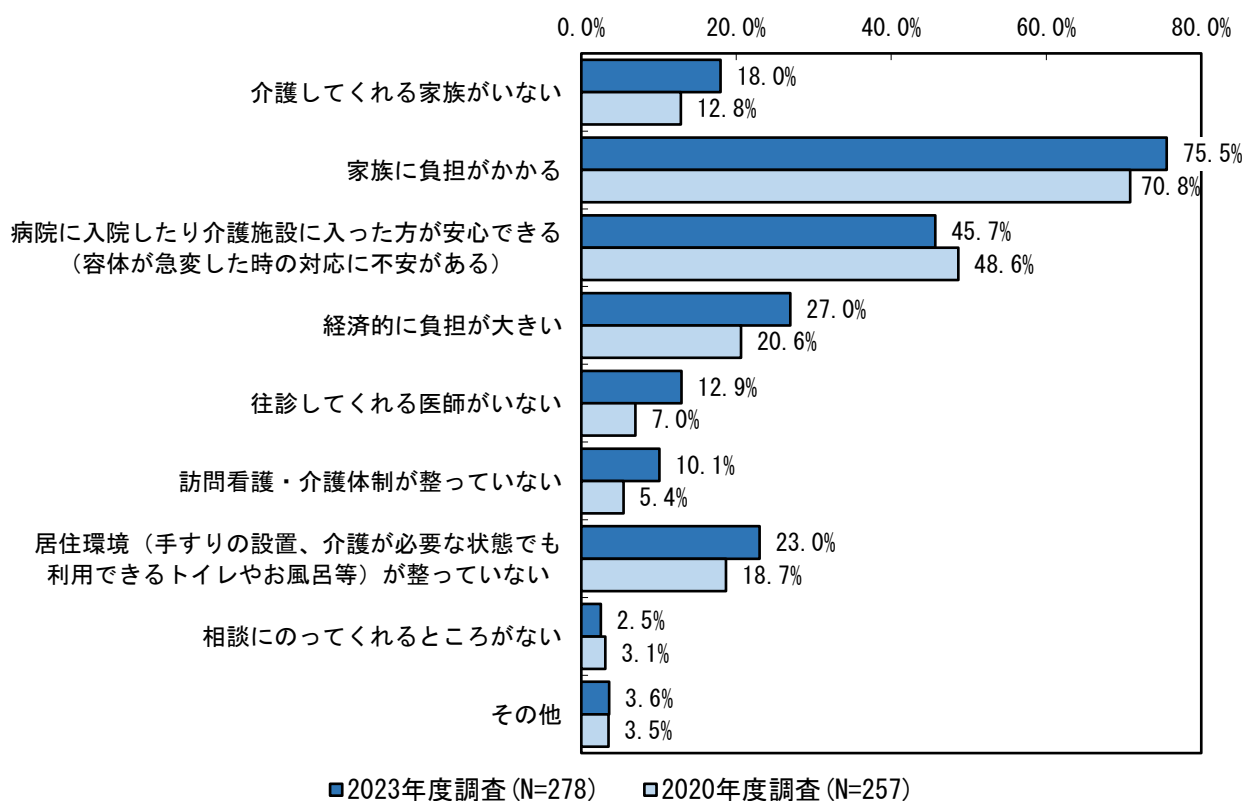


(自宅で最期まで過ごすことができるかという問いに対して)「自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しい」と考える理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由についてみると、「家族に負担がかかる」(75.5%)が最も多く、次いで「病院に入院したり介護施設に入った方が安心できる(容体が急変した時の対応に不安がある)」(45.7%)、「経済的に負担が大きい」(27.0%)となっています。

前回調査と比較すると、「介護してくれる家族がない」が5.2ポイント、「経済的に負担が大きい」が6.4ポイント、「往診してくれる医師がない」が5.9ポイント高くなっています。

図 自宅で過ごすことを希望しない、または過ごすことが難しいと思う理由(複数回答)

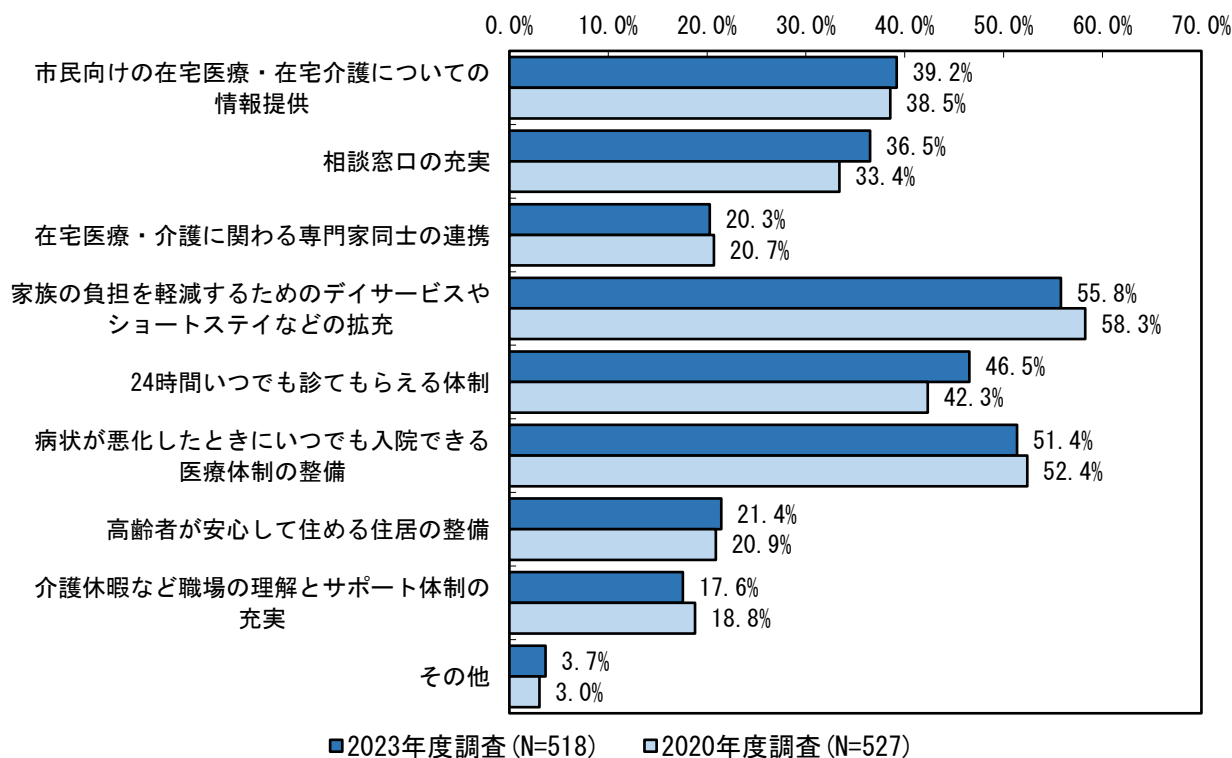


■今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと

今後、「在宅医療」や「在宅介護」が進むためには、どのようなことが必要と思いますか。(あてはまるものすべてに○)

今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なことについてみると、「家族の負担を軽減するためのデイサービスやショートステイなどの拡充」(55.8%)が最も多く、次いで「病状が悪化したときにいつでも入院できる医療体制の整備」(51.4%)、「24時間いつでも診てもらえる体制」(46.5%)となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。

図 今後在宅医療や在宅介護が進むために必要なこと (複数回答)



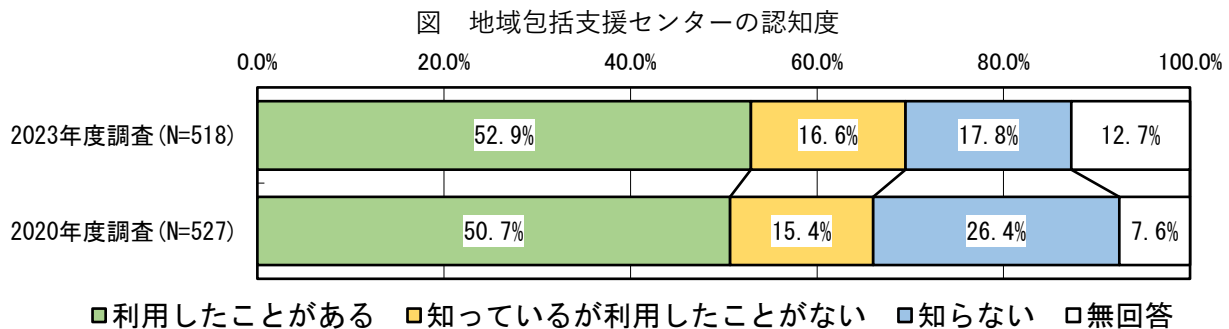
5 その他について

■地域包括支援センターの認知度

あなたは、地域包括支援センターをご存じですか。(1つに○)

地域包括支援センターの認知度についてみると、「利用したことがある」(52.9%)が最も多く、次いで「知らない」(17.8%)、「知っているが利用したことがない」(16.6%)となっています。

前回調査と比較すると、「知らない」が8.6ポイント低くなっています(無回答の増加によるものと推測されます)。

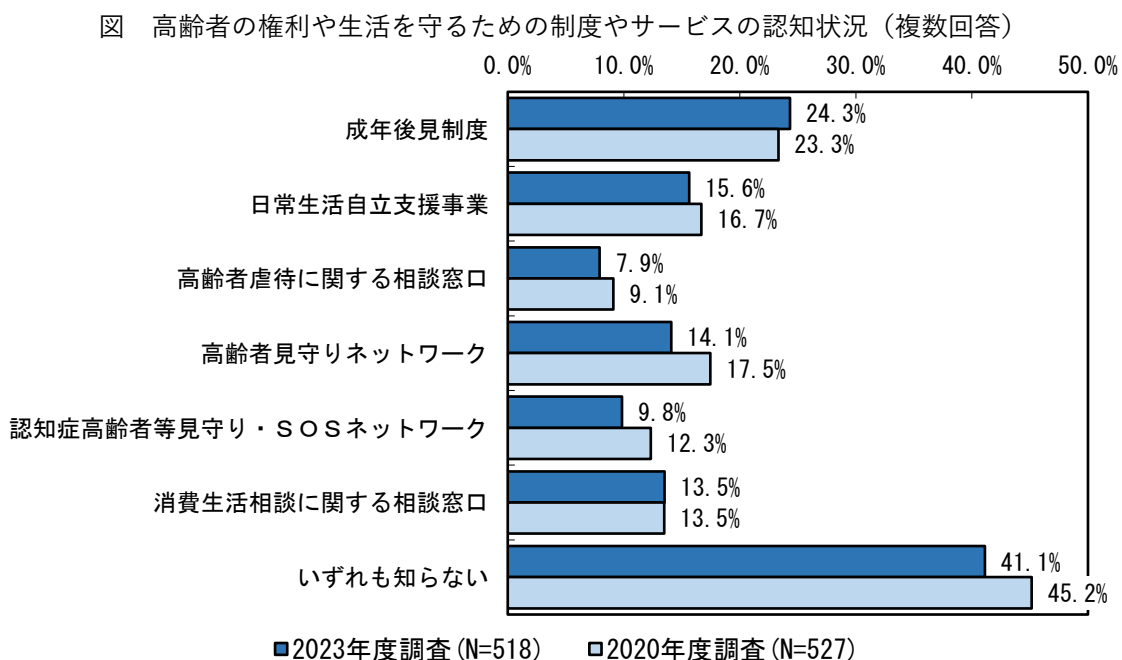


■高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知度

高齢者の権利や生活を守るために、以下のようなものがありますが、あなたをご存じのものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

高齢者の権利や生活を守るための制度やサービスの認知状況についてみると、「いずれも知らない」(41.1%)が最も多く、次いで「成年後見制度」(24.3%)、「日常生活自立支援事業」(15.6%)となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。



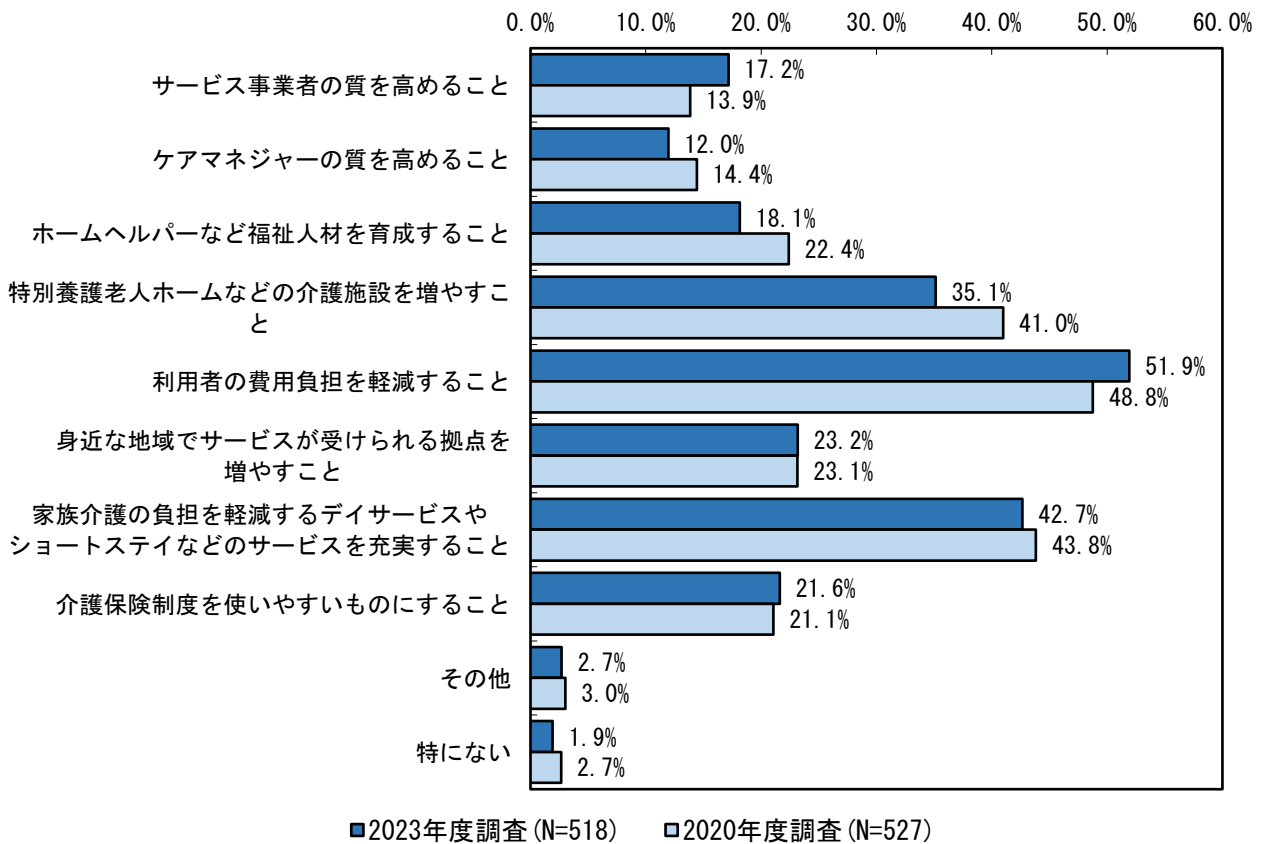
■介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと

「介護保険制度」全体をよりよくするために、市が力を入れるべきことは次のうちどれだと思いますか。（3つまでに○）

介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきことについてみると、「利用者の費用負担を軽減すること」（51.9%）が最も多く、次いで「家族介護の負担を軽減するデイサービスやショートステイなどのサービスを充実すること」（42.7%）、「特別養護老人ホームなどの介護施設を増やすこと」（35.1%）となっています。

前回調査と比較すると、「特別養護老人ホームなどの介護施設を増やすこと」が5.9ポイント低くなっています。

図 介護保険制度全体をよりよくするために市が力を入れるべきこと（3つ以内で複数回答）

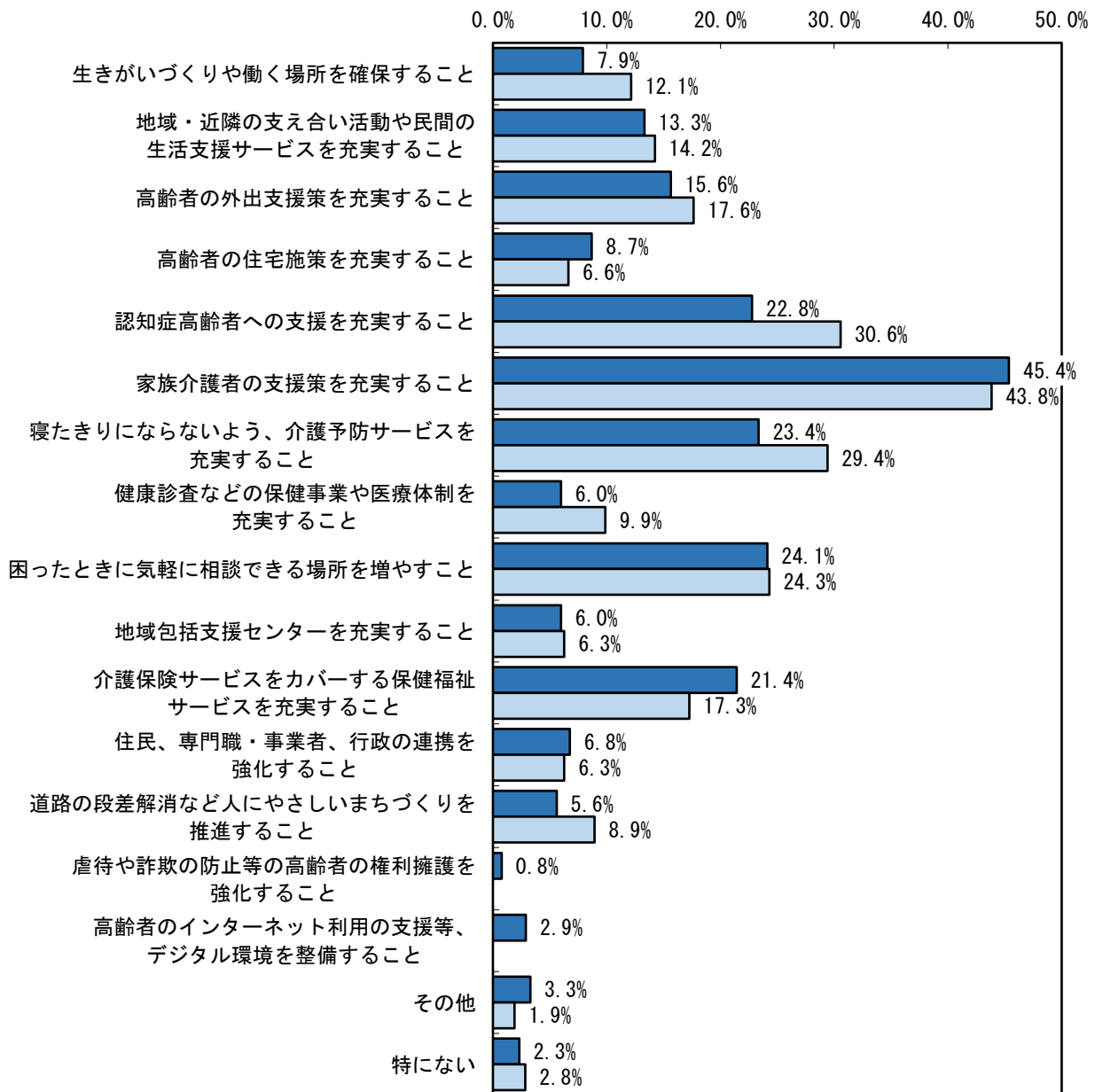


■市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの

市が高齢者施策として取り組むものとして、次のうちどれを優先して充実すべきとお考えですか。(3つまでに○)

市が高齢者施策として優先して取り組むべきものについてみると、「家族介護者の支援策を充実すること」(45.4%)が最も多く、次いで「困ったときに気軽に相談できる場所を増やすこと」(24.1%)、「寝たきりにならないよう、介護予防サービスを充実すること」(23.4%)となっています。

図 市が高齢者施策として優先して取り組むべきもの(3つ以内で複数回答)

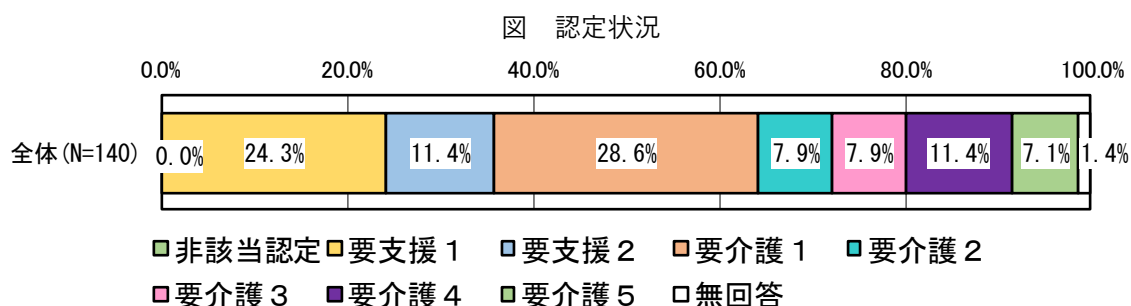


■2023年度調査 (N=518) □2020年度調査 (N=527)

第4章 在宅介護実態調査の概要

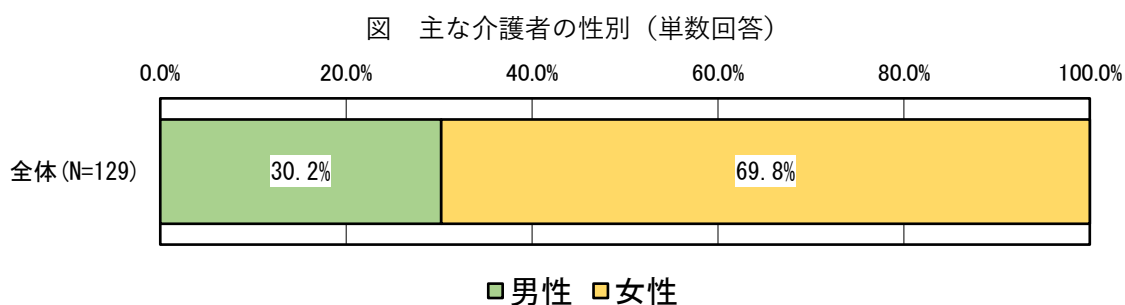
■本人の認定状況

認定状況を見ると、「要介護1」（28.6%）が最も多く、次いで「要支援1」（24.3%）、「要支援2」と「要介護4」が11.4%となっています。

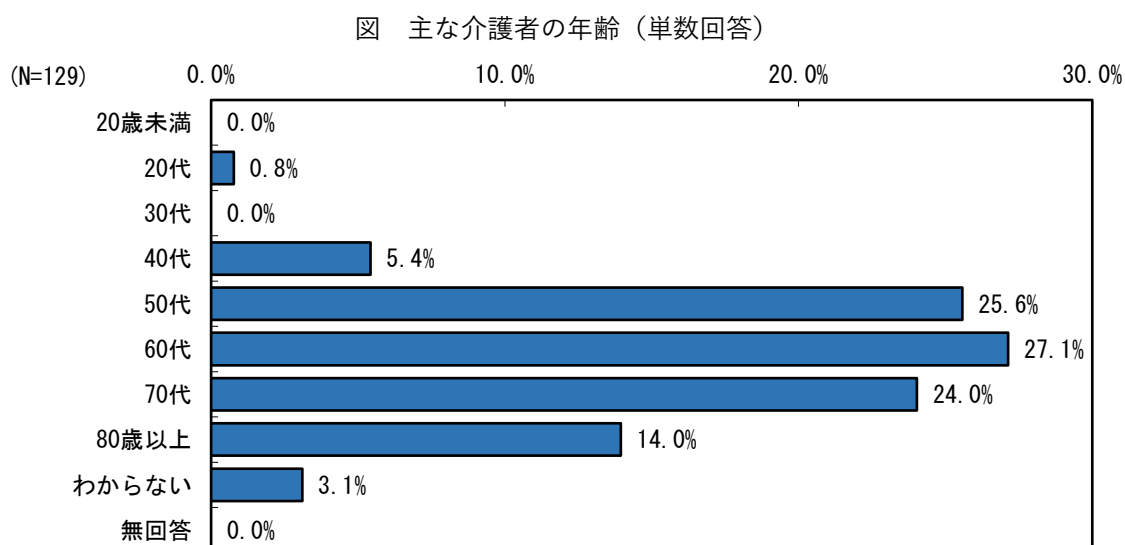


■主な介護者の性別・年齢

主な介護者の性別を見ると、「女性」が69.8%、「男性」が30.2%となっています。



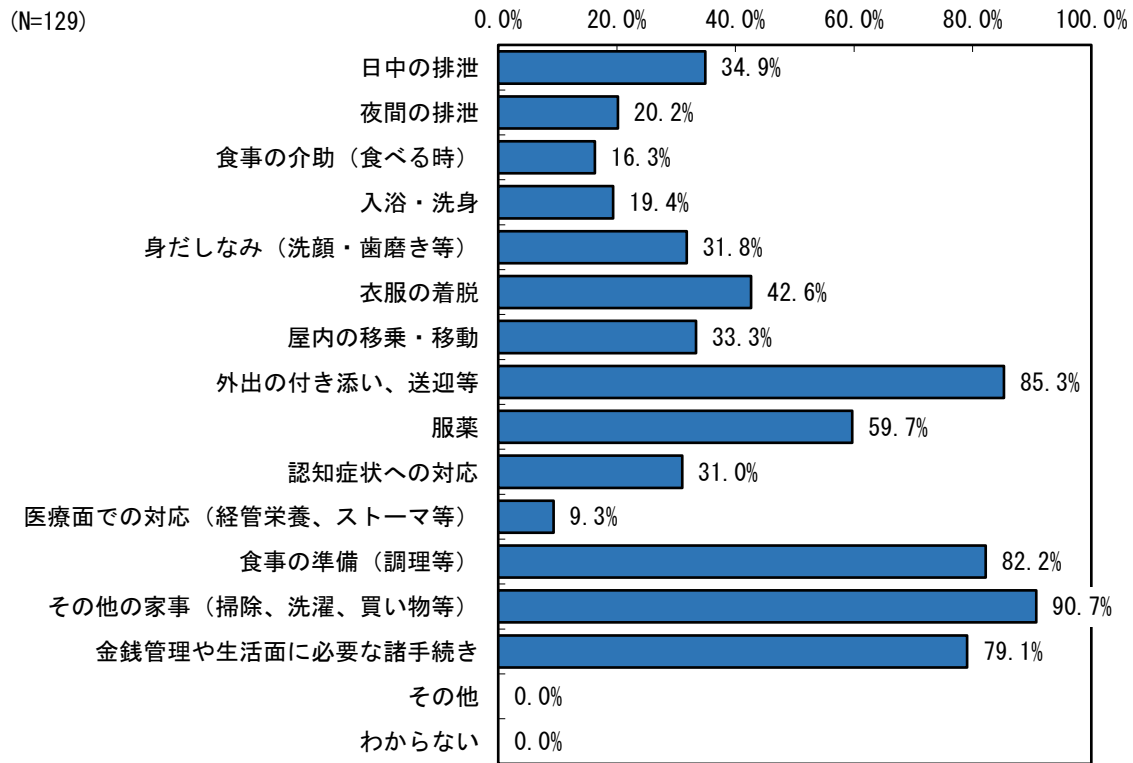
主な介護者の年齢を見ると、「60代」（27.1%）が最も多く、次いで「50代」（25.6%）、「70代」（24.0%）、「80歳以上」（14.0%）となっており、50代以上が9割を占めています。



■主な介護者が行っている介護

主な介護者の方が行っている介護等をみると、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（90.7%）が最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」（85.3%）、「食事の準備（調理等）」（82.2%）となっています。

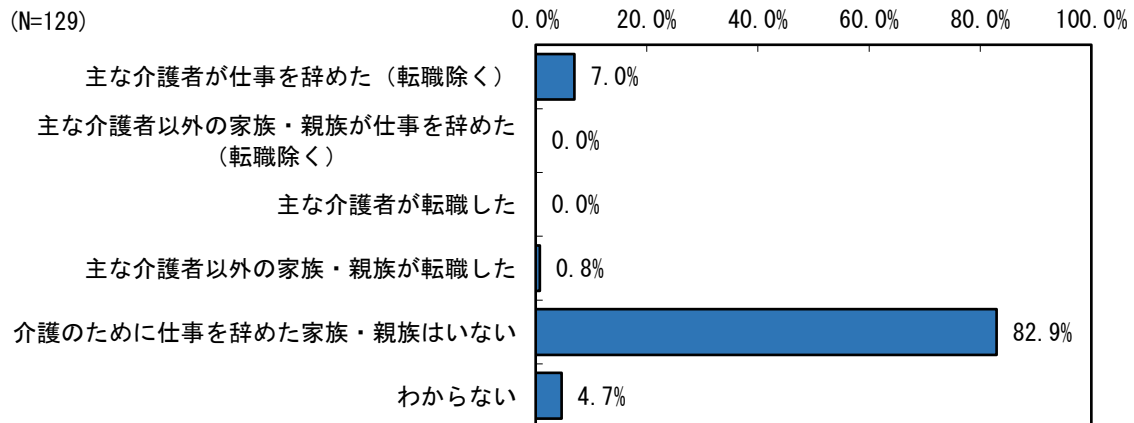
図 主な介護者が行っている介護（複数回答）



■介護のための離職の有無

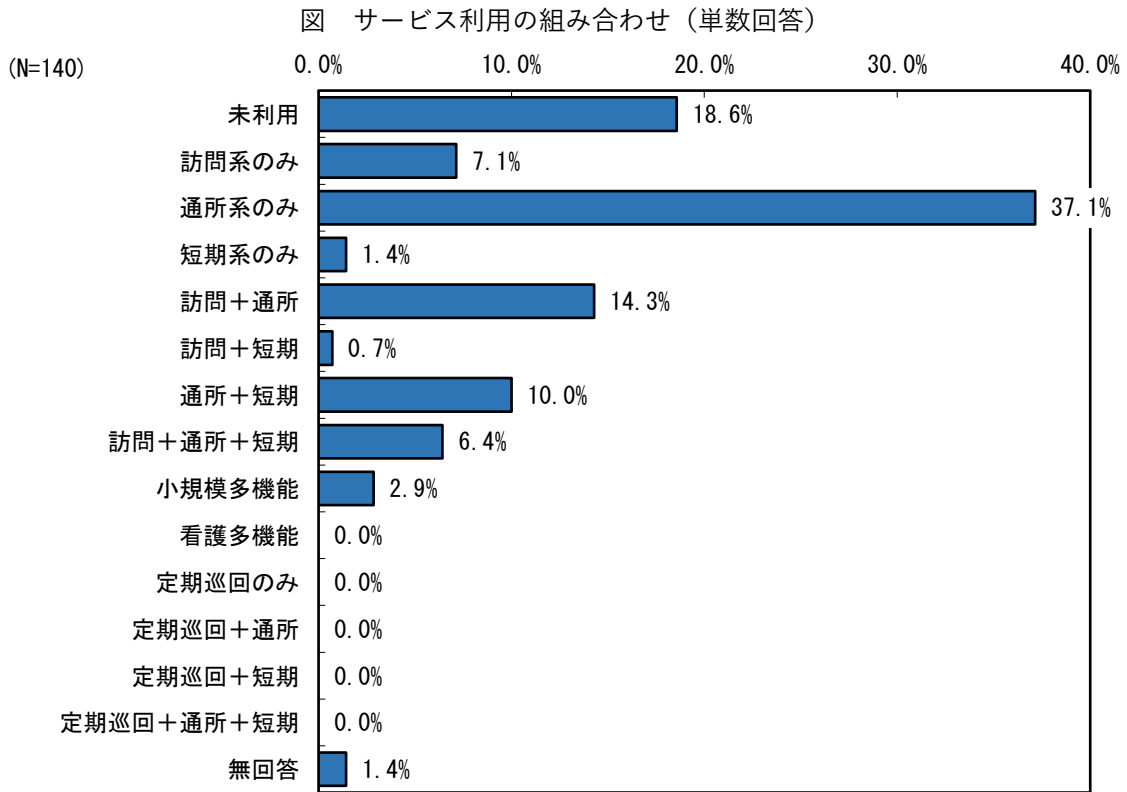
本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた家族や親族の有無をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」（82.9%）が最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」（7.0%）、「わからない」（4.7%）となっています。

図 介護のための離職の有無（複数回答）



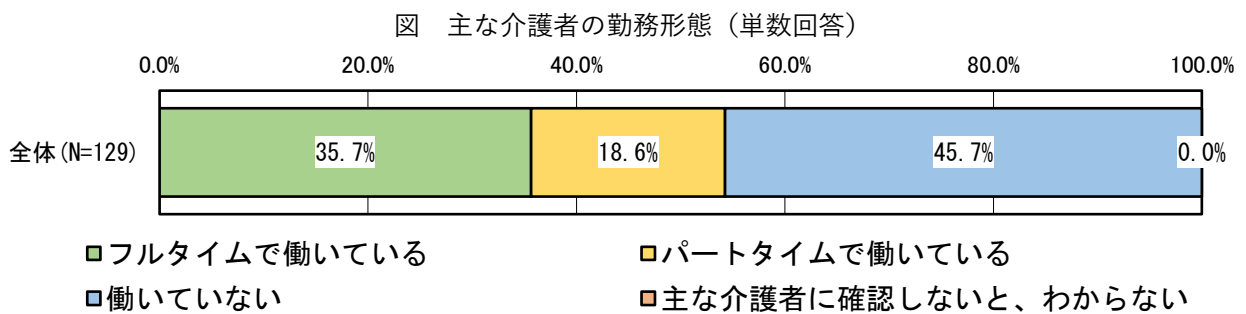
■介護保険サービスの利用の有無

サービス利用の組み合わせをみると、「通所系のみ」(37.1%)が最も多く、次いで「未利用」(18.6%)、「訪問+通所」(14.3%)となっています



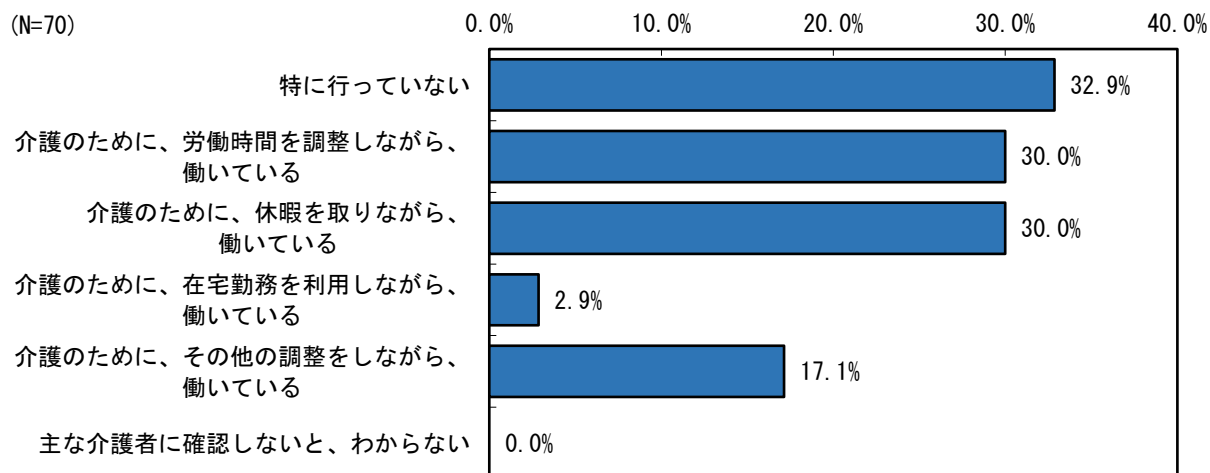
■主な介護者の勤務形態と働き方の調整状況

主な介護者の現在の勤務形態についてみると、「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」を合わせると、現在勤務している主な介護者は54.3%となっています。



現在勤務している主な介護者について、働き方についての調整等の状況をみると、「特に行っていない」(32.9%)が最も多く、次いで「介護のために、労働時間を調整しながら、働いている」、「介護のために、休暇を取りながら、働いている」(ともに30.0%)、「介護のために、その他の調整をしながら、働いている」(17.1%)となっています。

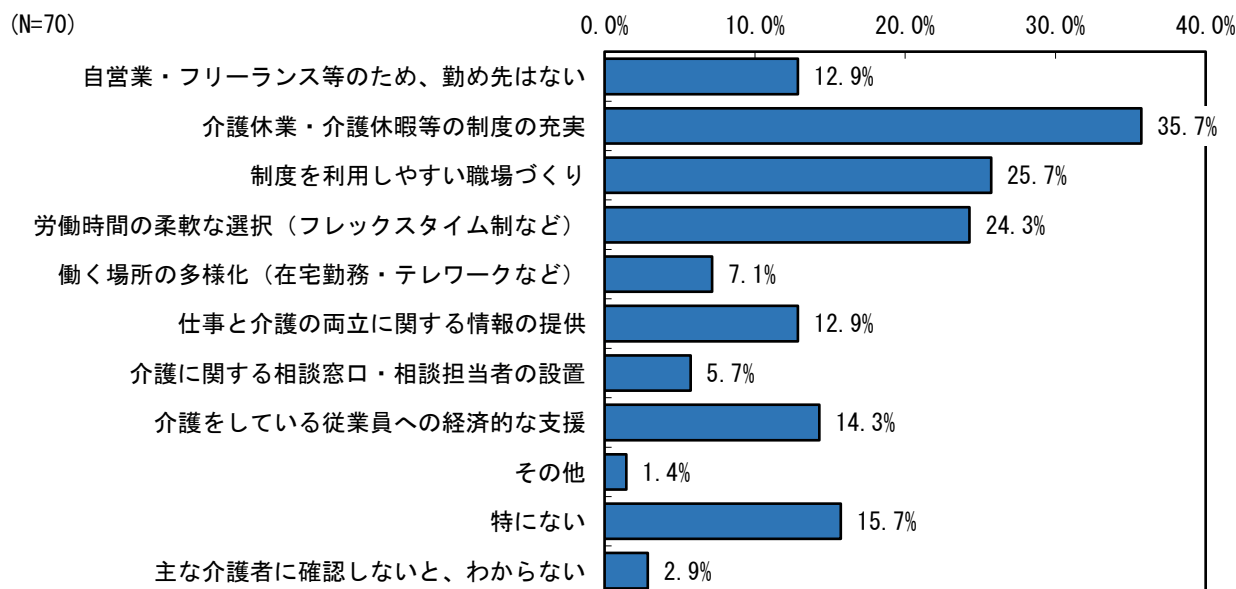
図 主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）



■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

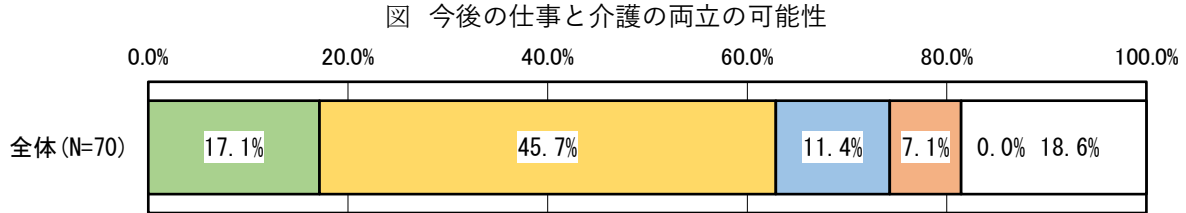
現在勤務している主な介護者について、勤め先からの仕事と介護の両立に効果がある支援をみると、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」(35.7%)が最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」(25.7%)、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」(24.3%)となっています。

図 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）



■今後の仕事と介護の両立の可能性

現在勤務している主な介護者について、今後の仕事と介護の両立の可能性をみると、「問題はあるが、何とか続けていける」(45.7%)が最も多く、次いで「問題なく、続けていける」(17.1%)、「続けていくのは、やや難しい」(11.4%)となっています。

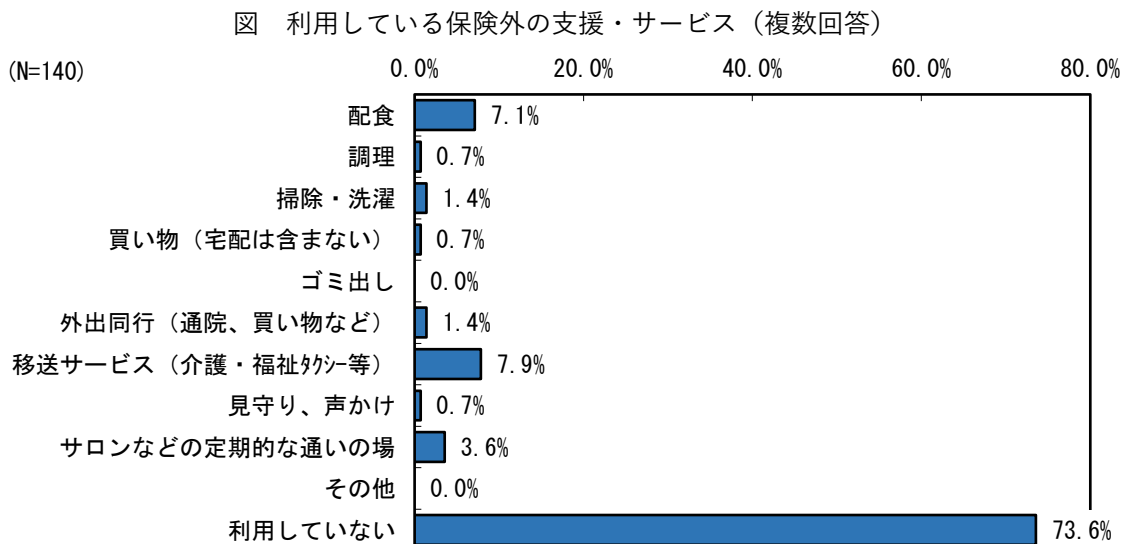


- 問題なく、続けていける
- 問題はあるが、何とか続けていける
- 続けていくのは、やや難しい
- 続けていくのは、かなり難しい
- 主な介護者に確認しないと、わからない
- 無回答

■在宅生活の継続のために利用している保険外サービスと必要と感じるサービス

【利用している保険外サービス】

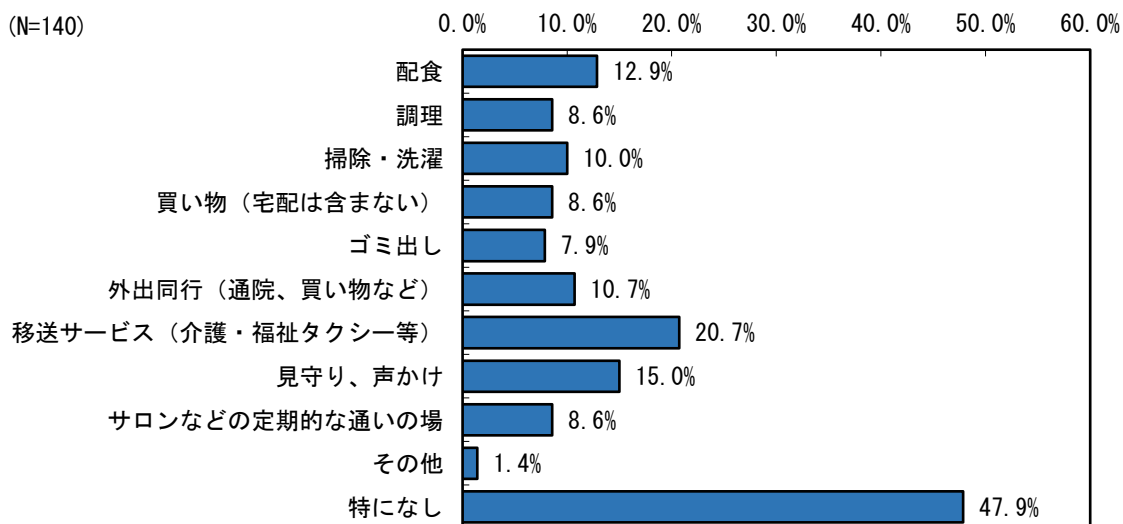
現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについてみると、「利用していない」(73.6%)が最も多くなっています。利用している支援・サービスとしては、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(7.9%)が最も多く、次いで「配食」(7.1%)、「サロンなどの定期的な通いの場」(3.6%)となっています。



【必要と感じる支援・サービス】

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「特になし」(47.9%)が最も多くなっています。必要と感じる支援・サービスとしては「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(20.7%)が最も多く、次いで「見守り、声かけ」(15.0%)、「配食」(12.9%)となっています。

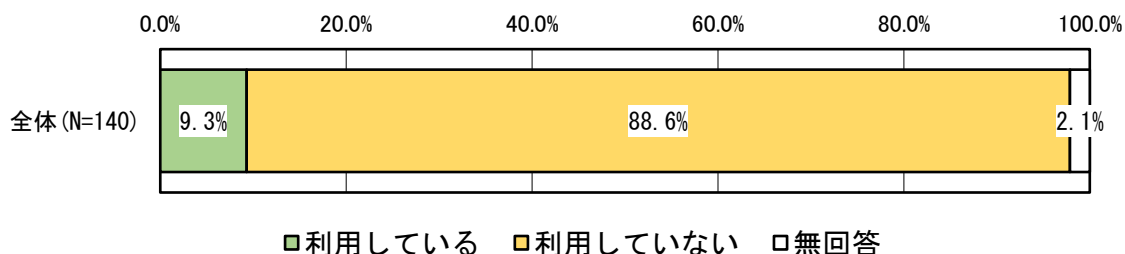
図 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)



■訪問診療の利用状況

本人の訪問診療の利用状況を見ると、「利用している」は9.3%となっています。

図 A問12 訪問診療の利用状況





豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日 2024年3月

発行 豊岡市

編集 〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町12番12号

豊岡市健康福祉部

高年介護課 TEL(0796)24-2401 FAX(0796)29-3144

社会福祉課 TEL(0796)24-7033 FAX(0796)24-4516

健康増進課 TEL(0796)24-1127 FAX(0796)24-9605

URL <http://www.city.toyooka.lg.jp>